

ひろしま 高齢者ガイドブック

～保健福祉・介護サービスを利用するために～



令和6年度

広島県健康福祉局

(令和6年4月1日現在)

内容は令和6年4月1日で掲載

一部令和6年4月1日以降の情報も反映しています

令和6年度の「施設一覧」は、広島県のホームページから御覧いただけます。

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)
 トップページ > 健康・福祉・子育て > 高齢者・障害者等福祉 > 地域共生社会推進課
 > 高齢者ガイドブック 施設一覧 (令和6年度)

「施設一覧」は「居宅・地域密着型サービス」と「施設・居住系サービス」の2種類に区分されています。検索したい事業所を含む区分をクリックしてください。

※施設の所在地で検索する場合は、(エクセルファイル)「市町名」の「▼」をクリックし、該当の市町を選択してください。当該市町に所在する施設のみ表示されます。同様に、施設の種類でも検索することができます。

居宅・地域密着型サービス	施設・居住系サービス
訪問介護事業所	短期入所生活介護事業所
訪問入浴介護事業所	短期入所療養介護事業所
訪問看護ステーション	特定施設入居者生活介護事業所
訪問リハビリテーション事業所	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
通所介護事業所	介護老人保健施設
通所リハビリテーション事業所	介護医療院
福祉用具貸与事業所	養護老人ホーム
特定福祉用具販売事業所	軽費老人ホーム(A型)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	軽費老人ホーム(ケアハウス)
夜間対応型訪問介護事業所	生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)
地域密着型通所介護事業所	有料老人ホーム
認知症対応型通所介護事業所	過疎地域小規模老人ホーム
小規模多機能型居宅介護事業所	トータルケアホーム
認知症対応型共同生活介護事業所	あんしんリビング
地域密着型特定施設生活介護	自立支援型グループホーム
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所 (小規模特別養護老人ホーム)	小規模地域ケア促進事業
看護小規模多機能型居宅介護事業所	ユニバーサルリビング
居宅介護支援事業所	老人福祉センター
地域包括支援センター	

また、各事業所をクリックすると県内の一覧表(PDFファイル)がご覧いただけます。

目 次

1	生きがいを見つけ、社会づくりに参加しよう	1
	老人クラブ	1
	老人保健福祉月間	2
	高齢者の生きがい・健康づくり応援事業	3
	社会参加きっかけづくり応援事業	4
	高齢者の利用施設（活動の場）	5
	シルバー人材センター	6
	ひろしましごと館	7
2	健康維持のための保健サービスを活用しよう	8
	健康手帳	8
	健康診査	8
	肝炎ウイルス検診	9
	ひろしま健康づくり県民運動	10
	住民主体の「通いの場」	11
3	高齢者向けの住まいを利用しよう	12
	養護老人ホーム	13
	軽費老人ホーム	14
	生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）	15
	有料老人ホーム	16
	サービス付き高齢者向け住宅	19
	高齢者向け優良賃貸住宅	20
	公営住宅	21
	シルバーハウジング	22
	小規模共同生活型施設	23
4	高齢者の福祉施策	24
	成年後見制度	24
	認知症対策	26
	もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）	28
	広島県認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）	29
	広島県認知症地域連携パス（ひろしまオレンジサポート）	30
	高齢者虐待防止	32
	原爆被爆者の介護保険サービスに対する公費負担（助成）	33
	指定難病医療費助成	34
	重度心身障害児（者）医療費助成	36
	精神障害者医療費助成	37
	介護保険と障害福祉サービス	38
	生活福祉資金貸付制度（福祉資金／福祉費）	41
	生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金「低所得者世帯向け」）	42

福祉サービス利用援助事業（かけはし）	43
福祉サービス苦情解決制度	45
税に関する高齢者の優遇制度	46
医療費の支給.....	49
後期高齢者医療制度	53
5 地域支援事業について	54
地域支援事業とは	54
介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）のメニュー	54
包括的支援事業とは	56
任意事業のメニュー	57
6 介護保険について知ろう	58
介護保険制度のしくみは？	58
介護サービスを利用できる人は？	59
保険料の額・納め方は？	60
保険料を滞納すると？	61
サービスの支給限度額.....	62
利用者の負担は？	63
1割、2割又は3割の自己負担が高額になったときには？	65
サービス利用等に対する苦情	68
申請からサービスの利用までの手順	69
7 要介護・要支援者へのサービスについて	74
居宅サービスの利用	
居宅介護支援（介護サービス計画の作成など）	75
訪問介護（ホームヘルプサービス）	77
訪問入浴介護.....	78
訪問看護.....	79
訪問リハビリテーション	80
居宅療養管理指導.....	81
福祉用具貸与.....	83
特定福祉用具販売.....	85
居宅介護住宅改修費の支給	86
通所介護（デイサービス）	88
通所リハビリテーション（デイケア）	90
短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）	92
短期入所療養介護（医療系のショートステイ）	94
施設を利用するサービス	
特定施設入居者生活介護.....	96
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	97
介護老人保健施設.....	99
介護医療院.....	101

介護予防サービスの利用

介護予防支援（介護予防サービス計画の作成など）	103
介護予防訪問入浴介護	104
介護予防訪問看護	105
介護予防訪問リハビリテーション	106
介護予防居宅療養管理指導	107
介護予防福祉用具貸与	109
特定介護予防福祉用具販売	110
介護予防住宅改修費の支給	111
介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	112
介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）	113
介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）	115
介護予防特定施設入居者生活介護	117

地域密着型サービスの利用

定期巡回・随時対応型訪問介護看護	118
夜間対応型訪問介護	120
地域密着型通所介護	122
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	124
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	126
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 （認知症高齢者グループホーム）	127
地域密着型特定施設入居者生活介護	129
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （小規模特別養護老人ホーム）	130
看護小規模多機能型居宅介護	132
介護サービス情報の公表制度	133

8 相談窓口 134

認知症疾患医療センター	134
認知症高齢者の精神保健相談等	135
認知症相談	136
地域包括支援センター	137
老人介護支援センター	138
広島県医療安全支援センター	138
お薬に関する相談窓口	139
薬局による住宅訪問に関する相談窓口	139
消費生活相談	141
県民相談	142
警察の相談電話	143
運転免許などのお問い合わせ先電話番号	143

9 連絡先一覧	144
市町	144
社会福祉協議会	145
地域包括支援センター	148
県厚生環境事務所・保健所	152
市保健所・保健センター	152
市町福祉事務所	153
広島県警	154
シルバー人材センター	155

1 生きがいを見つけ、社会づくりに参加しよう

老人クラブ

少子高齢社会において、老人クラブは、健康づくり活動や社会貢献活動の実施など、多様な役割を果たす組織として、地域で活躍しています。

高齢期を健全で豊かなものにするため、地域のおおむね60歳以上の方を会員として老人クラブが組織され、次のような活動を実施しています。

(県内1,851クラブ、会員数90,790人：令和5年度末現在)

■ 活動内容

健康づくり・介護予防活動の推進

県及び市町の各老人クラブ連合会が一体となり、「会員から隣人へ、そして地域で暮らす全ての高齢者へ」と、健康づくり・介護予防活動の取組を推進します。

⇒「シニア・スポーツ」の推進、「高齢者の健康ウォーキング」「いきいきクラブ体操」の普及

高齢者・地域支え合い事業の推進

一人暮らしや高齢者世帯などへ、地域の情報を届ける友愛活動を進めるとともに、地域や高齢者の暮らしを支える取組を推進します。

⇒ 訪問活動・サロン情報の提供、子どもの見守り・パトロール活動、防犯・交通安全活動

高齢者の社会参画を支える活動の推進

県内全域にわたるネットワークを利用して、県、市町や関係団体が実施する社会参画活動などの事業を、積極的に推進します。

全国運動、全国共通目標の推進

高齢者自らが健康保持・増進に努め、医療保険制度や介護保険制度の健全な発展に寄与するために、全国三大運動「健康・友愛・奉仕」及び全国共通目標を全県的に推進します。

⇒「老人の日・老人週間」での社会奉仕活動

高齢者の社会活動指導者の育成

地域活動の取組強化に向けて、地域の老人クラブや市町老人クラブ連合会の指導者の育成、他の地域団体の指導者との連携を図るための研修会を開催し、社会活動指導者を育成します。

⇒「リーダーブロック研修会」の開催、若手委員・リーダーの育成、女性委員会活動の促進

■ 会費

老人クラブにより異なります。

■ 問合せ先

市町の高齢者福祉担当課	P144
(公財) 広島県老人クラブ連合会	〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 ☎ (082) 254-1900

老人保健福祉月間

■ 老人保健福祉月間事業

1 趣旨

高齢者自らが高齢期のあり方に関心を高めるとともに、県民一人ひとりが、家庭、職場、学校及び地域社会などで、高齢者との関わりを深めていくことが重要です。

広島県では、9月を「老人保健福祉月間」と定め、高齢者が、できる限り住み慣れた地域で活動的で生きがいのある生活を送ることができるよう、社会参画・ボランティア活動の促進、高齢者の人権尊重等6つの目標を掲げ、高齢者保健福祉の重要性について理解の促進を図る。

2 令和5年度実績

○ 実施期間 令和5年9月1日～9月30日

○ 標語 「みんなで築こう 健康長寿と共生社会」

○ 目標

- (1) すべての高齢者が安心して自立した生活ができる、保健・福祉のまちづくりを進め、ふれあいの輪を広げよう。
- (2) 高齢者の知識、経験や能力をいかした、就労・社会参加・ボランティア活動を進めよう。
- (3) 高齢者の生きがい・健康づくり、介護予防、感染拡大防止等への取り組みを進めよう。
- (4) 高齢者の人権を尊重し、認知症高齢者への支援のあり方や介護問題等をみんなで考え、高齢者や介護者を支える取り組みを積極的に進めよう。
- (5) 高齢社会における家族や地域社会等の役割を理解し、多世代がお互いに協力して安心と活力ある健康長寿社会をつくろう。
- (6) 減災や防災への取り組みに関心を持ち、日頃から地域でのつながりを築こう。

○ 主な事業

- ・社会奉仕の日（広島県老人クラブ連合会）
- ・市町においても、敬老祝金、敬老記念品を贈呈するところがあります。

*令和6年度については、8月下旬に県のホームページで公表する予定です。

■ 老人の日・老人週間

1 趣旨

国においては、「老人の日」からの7日間を「老人週間」と定め、高齢者福祉の増進を図っています。

2 実施期間 9月15日「老人の日」から21日までの「老人週間」の7日間

3 主な事業

国では、毎年度、百歳を迎えられる方々に対して、内閣総理大臣からの祝状と記念品を県や市町を通じて贈呈しています。

※ 令和5年度広島県内対象者数 1,395人（男性：207人、女性：1,188人）

県庁 地域共生社会推進課

☎ (082) 513-3198

高齢者の生きがい・健康づくり応援事業

高齢者の生きがいと健康づくりをはじめ、積極的な社会参加を推進するため、市町や関係機関及び関係団体と連携し、各種事業を実施しています。

事業名	内容	令和5年度実施状況
全国健康福祉祭（ねんりんピック）への選手派遣	毎年開催される全国健康福祉祭（ねんりんピック）へ、各種予選会で選考された選手を広島県選手団として派遣	第35回全国健康福祉祭えひめ大会 参加人数：168人
シルバー作品展	高齢者の創作による絵画、写真、書、工芸等の展示会の開催	第32回広島県シルバー作品展 出品作品：248点
シニア総合スポーツ大会	高齢者によるスポーツ大会の開催	第33回広島県シニア総合スポーツ大会 参加人数：654人
シニア囲碁・将棋大会	高齢者による囲碁・将棋大会の開催	第34回広島県シニア囲碁・将棋大会 参加人員：195人

※ 令和6年度の実施については、随時、ホームページでお知らせします。

○ ホームページによる情報発信

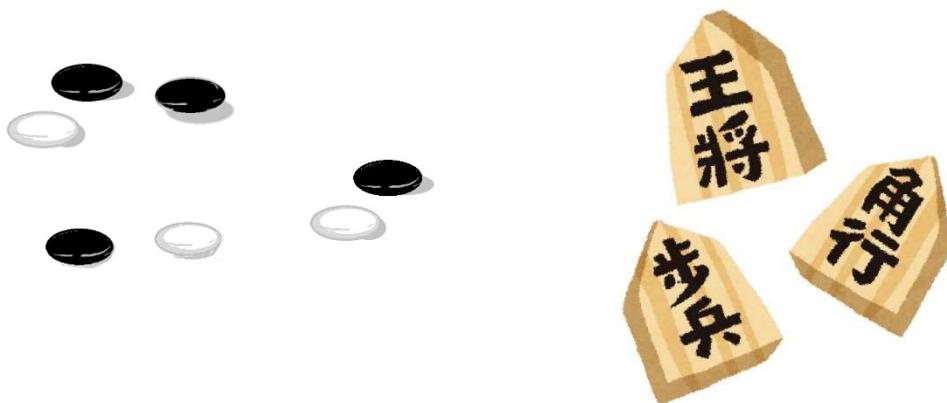
高齢者の生きがい・健康づくり応援事業など、高齢者の生きがい・健康づくり、社会参加のための情報を発信しています。

広島県ホームページ

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/55/akaruichoujyu-5.html>

■ 問合せ先

(社福) 広島県社会福祉協議会 福祉人材課	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 ☎ (082) 254-3415
--------------------------	---



社会参加きっかけづくり応援事業

広島県では、令和6年度より、市町や市町社協等が取り組む、高齢者や高齢期に入る前の年齢層の人が、社会参加への意識づけや地域活動のきっかけづくりとなる事業の支援に取り組んでいます。

■ 目的

- ① さまざまな世代の人達の、身近な地域活動への参加や起業などのきっかけをつくる。
- ② 地域で暮らす人たちが、役割と居場所、つながりを持ち続けられる場面の拡充。

■ 事業の概要

事業主体：社会福祉法人 広島県社会福祉協議会

運営対象：高齢者等（※）の社会参加へのきっかけづくりに取り組む市町、市町社協、社会福祉法人、NPO 団体等

（※）高齢者等

高齢期を意識し始める若い年齢層を含めた、地域活動等への意欲がある人、きっかけがあれば活動したいと希望する人等。

■ 実施市町等

[令和6年度 予定]

大竹市社会福祉協議会、世羅町社会福祉協議会、神石高原町社会福祉協議会

■ プログラム例

- ・社会参加への意向・阻害要因等について住民アンケートの実施
- ・高齢者や高齢期に入る前の年齢層等に向けた社会参加促進セミナーの開催
- ・社会参加の場づくり等に携わる関係者向けのワークショップ開催
- ・多様な社会参加の場の見学ツアー・体験会の開催
(ボランティア体験、子ども食堂や学校行事のお手伝い体験など)
- ・社会参加の場の参加者によるソーシャルメディアプラットフォーム（インスタグラム等）の立ち上げ
- ・地域の当事者の会の活動発表会への住民参加 等

■ 問合せ先

(社福) 広島県社会福祉協議会
地域福祉課

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2
☎ (082) 254-3414

高齢者の利用施設（活動の場）

社会活動や余暇を楽しむためにご利用ください。

種 類	概 要	設 備 等	利 用 料
老人福祉センター	地域の高齢者に対して各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上やレクリエーション等のための便宜を総合的に提供します。	【設備の例】 相談室、機能回復訓練室、集会室、教養娯楽室、図書室、浴室	原則として無料 ※施設によっては実費負担等が必要です。
老人憩の家	60歳以上の人に、教養の向上やレクリエーション等のための活動場所を提供します。 老人福祉センターよりもやや小規模な施設です。	大集会室等	原則として無料 ※実費負担等が必要な部屋、設備もあります。
老人集会所	おおむね60歳以上の人に、教養の向上やレクリエーション等のための活動場所を提供します。	集会室等	原則として無料 ※利用料の必要な施設もあります。
保健福祉活動センター	地域の中高齢者に対する保健活動や創造・生産活動のための便宜を総合的に提供します。	創造・生産活動室等	原則として無料 ※実費負担等が必要な場合があります。

■ 問合せ先

老人福祉センター	県ホームページ「施設一覧」参照 市町の高齢者福祉担当課（P144）
老人憩の家	市町の高齢者福祉担当課（P144）
老人集会所	
保健福祉活動センター	

シルバー人材センター

高齢者の豊富な経験・知識・技能を社会に活かしませんか！

地域社会の臨時的・短期的な仕事を、家庭・事業所等から引き受けて会員に提供し、報酬を分配しています。

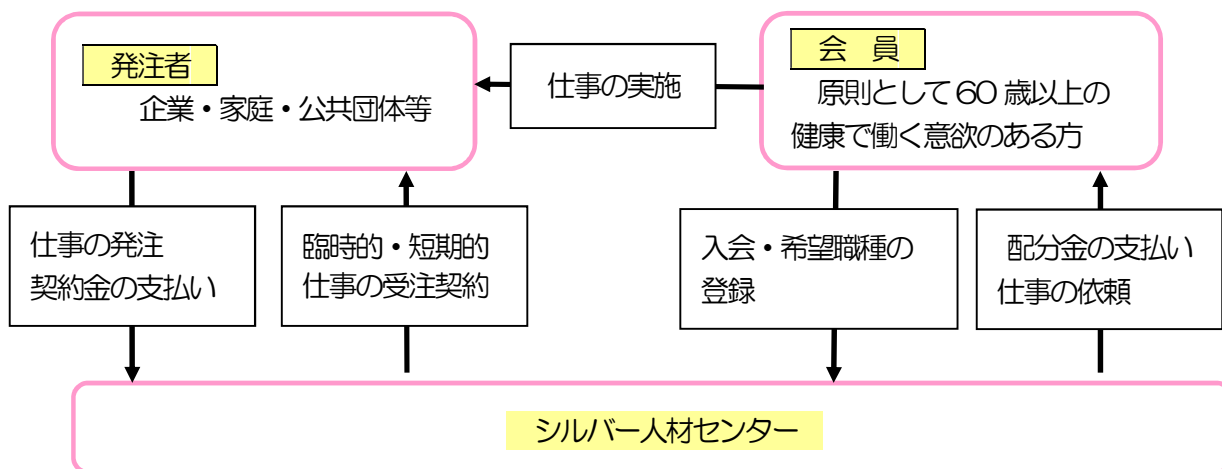
■ シルバー人材センター

【実施している仕事の例】

屋内外の一般作業分野	公園清掃、除草・草刈り、樹木消毒、包装など
管 理 分 野	施設管理、駐車・駐輪場管理など
事 務 分 野	受付事務、毛筆筆耕、宛名書き、文書管理事務など
折 衝 ・ 外 交 分 野	広報誌の配布、検針・集金など
サ ー ビ ス 分 野	福祉・家事援助、産前・産後の手伝い、ベビーシッター、 観光ガイドなど
技能を必要とする分野	庭木の剪定、障子・ふすま張り、大工仕事、ペンキ塗りなど
専 門 技 術 分 野	補習教室講師、パソコン指導、翻訳・通訳、家庭教師、経理事務、 衣類リフォームなど

※ 詳しくは、各シルバー人材センターにお問い合わせください。

【シルバー人材センターのしくみ】



■ 問合せ先

市町の高齢者福祉担当課	P144
シルバー人材センター	P155

ひろしましごと館

「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」はシニア・ミドル世代をはじめとする全世代の就業や社会貢献活動を幅広くサポートします。

■ ひろしましごと館 (広島市中区基町12-8 宝ビル内)

【総合受付】 ☎ (082) 224-0121 (7F ひろしましごと館)

メールアドレス: shigotokan@pref.hiroshima.jp

ホームページ: <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/work2/shigotokan.html>

施設名		対象	主な事業内容	
6F	広島新卒応援ハローワーク ハローワーク広島 学卒部門 [広島労働局]	新規卒者・ 既卒3年 以内の者	職業相談・職業紹介、求人情報の検索・提供、 就職セミナー開催、就職面接会の開催	
7F	ひろしましごと館 [広島県]	若年者就業相談コーナー 月～金 11時15分～18時00分 第1・第3土 12時00分～18時00分	おおむね ～39歳	キャリアコンサルティング、職業適性診断、 応募書類の書き方・面接指導
		シニア・ミドル職業紹介コーナー 月～金 10時00分～16時50分	おおむね 40歳～	中高年齢者の職業相談・職業紹介、 起業・創業、ボランティア活動等多様な 働き方に関する相談
		U・Iターン職業紹介コーナー 月～金 10時00分～16時45分 第1・第3土 12時00分～18時00分	全年齢	U・Iターン就職希望者に県内企業を対象とした職業紹介
一日しごと館の開催		来館が困難な求職者等の利便性を図るため、関係市町等と連携を図り「一日しごと館」を開催。開催場所・日程等の詳細については、広島県商工労働局雇用労働政策課 (☎ (082) 513-3424) にお問い合わせください。		

■ ひろしましごと館 福山サテライト (福山市霞町一丁目10-1 まなびの館ローズコム3階)

施設名	対象	主な事業内容
シニア・ミドル職業紹介コーナー 水・金 10時00分～16時40分 ☎ (084) 921-5799	おおむね 40歳～	中高年齢者の職業相談・職業紹介、起業・創業、 ボランティア活動等多様な働き方に関する相談

■ 「ひろしましごと館」等において提供するサービス

「ひろしましごと館」及び「ひろしましごと館福山サテライト」の就業支援員が、来館者のニーズやキャリアに応じて、きめ細やかな就業相談・情報提供等を行うとともに、県が運営する求人情報サイト「ひろしまワークス※」を活用し効果的な就業支援を行います。

また、「シニア・ミドル職業紹介コーナー」では、職業相談・職業紹介を行うとともに、起業や社会貢献活動など「多様な働き方」に関する情報提供や相談業務を行います。

※「ひろしまワークス」

求職者が「人材を求める」企業を検索できる情報サイト。

インターネットの検索サイト
ホームページアドレス

ひろしまワークス
<https://www.hiroshimaworks.jp/>

検索



2 健康維持のための保健サービスを活用しよう

健康手帳

特定健康診査や特定保健指導など、健康の保持のために必要な事項を記入し、自己の健康管理を行うための手帳です。

平成 29 年度から、厚生労働省ホームページからのダウンロードに交付方法が変わりました。

厚生労働省「健康寿命をのばそう SMART LIFE PROJECT」ホームページ 健康手帳
<https://www.smartlife.mhlw.go.jp/tools/notebook>

■ 対象者

40 歳以上の方で、

- 健康管理上必要な方
- 交付を希望する方

■ 問合せ先

市町の保健担当課

P144

健康診査

心臓病、脳卒中などの生活習慣病の予防や早期発見のため、必要な検査、指導を行います。

■ 対象者

特定健康診査：40～74 歳の医療保険加入者

健康診査：75 歳以上の方

※ 40 歳以上で医療保険に加入されていない方も同様の健診が受けられる制度があります。

■ 実施場所

市町の集団健診会場、医療機関など

■ 費用負担

加入する医療保険によって異なります。詳細は、医療保険者にお問い合わせください。

■ 問合せ先

市町国民健康保険加入者	市町国保担当課 P144
市町国民健康保険以外の医療保険加入者	ご加入の医療保険者 (健康保険証に記載されています。)
75 歳以上の方	市町の高齢者医療担当課 P144
医療保険に加入されていない方	市町の保健担当課 P144

肝炎ウイルス検診

B型及びC型肝炎ウイルス検査を行って、肝炎ウイルスの感染を早期に発見し、適切な治療を受けることにより、肝炎による健康障害を回避し、肝がんへの進行を防ぎます。

■ 対象者

- 過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない方

■ 実施場所

市町の保健センター、医療機関、集団検診会場など

■ 費用負担

実施する市町により異なります。詳細は、居住する市町にお問い合わせください。


■ 問合せ先

市町の保健担当課	P144
----------	------

■ その他

広島県における肝炎対策に関する情報はこちら

インターネットの検索サイト

広島県 肝炎対策 

ホームページアドレス

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kanenshinsei/>

ひろしま健康づくり県民運動

広島県、(社福) 広島県社会福祉協議会、(公財) 広島県地域保健医療推進機構、(公財) 広島県老人クラブ連合会等 27 団体等で構成する「ひろしま健康づくり県民運動推進会議」では、県民一人ひとりの主体的な健康づくりを支援するための活動を展開中です。

具体的な取組を推進するため、食育推進、がん検診普及啓発、運動推進、受動喫煙防止、こころの健康の5分野については、実行組織を設置し、健康の質の向上を目指しています。

■ 主な取組

ひろしま健康づくり県民運動推進会議が実施する主な取組

事業名	内容
運動推進	<ul style="list-style-type: none">○ ひろしまウォーキングBookの活用促進○ 健康づくりに関するイベントの開催(予定)○ 日常で実践できる運動の動画をHPへ掲載○ 健康づくりに関する地域のイベント情報をHPへ掲載○ 地域における健康づくりリーダーの育成(予定)
食育推進	<ul style="list-style-type: none">○ 四季折々の食材を活用したレシピの公開
受動喫煙防止、禁煙の推進	<ul style="list-style-type: none">○ 禁煙支援ネットワークと共催、禁煙講座・講演等を実施

■ 情報提供

市町や関係団体が実施するイベントなど、県内の健康づくりに役立つ情報を発信

○ ひろしま健康づくり県民運動推進会議ホームページ

<http://hiroshima-kenkouzukuri0077.com/>

※右のバーコードリーダーまたは『広島県 健康づくり運動』で検索



■ 問合せ先

公益財団法人 広島県地域保健医療推進機構
総務部 総務課

☎ (082) 254-7111

住民主体の「通いの場」

身近な場所で、地域の人々が集まり、介護予防を目的に体操などを行う場のことを「通いの場」と言い、県内各地で住民のみなさんが取り組まれています。

「通いの場」では、体操に加えて、認知症や低栄養の予防、口腔ケアなどが行われているところもあります。また、体操の後に、お茶会やカラオケをしたりするところもあり、地域の人々の交流の場になっています。

■ 対象者

どなたでも参加可能です。

■ 実施場所

地域の集会所、公民館などで行われています。スーパー、カラオケ喫茶、神社などで行われているところもあります。詳細は、居住する市町にお問い合わせください。

■ 費用負担

各「通いの場」により異なります。詳細は、居住する市町にお問い合わせください。

■ 問合せ先

市町の介護予防担当課	P144
------------	------



3 高齢者向けの住まいを利用しよう

種類	概要	詳細
養護老人ホーム	環境上及び経済上の理由により、居宅で養護を受けることが困難な高齢者が入所し養護を受ける施設です。	P13
軽費老人ホーム	身体機能の低下があり、家族による援助が困難な高齢者が、低額な料金で利用できる施設です。管理費（家賃に相当）の負担が必要です。	P14
生活支援ハウス （高齢者生活福祉センター）	在宅での生活が不安な高齢者に、低料金で生活の場を提供します。介護支援機能、居住機能および交流機能を総合的に提供する施設です。	P15
有料老人ホーム	生活する場所としての居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。本人と設置者との自由契約に基づく、全額自己負担となります。	P16
サービス付き高齢者向け住宅	住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケアの専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。	P19
高齢者向け優良賃貸住宅	高齢者が安全に安心して居住するために、住宅を「バリアフリー化」し、「緊急時対応サービス」の利用を可能とした住宅です。	P20
公営住宅	地方公共団体が、住宅に困窮する低額所得者向けに整備している賃貸住宅です。	P21
シルバーハウジング	高齢者が安心して生活するためのバリアフリー化や緊急通報装置を設置した公営住宅です。	P22
小規模共同生活型施設	在宅生活が困難な一人暮らしの高齢者等が、少人数で共同生活を行うことなどにより、住み慣れた地域で生活を継続できるように支援する施設です。	P23

養護老人ホーム

環境上及び経済上の理由により、居宅で生活することが困難な高齢者が入所し養護を受ける施設です。

■ 対象者

原則として、65歳以上で、次の（１）及び（２）の両方に該当する方

（１）環境上の理由

- 心身上の障害のため日常生活を送ることが困難であり、世話をしてくれる人がいないとき
- 家族などとの同居の継続が困難なとき
- 住むところがなく、又は住まいがあっても極めて環境が悪いとき

（２）経済上の理由

- 本人の属する世帯が生活保護を受けている
- 本人及び本人の生計を維持している人が、市町村民税の所得割を課されていない

■ 入所者の生活内容

- 居室は、原則として個室又は２人室（一部夫婦部屋もあります）です。
- ほとんど家庭に近い生活をすることができ、介護職員や生活指導員、栄養士、調理員等が身の回りのお世話をします。
- 医務室があり、定期的に医師の診察を受けることができます。
- 毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。
- 年間を通していろいろな行事やレクリエーション、クラブ活動などが行われ、ご家族との面会も自由です。

■ 費用負担

入所者及び主たる扶養義務者が所得に応じて負担することとなります。

入所者	年金などの前年の収入から、税金、社会保険料などの必要経費を引いた金額により負担月額を定めます。
主たる扶養義務者	入所者本人が費用を負担する場合にあっても、その負担額が措置費支弁額に満たないときは、その差額の範囲内で、前年分の所得税等の額に応じて費用を負担することになります。

■ 入所手続き・その他

入所には、お住まいの市町の入所決定が必要です。市町の高齢者福祉担当課（P144）へ直接申し出てください。

※ 民生委員も相談を受け付けています。

軽費老人ホーム

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が、低額な料金で利用し、健康で明るい生活を送ることを目的とした施設です。

軽費老人ホームには、A型とケアハウスがあります。

■ 対象者

- 原則として、60歳以上
- 自炊ができない程度の身体機能の低下がある方
- 高齢者のため独立して生活するには不安がある方
- 家族による援助が困難な方

■ 入所手続き

直接、施設へ申し込んでください。(県ホームページ「施設一覧」参照)

A型

■ 入所者の生活内容

- 居室は、ほとんどが個室です。
- ほとんど家庭に近い生活をする事ができ、介護職員や生活相談員、栄養士、調理員等が身の回りのお世話をします。
- 医務室があり、定期的に医師の診察を受けることができます。
- 毎年定期的に健康診断を行い、健康管理に注意しています。
- 年間を通していろいろな行事やレクリエーション、クラブ活動などが行われ、ご家族との面会も自由です。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

利用料金は、前年の収入に応じて負担することとなります。

ケアハウス

■ 入所者の生活内容

- 居室は、ほとんどが個室です。
- 高齢者のケアに配慮しつつ、自立した生活を確保できるよう工夫されています。
- 入居生活に関する相談や入居者が自主的に行う趣味、教養娯楽、交流行事等の活動への協力を行っています。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

利用料金は、前年の収入に応じて負担することとなります。

この他に、居室で使用する光熱水費及び各施設に定められた管理費を負担することになります。(管理費は、原則、分割方式ですが、一括方式、併用方式もあります。)

生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）

介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供する施設です。

■ 対象者

- 60歳以上の一人暮らしの方、夫婦のみの世帯に属する方
- 家族の援助を受けることが困難な方
- 独立して生活することに不安のある方

■ 入所者の生活内容

- 居室はほとんど個室です。
- 利用者に対する各種相談、助言及び緊急時の対応が図られています。
- 利用者が介護保険サービス及び各種保健福祉サービスを必要とする際の利用手続きの援助等を行っています。
- 地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場を提供しています。
- 要支援・要介護となった場合は、介護保険サービスを利用することができます。

■ 費用負担

居住部分の利用料は、前年の収入に応じて負担することとなります。（月額0円～50,000円）
ガス、電気、水道代等の個人的経費も利用者の負担となります。

■ 入所手続き

市町の高齢者福祉担当課（P144）又は施設（県ホームページ「施設一覧」参照）へ直接申し込んでください。

有料老人ホーム

生活する場所としての居住機能と日常生活に必要な利便を提供するサービス機能が一体となった高齢者向けの住宅です。

本人と設置者との自由契約に基づく全額自己負担となります。

■ 入所時の条件

年齢	おおむね60歳以上の方	
健康状態	入居時自立	入居時には自立の方を対象としています。
	入居時要介護	入居時より要介護の方を対象としています。
	入居時自立・要介護	自立の方も要介護の方も対象としています。

※ 入居の条件はホームによって異なります。詳細については、各施設にお問い合わせください。

■ 入所者の生活内容

居住スペース	居室	原則、個室です。
	各種共用施設	食堂・浴室・フロント・娛樂スペース等
各種サービス	生活支援サービス	フロントサービス、家事サービス、代行サービス、入浴サービス、バス運行サービス
	食事サービス	食堂で、毎日の食事の提供があります。
	健康管理サービス	定期健康診断・健康相談・生活指導など、入居者の健康や日々の変化を見守り、健康の維持・増進の手伝いをします。
	介護サービス	一部施設を除き、介護サービスを利用できます。

※ それぞれの施設の特色を生かしたサービスを提供しています。各種サービスは施設によっては提供しないものもあります。

医療との関連

有料老人ホームは、医療を行う医療機関ではありませんが、健康管理や緊急時の対応など、ホームで提供されるサービスは、医療と密接なかかわりをもっています。このため有料老人ホームでは、嘱託医や協力医療機関を定めており、そこが医療面のサポートをしています。なお、医療費はご本人が負担することになります。

■ 有料老人ホームの種類

類型		概要	介護が必要になった場合
介護付	一般型	介護や食事等が付いています。	ホームの職員が提供するサービスを利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
	外部サービス利用型		ホームが委託した事業所の提供するサービスを利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
住宅型		生活支援等のサービスが付いています。	入居者自身の選択により外部の介護サービス（訪問介護など）を利用しながら、居室での生活を継続することが可能です。
健康型		食事等が付いています。	契約を解除し退去しなければなりません。

■ 有料老人ホームの利用に係る費用

入居前払金	前払い家賃等に係る費用です。前払金不要のホームもあります。	
月額費用	家賃	月払い方式の場合の毎月の家賃です。
	管理費	共用施設の維持費、介護以外の事務などの職員の人件費等、ホームの維持運営のための費用です。
	食費	ホーム内での食事サービスを利用した場合に支払う費用です。ほとんどのホームで、実際の利用回数に応じて負担します。
介護費用	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度により、特定施設入居者生活介護の指定を受けたホームでは、提供される介護サービスの一部が介護保険給付の対象となります。 ・お元気な時の一時的な介護や生活支援、24時間見守りなどを含めた介護保険ではまかないきれないサービスについて、ご負担していただく場合があります。 ・「介護保険以外の費用の負担」については、入居時に入居前払金とは別に前払金を支払う場合と、月々介護費として支払うホームがあります。 ・おむつ等の消耗品費は実費で支払うことがほとんどです。 	
その他の費用	<p>ご本人の希望による追加の有料サービスや、ホーム外のサービスを利用した場合には別途費用が必要です。</p> <p>居室での水道光熱費や電話料金、医療に要する費用等です。</p> <p>居室に個別で受信設備（テレビ等）を設置した場合は、NHKの放送受信契約の手続きが必要です。</p> <p>詳細は「NHK受信料の窓口」で確認してください。</p> <p>「NHK受信料の窓口」ホームページ https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/ ※右のQRコードからもご覧いただけます。</p>	



■ ホームに関する情報資料

パンフレット	パンフレットには、費用、ホームの規模や居室の間取り、周辺も含めた立地条件、サービスの内容などが掲載されています。
重要事項説明書	事業者やホームの概要、各種のサービス内容や料金、職員体制や入居者の現況などの重要な事項を一覧にしている書面です。国が定めた書式で記入されていますので、複数のホームの情報を比較できます。 また、最終の契約締結に際しても、この書面にそって、事前に十分な説明を行うことが義務づけられています。
介護サービス等一覧表	要介護状態に応じて、介護サービスの内容や費用負担、介護の場所などをまとめたものです。重要事項説明書にも添付されています。
入居契約書	入居契約書には、入居者とホームとの間のホーム利用に関する権利・義務の基本的な事柄が書かれています。疑問点はホームにたずね、十分納得したうえで契約を交わしてください。 「総則」「提供されるサービス」「使用上の注意」「費用の負担」「契約の終了」「身元引受人、返還金受取人等」「その他」 (全国有料老人ホーム協会刊 『有料老人ホーム標準入居契約書及び解説・関連資料集』より)
その他	これらの書面のほか、場合により、次のような書面も大切な情報です。 介護保険の特定施設入居者生活介護の指定を受けているホームでの、介護保険の利用についての契約書や運営規程

基礎知識を学ぶ

有料老人ホームといっても、さまざまなタイプのものがあります。ホーム探しに取りかかる前に、「入居の条件」「提供されるサービスの内容」「入居の際に必要な費用」「ホームでの生活の様子」「介護や医療について」など、最低限知っておくべき基本知識をまず学びましょう。

いまの気持ちを整理する

自分の性格やライフスタイルに合ったホームを選びだすために、まず、気持ちを整理することから始めてみましょう。家族や友人とのつながり、住まいに対する夢、仕事や趣味のことなど、まず、「どんな生活を送りたいか」を自分自身に問いかけてみるとともに、健康面での悩みなど、心の中にある「気がかり」なことも、この機会によく考えてみましょう。

検討

ホームのパンフレット等を取り寄せ、費用、ホームの規模や居室の間取り、立地条件、経営者の理念やホームの介護体制、協力病院の医療体制など、さまざまな角度から、自分に一番合ったホームはどこかを考え、具体的に比較検討していきましょう。

【ここでチェックすべき書類】

- パンフレット
- 重要事項説明書

資金計画

有料老人ホームに入居するには、かなりの資金が必要です。また、入居後の月々の利用料の負担も少なくありません。

入居時に一括して支払う費用、入居後月々に必要な費用とそれらに含まれる基本サービス、別途料金がかかるサービス、介護や医療の費用負担のことなども調べたうえで、入居した後の生活費についての計画を立てましょう。税金のこと、返還金のことなどについても確認をしておきましょう。

現地見学・体験入居

これはというホームが見つかったら、体験入居の申し込みをし、実際に自分の目と耳で確かめましょう。入居者の話をたくさん聞きましょう。二か所以上のホームの見学や体験入居をしましょう。

【ここでチェックすべき書類】

- 入居契約書
- 管理規程
- 介護サービス等の一覧表
- サービス料金表
- 介護保険の利用契約書（特定施設の場合）等

契約

もう一度気持ちの確認をしましょう。さらに、身元引受人のこと、各種サービスの内容などについて十分納得したうえで契約しましょう。

【ここでチェックすべき書類】

- 身元引受人はいるか。いない場合の代替方法はあるか

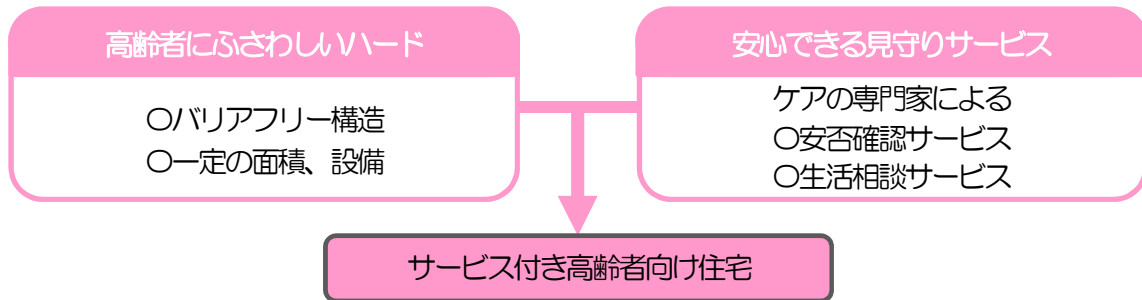
入居

サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅を登録しているものです。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、ケア専門家による安否確認や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた住宅です。

■ 制度の概要



- 1 登録は、県、広島市、福山市、呉市が行い、事業者へ指導・監督を行います。
- 2 家賃やサービスなど住宅に関する情報が開示されることにより、自らのニーズにあった住まいの選択が可能となります。
(サービス付き高齢者向け住宅では、安否確認・生活相談サービス以外の介護・医療・生活支援サービスの提供・連携方法について様々なタイプがあります。)

■ サービス付き高齢者向け住宅の登録基準

高齢者にふさわしいハード	・一定の規模（原則25㎡以上） ・一定の設備（トイレ、洗面設備等の設置） ・バリアフリー化（廊下幅、段差解消、手すり設置）
安心できる見守りサービス	支援サービスの提供（少なくとも安否確認と生活相談サービス） [サービスの例：食事の提供、清掃・洗濯等の家事援助 等]
居住の安定が確保される契約内容	・長期入院を理由に事業者から一方的に解約できないこととしている等 ・敷金、家賃、サービス対価以外の金銭を徴収しないこと ・前払金に関して入居者保護が図られていること

■ 登録情報の閲覧

サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム (<https://www.satsuki-jutaku.jp/>) で閲覧することができます。

■ 問合せ先

県庁 土木建築局住宅課	☎ (082) 513-4167
-------------	------------------

高齢者向け優良賃貸住宅

本制度は、平成23年10月以降、新規認定を終了しています。お住まいの市町における住宅の有無については、県住宅課にお問い合わせください。

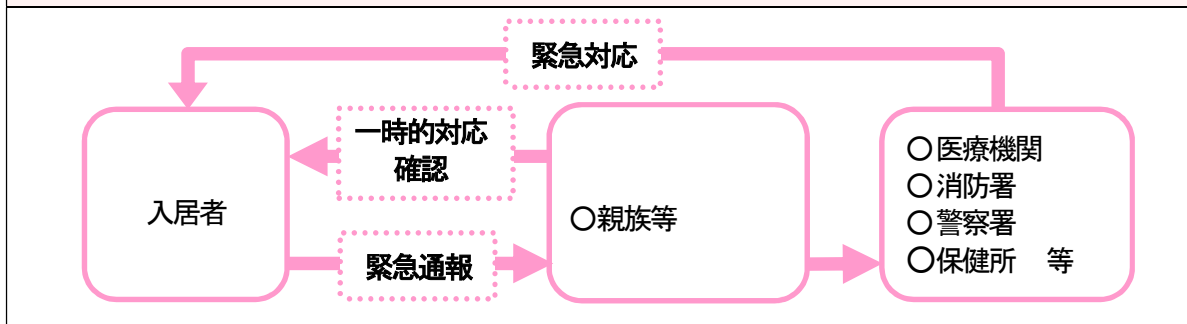
高齢者が安全に安心して居住するために、住宅を「バリアフリー化」し、「緊急時対応サービス^{*}」の利用を可能とした住宅であり、より長く安心して住み続けることができます。^{*}

■ 高齢者向け優良賃貸住宅のメリット

● 安全・快適な住宅（バリアフリーの住宅）

- 段差のない床
- 通路、出入口の幅の確保
- 手すりの設置
- 介助可能な広さの便所・浴室等

● 緊急時でも安心（緊急時対応サービス^{*}）



■ 問合せ先

県庁 土木建築局住宅課

☎ (082) 513-4164

^{*} 緊急時対応サービスは、一部の住宅のみ。詳しくはお問い合わせください。

公営住宅

公営住宅とは、地方公共団体が住宅に困窮する低額所得者向けに整備している賃貸住宅です。入居者の選考については、多くの場合抽選で決定しますが、住宅の確保に特に配慮を要する高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯等については、当選率の優遇制度も実施しています。

■ 入居対象者

住宅に困窮している世帯

- ※ 収入基準があります。持ち家のある方は入居できません。
- ※ 一部、高齢者世帯のみが入居できる高齢者向け住宅があります。

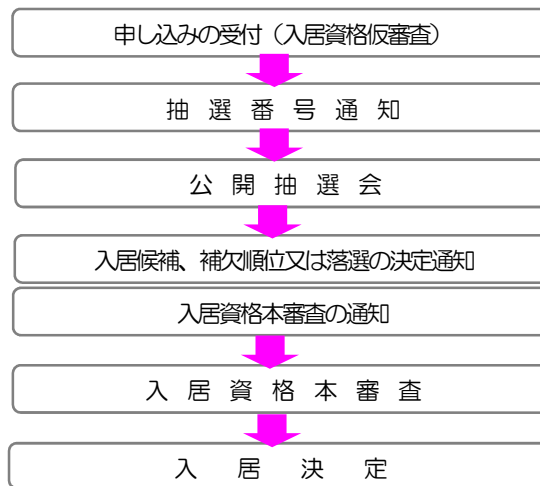
■ 県内の公営住宅の状況

〔県営住宅〕 県内 12 市 3 町に配置されています。(108 団地 16,141 戸 (令和6年4月1日現在))

〔市町営住宅〕 県内の全市町に配置されています。

- ※ 市町営住宅については、各市区役所、町役場へお問い合わせください。
- ※ 広島市内の公営住宅の定期公募の申込みについては、広島県指定管理者及び広島市各区役所建築課双方での入居の申込みが可能です。

■ 申込みから入居決定間まで（県営住宅の場合）

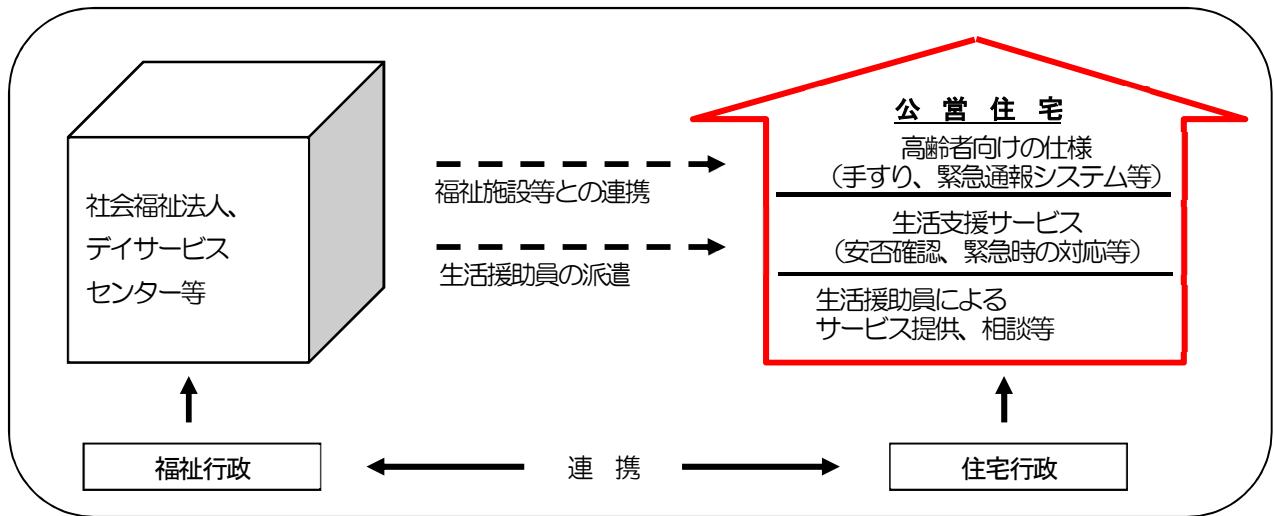


■ 県営住宅の申込み等の問合せ先（指定管理者）

住宅の所在地	問合せ先の名称・所在地・連絡先等	電話番号
広島市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒732-0827 広島市南区稻荷町 4-5 尾崎ビル 3 階	☎ (082) 261-7907 ☎ (082) 261-7819
安芸郡 (平成ケ浜住宅を除く)	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒736-0083 安芸区矢野東 5 丁目 1-15 クスノキビル 103 号室	☎ (082) 889-5544
坂町 (平成ケ浜住宅)	フジタビルメンテナンス株式会社 広島支店 〒730-0017 広島市中区鉄砲町 8-18 広島日生みどりビル 12 階	☎ (082) 846-6361
大竹市 廿日市市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒738-0033 廿日市市串戸一丁目 9-44 竹本E邸所ビル 1 階	☎ (0829) 34-0140
呉市	ビルックス株式会社 〒737-0004 呉市阿賀南一丁目 8-49	☎ (0823) 74-5963
竹原市 東広島市	株式会社くれせん 東広島営業所 〒739-0025 東広島市西条中央 3 丁目 26-58 クニヒロビル 201 号室	☎ (082) 424-4877
三原市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒723-0051 三原市宮浦四丁目 8-24	☎ (0848) 61-2215
尾道市	堀田・誠和共同企業体 住宅管理センター 〒722-0014 尾道市新浜一丁目 14-11 誠和ビル 1 階	☎ (0848) 24-2277
福山市 府中市	株式会社東急コミュニティー 福山・府中地区管理センター 〒720-0066 福山市三之丸町 8-17Kビル 2 階	☎ (084) 973-3109
三次市 庄原市	広島県ビルメンテナンス協同組合 県営住宅管理グループ 〒728-0012 三次市十日市中 1 丁目 13-36 グラントグレース+日市 103	☎ (0824) 62-6575

シルバーハウジング

高齢者が安心して生活するためのバリアフリー化や緊急通報装置を設置した公営住宅です。LSA（生活援助員）*1 による見守りサービスや生活相談等を受けることができます。



シルバーハウジングの概要

■ 入居対象者

- 高齢者単身世帯（60歳以上）
- 高齢者夫婦世帯（夫婦のいずれか一方が60歳以上であれば可）
- 高齢者（60歳以上）のみからなる世帯
- 障害者単身世帯又は障害者とその配偶者からなる世帯等

※ 収入基準があります。持ち家のある方は入居できません。また、入居対象者を高齢者（60歳以上）に限っている住宅があります。詳しくは下記問い合わせ先へご相談ください。

■ 県内のシルバーハウジング・問合せ先

住宅	問合せ先
○ 県営住宅 阿賀住宅（呉市 28戸）	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁 土木建築局 住宅課 ☎（082）513-4171 または ・指定管理者 ビルックス(株) ☎（0823）74-5963
○ 広島市営住宅 江波沖住宅（8号棟 32戸） 京橋住宅（28戸） 吉島住宅（A棟 30戸）	<ul style="list-style-type: none"> ・広島市役所 住宅政策課 ☎（082）504-2293
○ 呉市営住宅 坪ノ内アパート （1号棟、2号棟 各20戸）	<ul style="list-style-type: none"> ・呉市役所 住宅政策課 ☎（0823）25-3392 または ・指定管理者（株）くれせん ☎（0823）32-2488
○ 三原市営住宅 小西北住宅（1号棟 35戸） ※入居対象者は三原市内在住の方のみ	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市役所 建築課住宅対策係 ☎（0848）67-6120 または ・指定管理者 三原市営住宅管理グループ ☎（0848）62-1800
○ 福山市営住宅 山手町住宅（14号棟 20戸） 深津住宅（1号棟、2号棟 各30戸）	<ul style="list-style-type: none"> ・福山市役所 住宅課 ☎（084）928-1101

*1 ライフサポートアドバイザー。生活指導・相談、安否の確認、一時的な家事援助、緊急時のサービスを行う者。

小規模共同生活型施設

在宅生活が困難な一人暮らしの高齢者等が、少人数で共同生活を行うことなどにより、住み慣れた地域で生活を継続できるように支援します。

種 類	概 要	県内設置状況
過疎地域小規模老人ホーム	積雪などの気象条件や交通利便の問題により、一人暮らしが困難な方のための住まいです。	2カ所
トータルケアホーム	一人暮らしが困難な方が、住み慣れた地域での関係や家庭的な雰囲気の中で共同で生活するための住まいです。	1カ所
あんしんリビング	一定の介助が必要な高齢者や居宅生活が困難な障害者が、安心して暮らせる住まいで、特別養護老人ホーム等の施設に隣接しています。	3カ所
自立支援型グループホーム	特別養護老人ホーム等の退所者で生活の場の確保が困難な方や、自立しているが外出等に介助が必要で地域で独立した生活が困難な高齢者等のための住まいです。	5カ所
小規模地域ケア促進事業	高齢者等の少人数による共同生活、一時的な宿泊、デイサービスなど、地域のニーズに応じて提供されるサービスが利用できます。	2カ所
ひろしまユニバーサルリビング	一人暮らしが不安な高齢者・障害者等が安心して暮らせる共同生活型の住まいに、通所サービスや、地域の介護予防・生きがい活動等の機能も付加されています。	2カ所

■ 問合せ先

市町役場	P144
------	------

4 高齢者の福祉施策

成年後見制度

認知症などで判断能力が不十分な方々を、法律面や生活面で保護したり支援する制度です

認知症高齢者など判断能力が不十分な人の財産管理や身上保護（住居の確保・治療・介護・生活維持のための契約締結や費用支払いなど）を、代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が行う制度です。

● 法定後見制度

本人の判断能力が十分でない場合、家族や市町長などの申立てにより家庭裁判所が選んだ人（成年後見人、保佐人、補助人）が財産管理などを行います。

● 任意後見制度

自分の判断能力が十分なうちに前もって信頼できる人（任意後見人となる人）を選び、判断力が衰えた時の財産管理や生活の手配を頼んでおく方法もあります。

頼む相手は、親族でも専門家でも可能です。

本人の判断能力が不十分となったとき、申立てにより、家庭裁判所が任意後見人を監督する任意後見監督人を選任し、支援が始まります。

■ 相談窓口

名称	受付時間	電話番号
広島弁護士会	法律相談センターひろしま 予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時	(082)225-1600
	法律相談センター 福山 予約受付 月～金曜日（土日祝日を除く） 9時30分～15時	(084)973-5900
	呉法律相談センター 予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時	0120-969-214
	ひがし広島法律相談センター 予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時	(082)421-0021
	広島北部巡回法律相談センター 予約受付（年末年始、盆、GWを除く） 9時30分～16時	0120-969-214
	成年後見制度相談対応弁護士 電話相談 弁護士からの折り返しによる電話相談 （年末年始、盆、GWを除く、年3回 まで無料） 9時30分～16時 ※必ず「成年後見制度等について支援 する弁護士を紹介してほしい」旨お伝 えください。	(082)225-1600
公益社団法人 成年後見センターリーガルサポート広島県支部	月～金曜日（祝日を除く） 9時～17時	(082)511-0230
公益社団法人 広島県社会福祉士会権利擁護センターぱあとなあ ひろしま	①月～金曜日（祝日を除く） 10時～16時	① 090-7970-3019
	②第2火曜日（無休相談予約） 14時～16時	② (082)254-3019

■ 問合せ先

市町役場	P144
広島家庭裁判所	☎ (082)228-0494
呉支部	☎ (0823)21-4992
尾道支部	☎ (0848)22-5286
福山支部	☎ (084)923-2806
三次支部	☎ (0824)63-5169



認知症対策

高齢化の進展に伴い、認知症のある高齢者も増加していることから、サービスの充実が図られています。

■ 認知症に関する相談先

相談先	内容
地域包括支援センター	認知症のある高齢者の介護のための在宅サービス利用や権利擁護等についての相談 (P56、137 参照)
こころの電話相談	介護家族の悩みなどの相談 (P135 参照)
広島県認知症介護ドバヰー (カッパドバヰー)	認知症介護に関する相談 (P29 参照)
もの忘れ・認知症相談医 (カッパドクター)	認知症医療に関する相談 (P28 参照)
認知症疾患医療センター	認知症疾患に対する専門医療の提供や専門医療相談 (P134 参照)
精神保健福祉センター	認知症に関する相談や関係機関の情報提供 (P135 参照)
広島県地域包括ケア推進センター	認知症介護など専門的な相談、財産管理や成年後見制度の利用について (P136 参照)
広島市認知症コールセンター	認知症に関する相談や関係機関の情報提供 (P136 参照)
広島県若年性認知症サポートルーム	若年性認知症に関する相談 (P136 参照)

■ 認知症関連サービス

要介護・要支援認定を受けた認知症のある高齢者に対する介護保険サービスとしては、一般の居宅サービスのほか、特に認知症のある高齢者を対象とした次のようなサービスが利用できます。

サービス	内容
認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等に通う認知症の要介護者に、入浴、排泄等の介護や世話をを行う。(P124 参照)
小規模多機能型居宅介護	居宅、通い、短期間の宿泊などにより、入浴、排泄等の介護や世話をを行う。(P126 参照)
認知症対応型共同生活介護	認知症の要介護者が少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話をを行う。(P127 参照)
介護予防認知症対応型通所介護	デイサービスセンター等に通う認知症の要支援者に、入浴、排泄等の介護や世話をを行う。(P124 参照)
介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援者が介護予防を目的として、居宅、通い、短期間の宿泊などにより、入浴、排泄等の介護や世話をを行う。(P126 参照)
介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の要支援者が介護予防を目的として、少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話をを行う。(P127 参照)
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスを行う。(P132 参照)

要支援認定を受けた方、市町又は地域包括支援センターにおいて基本チェックリストを実施し「サービス・活動事業対象者」と判断された方は、市町が実施するサービス・活動事業のサービスを利用することができます。(P54～55 参照)

また、市町が実施する認知症予防のための講演会などは、どなたでも参加できます。

認知症のある高齢者を介護している家族等に対して、介護教室や介護者交流会の開催、認知症高齢者見守り事業などの支援を実施している市町もあります。(P57 参照)

■ 認知症のある高齢者の権利擁護

不当な権利侵害を受けないよう、次のような支援制度があります。いずれも、地域包括支援センターにおいて、利用のための相談を行っています。

制 度	内 容
成年後見制度	認知症などで判断能力が不十分な人を、法律面や生活面で保護し、支援する制度です。(P24 参照)
福祉サービス利用援助事業 (かけはし)	認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用や日常の金銭管理等に関する援助を行っています。(P43 参照)

もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）

認知症は誰にでも起こりうる脳の病気ですが、早く受診し、正しい治療を受ければ、治ることもありますし、進行を遅らせることもできます。

県では、認知症医療の研修を修了した医師を「もの忘れ・認知症相談医」（オレンジドクター）として認定し、高齢者が日頃受診する主治医（かかりつけ医）に、認知症に関して気軽に相談できる体制づくりに取り組んでいます。

オレンジドクターのいる医療機関には、認定プレートが院内等に掲示されています。

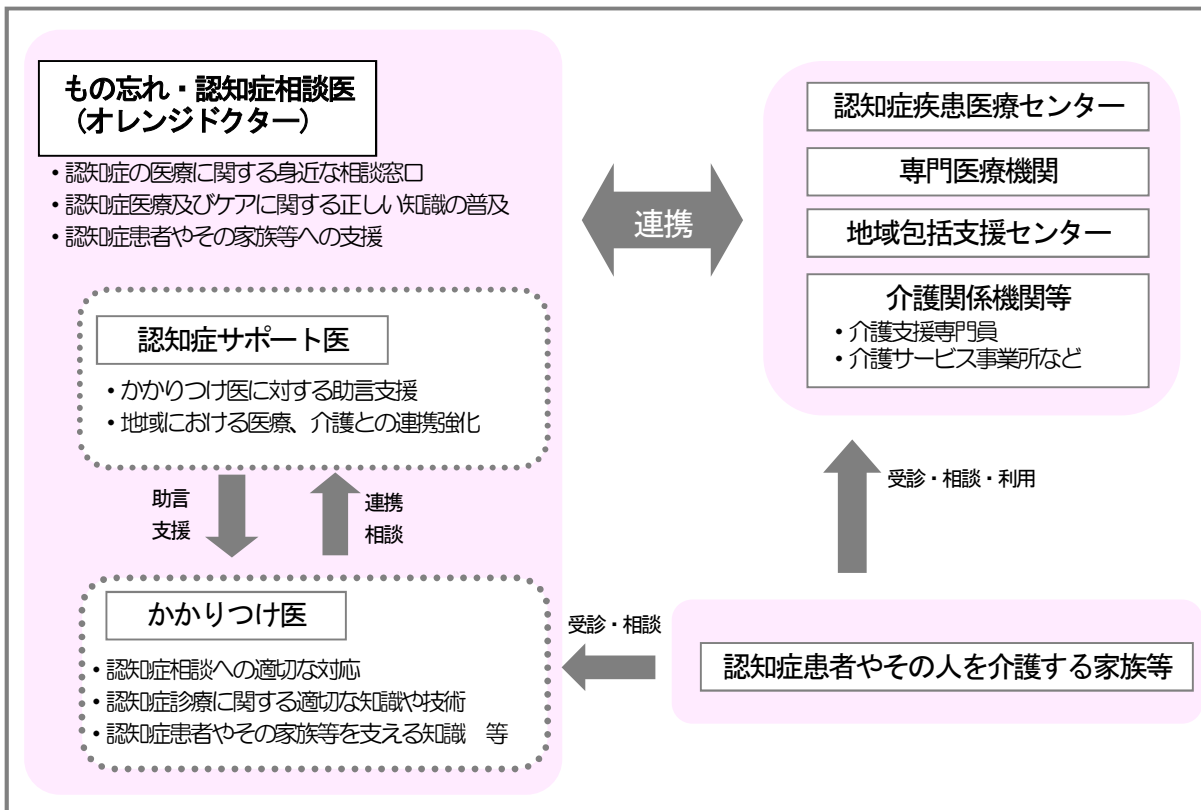
また、広島県ホームページにもオレンジドクター名簿を掲載しています。

もの忘れや認知症が気になったら、オレンジドクターへ早めに相談してください。



もの忘れ・認知症相談医
（オレンジドクター）
認定プレート

【早期発見・早期診断体制の充実】



■ 検索方法

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

トップページから

「健康・福祉・子育て」⇒「高齢者・障害者等福祉」

⇒「高齢者の社会参画・生活支援、認知症対策に関することなら」⇒「認知症対策」

⇒「もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）」

広島県 オレンジドクター

検索

■ 掲載内容

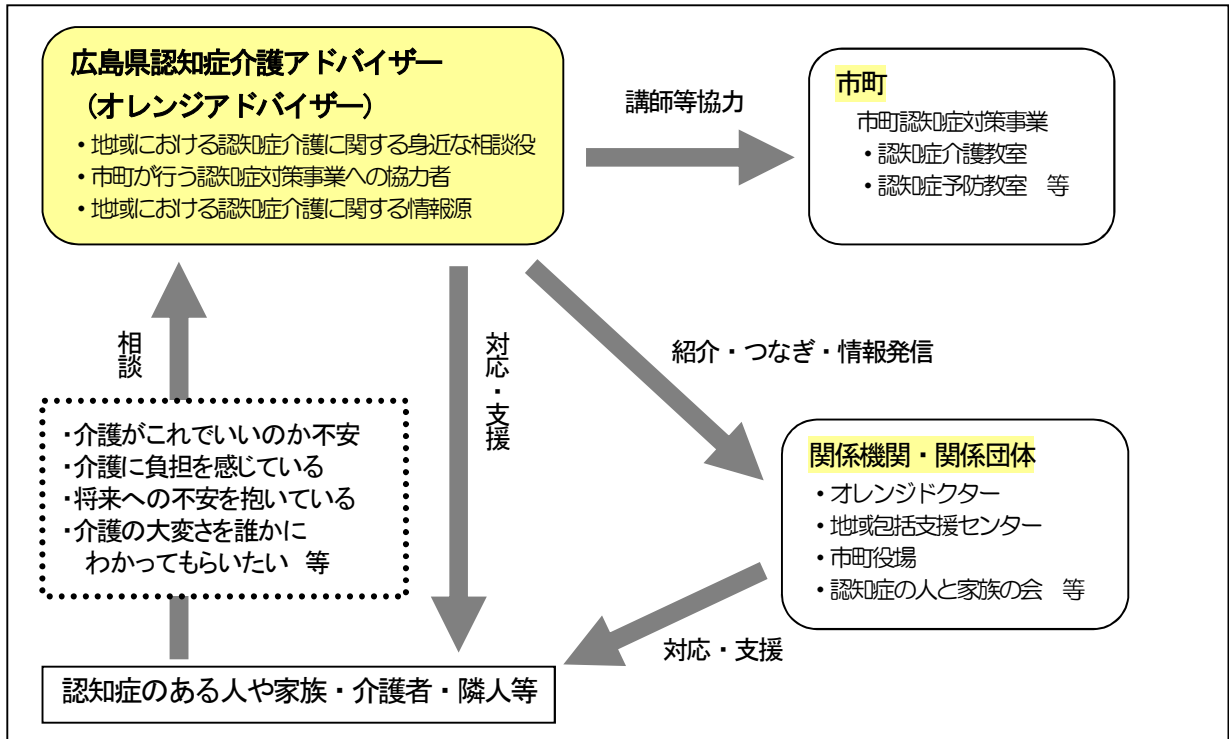
もの忘れ・認知症相談医（オレンジドクター）名簿

※ 医療機関名・所在地・氏名・所属電話番号等

広島県認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）

認知症のある方やその家族等が住みなれた地域において安心して暮らし続けることができるよう、広島県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）の修了者を「広島県認知症介護アドバイザー（愛称：オレンジアドバイザー）」として認定しています。

オレンジアドバイザーは、情報の提供や関係機関・サービス等へつなぐ「道案内役・身近な相談役」として、御本人や御家族からの相談に応じています。オレンジアドバイザーの所属事業所には、右のステッカーが掲示されていますので、気軽に御相談ください。



■ オレンジアドバイザー認定数

R6.3.31 現在（圏域：人）

認定数	広島	広島西	呉	広島中央	尾三	福山・府中	備北
775	115	43	88	72	132	228	97

■ 検索方法

広島県ホームページ (<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)

トップページから

「健康・福祉・子育て」⇒「高齢者・障害者等福祉」

⇒「高齢者の社会参画・生活支援、認知症対策に関することなら」⇒「認知症対策」

⇒「広島県認知症介護アドバイザー（オレンジアドバイザー）」

■ 掲載内容

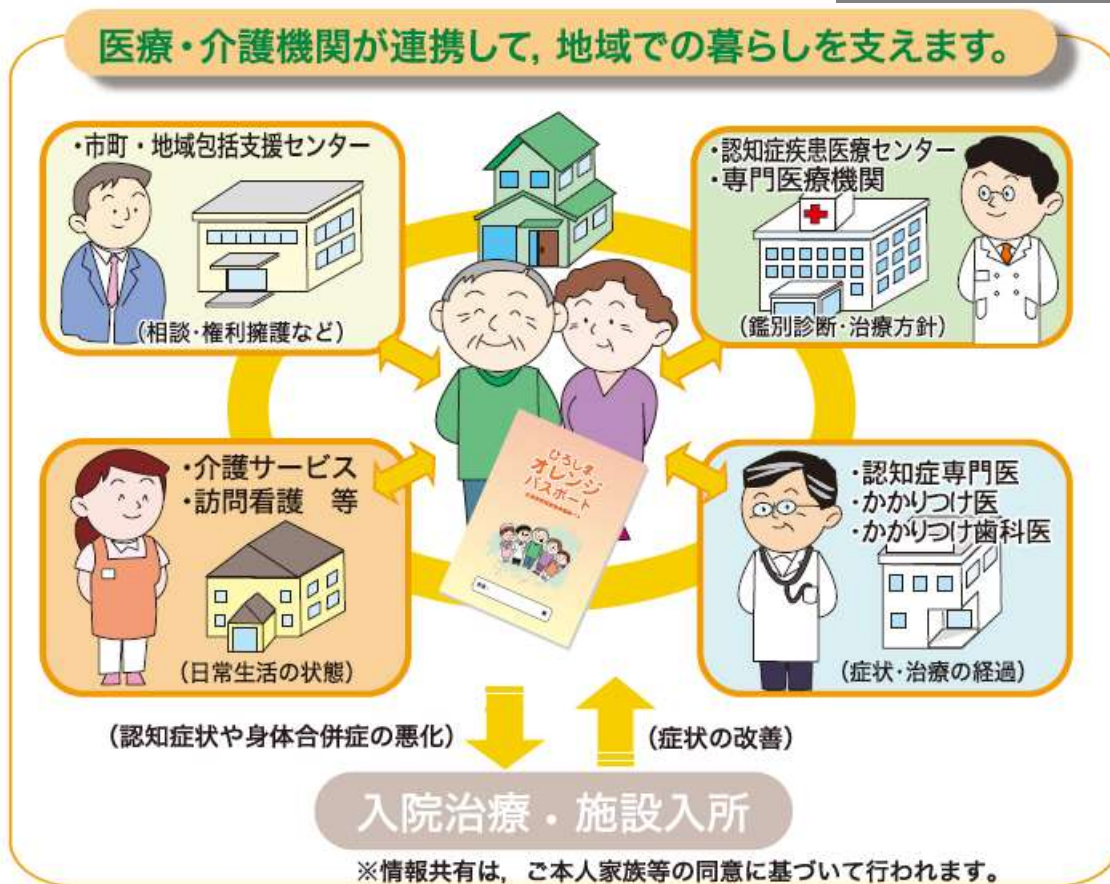
オレンジアドバイザーが所属する医療機関名・所在地・氏名・所属電話番号等

広島県認知症地域連携パス（ひろしまオレンジパスポート）

広島県では、認知症のある方と家族を支える医療・介護連携の仕組みを広げるため、関係機関が患者情報を共有する広島県認知症地域連携パス「ひろしまオレンジパスポート」の取組を進めています。

このパスポートは、認知症のある方の地域生活を支える医療・介護機関が、検査・治療の経過や日常生活の変化などの情報を共有して、症状に応じた治療やケアなどにつなげることで、ご本人とご家族が、地域でおだやかに安心して暮らせるように支えるためのものです。

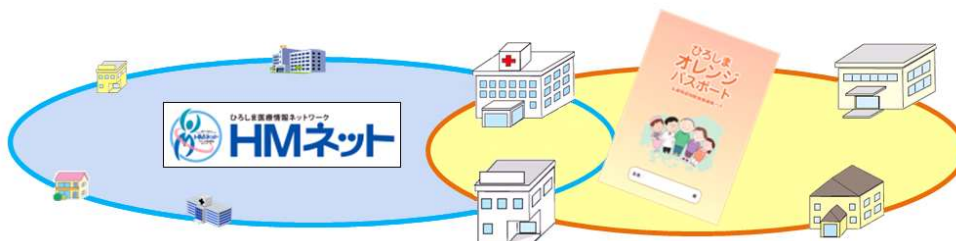
平成26年4月から、県内の認知症疾患医療センター等の医療機関へ導入して、利用拡大を図っています。



■ 情報共有の方法

ひろしまオレンジパスポートは、患者情報の記入様式を綴じた“手帳ファイル”で、医療機関への受診時や介護サービス利用時に、ご家族等がその手帳を提示して、その内容を担当スタッフが確認・記入等することで、情報共有が行われます。

また、ひろしま医療情報ネットワーク（HMネット）に参加している医療機関では、電子情報として、ご本人の医療情報等を記録・蓄積し、情報を共有するネットワーク環境を構築しています。



■ 共有される情報について

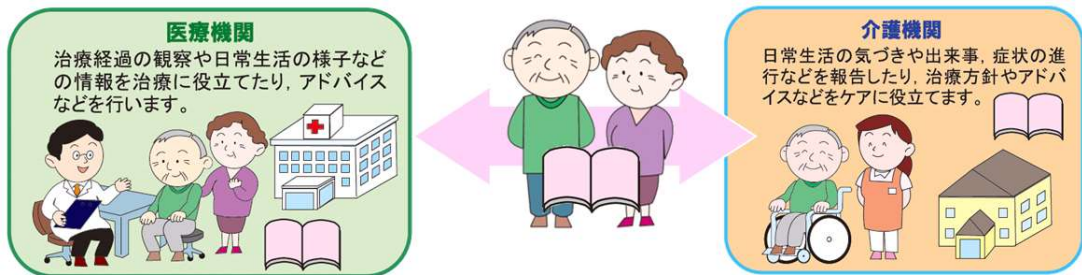
ひろしまオレンジパスポートでは、「検査・診療情報」や、「日常生活の様子や変化」などを、関係者で共有します。

共有される情報		情報提供者
本人情報	・身体状況、飲酒・喫煙歴、アレルギー歴 等	ご家族等
関係機関情報	・情報共有する医療・介護機関等の連絡先	ご家族等 (関係機関の同意)
検査・診断結果	・認知症に関する検査結果（心理検査、画像検査） 等	認知症専門医療機関
治療・経過観察	・日常診療等での診察結果、既往歴、治療中の疾患 等	かかりつけ医等 かかりつけ歯科医
	・服薬情報（主に「お薬手帳」を参照します。）	処方医療機関
	・ みんなの連携ノート ・情報共有連絡票 日常生活・介護現場での様子や気づき、医師からお伝えしたいことなどを、随時、共有します。	ご家族等 医療機関 介護機関 (すべての関係者)

■ 「みんなの連携ノート」について

パスポート内の記入様式“**みんなの連携ノート**”は、ご家族等がご本人の日常生活の様子や変化などを記録して、その情報を関係機関が共有することで、治療やケアに役立てるための連絡ノートです。

医師からの連絡や介護現場からの報告など、医療・介護スタッフも利用しますので、医療・介護サービスを利用される際には、常に持参してください。



ご家族等からの連絡票(A-)

★ご家族の方が「かかりつけ医へ連絡・相談される時」で、ご本人の日常生活の様子や変化についてチェックして、お返事ください。医師へ伝えたいことがあれば記入してください。

記入日： 年 月 日

全体的な様子

- よく眠れている。
- あまり眠れていない。
- よく食べている。
- あまり食べていない。
- よく動いている。
- あまり動いていない。

身体状況

- 変わらない。
- 良くなっている。
- 悪くなっている。
- 悪くなっている。

精神状況

- 変わらない。
- 良くなっている。
- 悪くなっている。
- 悪くなっている。

服薬

- 半分程度服薬
- ほとんど服薬できていない。

(ご本人の様子や、医師へ伝えたいことなどを記入してください。)

医療機関共有連絡票

記入日： 年 月 日 記入者： 氏名

※記入する際は、必ず「みんなの連携ノート」を一緒に持参してください。

進行度チェック表(B-)

※それぞれの項目について、「最も当てはまるものをチェック(○)して」ご記入ください。

項目： 進行度

チェック

新しいことが覚えられない

散歩がしなくなり歩行が不安定

最近の外出先や出来事(経路・時間など)を忘れる

車の自乗したい出来事や忘れ

日にちや曜日がわからない

季節や場所がわからない

夢の中でトイレなどの場所がわからない

ひとりで外出や買い物ができる

外出しなくなる。同じものを何度も買う

ひとりで外出や買い物ができる

自分で車に乗った経験も経験がある

家族をそえるなどの介助があれば、介助を要することができる

警察や消防に介助が必要である

自分でお風呂に入る

お風呂に入ることを覚えることもあるが、自分でお風呂に入ることができない

手動けなしでお風呂に入ることができない

項目： 進行度

チェック

ひとりでトイレを済ませることができる

たまに尿や便の失禁がある

車中や外出時などに「オムツ」(紙パンツなど)を使用している

車に自乗する経験がある

いつまでも「車いす」(車椅子など)を使用している

難やで、落ちつきがある

時々、不安や気分の変り込みが現れる

イライラしたり、ささいなことで怒り出す

表情が以前と比べてよくなった

※ご本人の経験で、「最も当てはまるものをチェック(○)して」ください。

家族や介護がある

社会的ルールを守れない(万引きなど)

日常生活で必要なものを買ってしまうなど、金銭管理がある

用もないのに外出し、道に迷う(徘徊)

その他(具体的に記入してください)

みんなの連携ノートは、診察結果や日常生活の様子などを関係者で共有する「ご家族等からの連絡票(A)」と、定期的に認知症状をチェックする「進行度チェック表(B)」で構成しています。

■ パスポート発行機関

ひろしまオレンジパスポートは、県内の「認知症疾患医療センター」等で、ご本人家族の希望に応じて発行しています。

【認知症疾患医療センターについては、P134をご覧ください。】

高齢者虐待防止

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止）」により、虐待の定義が明確化され、発見者に対する通報義務や市町の立入調査権限などが規定されています。

通報の窓口となるのは、市町（P144）及び地域包括支援センター（P137・148 参照）です。

通報の事実について確認を行い、解決のための対応措置を取ります。

また、養護者への支援も併せて行い、虐待の再発を防ぎます。

■ 高齢者虐待の定義

○ 身体的虐待

【例】 平手打ちする、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、ベッドに縛るなど

○ 介護・世話の放棄・放任

【例】 高齢者に水分や食事を十分に与えない、入浴させない、室内にごみを放置する、養護者以外の同居人による虐待行為を放置する、必要な医療・介護サービスを受けさせないなど

○ 心理的虐待

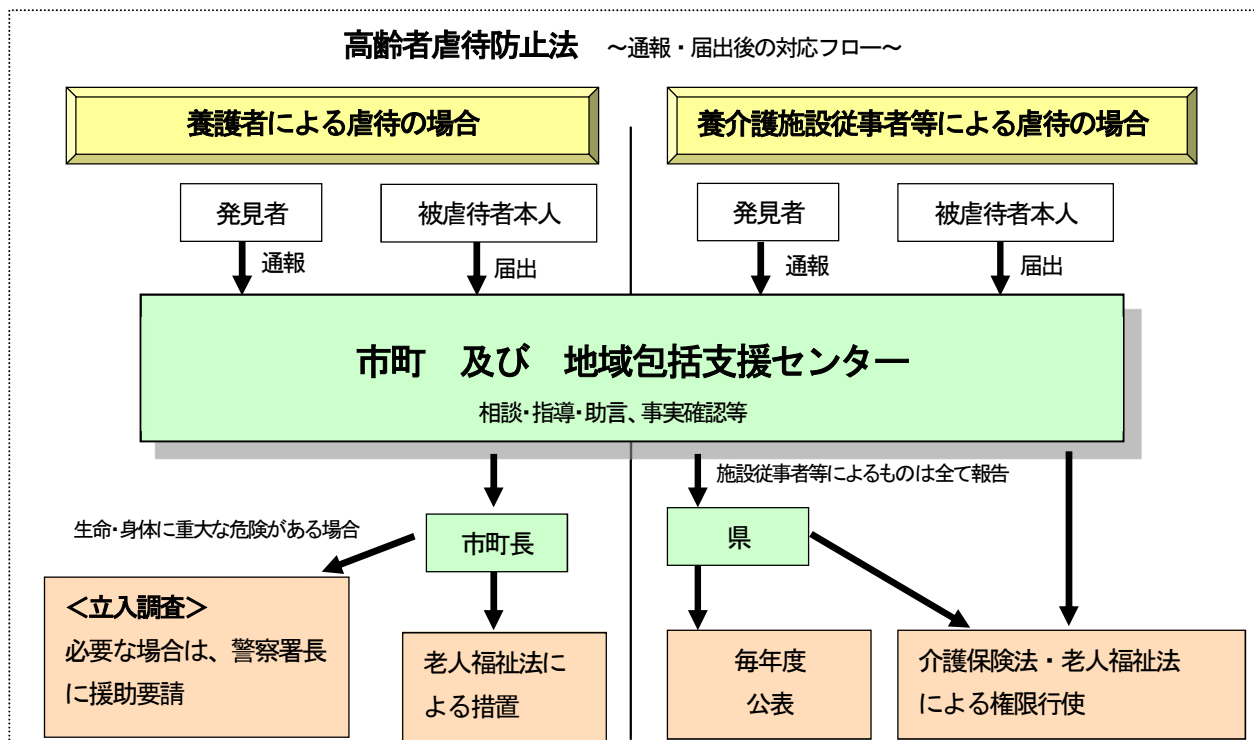
【例】 怒鳴る、罵る、無視する、排泄の失敗を嘲笑し、それを人前で話すなど

○ 性的虐待

【例】 排泄の失敗に懲罰的に下半身を裸にして放置する、セックスを強要するなど

○ 経済的虐待

【例】 年金や貯金を本人に無断で使用する、日常生活に必要なお金を渡さないなど



原爆被爆者の介護保険サービスに対する公費負担（助成）

被爆者が介護保険サービスを利用した場合、次の公費負担（助成）制度があります。

（1）介護保険サービスに対する利用料助成（公費助成）

対 象 サ ー ビ ス		支給対象経費	
介護給付	居宅サービス	訪問介護（ホームヘルプサービス）*1 所得限あり	介護保険サービスに 要した保険給付対象 費用の利用者負担 1割（一定以上所得 者は2割又は3割に 相当する額）
		通所介護（デイサービス）	
		短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型 サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		地域密着型通所介護	
		認知症対応型通所介護	
		小規模多機能型居宅介護	
		認知症対応型共同生活介護	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
	看護小規模多機能型居宅介護		
施設サービス	介護老人福祉施設		
予防給付	介護予防サービス	介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）	
	地域密着型 介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	
		介護予防小規模多機能型居宅介護	
		介護予防認知症対応型共同生活介護	
介護予防・ 日常生活 支援総合事業	訪問型サービス	第1号訪問事業 （サービス種類コードA1及びA2に限る）*1 所得限あり	
	通所型サービス	第1号通所事業 （サービス種類コードA5及びA6に限る）	

*1 生計中心者が所得税を課せられていない世帯に属する人が対象となります。助成は「被爆者訪問介護利用助成受給者証」又は介護保険の「訪問介護利用者負担減額認定証」を所持する被爆者が対象です。

（2）介護保険サービスに対する医療の給付（公費負担）

対 象 サ ー ビ ス		支給対象経費	
介護給付	居宅サービス	訪問看護	介護保険サービスに 要した保険給付対象 費用の利用者負担 1割（一定以上所得 者は2割又は3割に 相当する額）
		訪問リハビリテーション	
		居宅療養管理指導	
		通所リハビリテーション（デイケア）	
		短期入所療養介護（ショートステイ）	
	施設サービス	介護老人保健施設	
介護医療院			
予防給付	介護予防サービス	介護予防訪問看護	
		介護予防訪問リハビリテーション	
		介護予防居宅療養管理指導	
		介護予防通所リハビリテーション（デイケア）	
		介護予防短期入所療養介護（ショートステイ）	

■ 問合せ先

県庁 被爆者支援課 被爆者・毒ガス障害者手当グループ 援護グループ	☎ (082) 513-3115 ☎ (082) 513-3116
--------------------------------------	--------------------------------------

指定難病医療費助成

難病法（難病の患者に対する医療等に関する法律）では、「難病」を「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、その疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定めています。

難病のうち、医療費助成の対象となる指定難病は、341疾病が指定されています。

この医療費助成制度では難病の診療、薬剤の支給、医学的措置、手術及びその他の治療等の医療費が主な助成対象ですが、介護サービスの一部も対象となります。

■ 介護サービスに対する公費負担等

【対象となる介護サービス】

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 介護予防訪問看護
- ⑤ 介護予防訪問リハビリテーション
- ⑥ 介護予防居宅療養管理指導
- ⑦ 介護医療院サービス

通所リハビリテーションと短期入所療養介護は、対象外です。

【負担上限月額】

階層 区分	【階層区分の基準】 ()内の数字は夫婦2人 世帯の場合の年収の目安		負担上限月額（患者負担割合：2割、外来+入院）		
			原則		
			一般	高額かつ 長期医療	人工呼吸 器等装着
生活保護	—		0円	0円	0円
低所得Ⅰ	市町村民税非課税 (世帯)	本人年収 (~80万円)	2,500円	2,500円	1,000円
低所得Ⅱ		本人年収 (80万円~)	5,000円	5,000円	
一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上 7.1万円未満 (年収約160万円~約370万円)		10,000円	5,000円	
一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上 25.1万円未満 (年収約370万円~約810万円)		20,000円	10,000円	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上 (年収約810万円~)		30,000円	20,000円	
入院時の食費			全額自己負担		

※高額かつ長期：月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある人

■ 難病対策センター

【難病相談】

難病患者や家族などが抱える各種の心配ごと、悩みごとに対し、常設の相談窓口を設置し、専門の相談員が、電話又は面接により相談に応じています。

所在地	広島市南区霞 1-2-3 広島大学病院 臨床管理棟 1階
相談電話	(082) 252-3777
相談受付時間	毎週月～金 10:00～12:00/13:00～16:00 (祝祭日・年末年始を除く)

■ 問合せ先

県庁 疾病対策課 疾病対策グループ	☎ (082) 513-3070
-------------------	------------------

重度心身障害児（者）医療費助成

重度の心身障害児（者）が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額（入院時の食事にかかる標準負担額を除く）を公費で負担しています。

■ 対象と一部負担金

対象者	一部負担金
県内に居住し、 ① 身体障害者手帳1、2、3級の交付を受けている方、または療育手帳㊦、A、㊧の交付を受けている方 ② 65歳以上75歳未満の一定程度の障害がある方で、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方 （ただし、一部自己負担及び所得による支給制限あり）	保険医療機関ごとに1日につき200円 （ただし、同じ保険医療機関での1か月の負担金は、入院月14日・通院月4日を限度とし、院外処方は負担なし）

※制度の詳細は市町の福祉担当課までお問い合わせください。

■ 所得による支給制限

本人、または扶養義務者、配偶者（以下「扶養義務者等」をいう。）に一定以上の所得がある場合には対象となりません。

[本人分]

扶養親族等の数	基準額
0人	1,695,000円
1人	2,075,000円
2人	2,455,000円
3人	2,835,000円
※扶養親族が1人増すごとに380,000円加算	

[扶養義務者等]

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
※扶養親族が1人増すごとに213,000円加算	

■ 利用手続き

事前に市町担当窓口で申請し、受給の決定（受給者証の交付）を受ける必要があります。

■ 問合せ先

市町の福祉担当課までお問い合わせください。P144

精神障害者医療費助成

重度の精神障害者が、医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額（通院に限る）を公費で負担しています。

■ 対象と一部負担金

対象者	一部負担金
県内に居住し、 ① 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方で、かつ、自立支援医療受給者証（精神通院）を所持している方 ② 65歳以上75歳未満で上記に該当する方で、申請により後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方（ただし、一部自己負担及び所得による支給制限あり）	保険医療機関ごとに1日につき200円 （ただし、同じ医療機関での1か月の負担金は、通院月4日を限度とし、院外処方は負担なし）

※制度の詳細は市町の福祉担当課までお問い合わせください。

■ 所得による支給制限

本人、または扶養義務者、配偶者（以下「扶養義務者等」をいう。）に一定以上の所得がある場合には対象となりません

[本人分]

扶養親族等の数	基準額
0人	1,695,000円
1人	2,075,000円
2人	2,455,000円
3人	2,835,000円

※扶養親族が1人増すごとに380,000円加算

[扶養義務者等]

扶養親族等の数	基準額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円

※扶養親族が1人増すごとに213,000円加算

■ 利用手続き

事前に市町担当窓口で申請し、受給の決定（受給者証の交付）を受ける必要があります。

■ 問合せ先

市町の福祉担当課までお問い合わせください。P144

介護保険と障害福祉サービス

■ 概要

- サービス内容や機能から、障害者サービスに相当する介護保険サービスが利用できる場合には、基本的には、介護保険サービスを優先して受けることになります。

具体的には、次のとおり

障害福祉サービスと介護保険とで共通するサービス	
<ul style="list-style-type: none">・訪問介護（ホームヘルプサービス）・通所介護（デイサービス）・短期入所（ショートステイ）・訪問入浴・福祉用具（補装具、日常生活用具）・住宅改修費	介護保険から受けていただくことが基本となります。 なお、介護保険と障害福祉サービスの両方を提供する「共生型サービス」において、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、自立訓練、短期入所（併設型・空床利用型のみ）等を利用している場合は、引き続き同じ事業所のサービスが利用できます。
介護保険にはない障害福祉サービスの在宅サービス	
移動支援、意思疎通支援事業など	障害福祉サービスで提供されます。
施設サービス	
障害者支援施設等に入所している場合	引き続き、障害者支援施設等に入所することになります。

■ 適用関係

【1 在宅サービス】

(1) ホームヘルプサービス・デイサービス

- 65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合
⇒要介護認定等を受け、介護保険のサービスを優先して利用することになります。
- 65歳以上（特定疾病による場合は40歳以上65歳未満）の障害者等が、要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合で通院の介助などのサービスが必要であると認められた場合
⇒障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。
- 重度視覚障害者、全身性障害者、知的障害者及び精神障害者などの外出時における移動の支援
⇒障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。
- 在宅の障害者のうち介護保険のサービスを超えるサービス量が必要と認められる場合
⇒介護保険のサービスを超えるサービス分について、障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。
- 行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、聴覚障害者及び視覚障害者などの意思疎通支援など介護保険にはないサービスを希望し、必要であると認められる場合
⇒障害福祉サービスから必要なサービスを利用することができます。

(2) ショートステイ

- 65 歳以上（特定疾病による場合は 40 歳以上 65 歳未満）の障害者等が要介護や要支援の状態となった場合
⇒要介護認定等を受け、介護保険のショートステイを利用することになります。
- 身近に介護保険のショートステイ施設がない場合などやむを得ない事情がある場合
⇒障害福祉サービスのショートステイを利用することもできます。

(3) 補装具費支給

- <介護保険と共通する品目> 車いす、歩行器、歩行補助つえ
 - ・既製品の場合 ⇒介護保険の保険給付となります。
 - ・既製品以外の場合（医師、更生相談所等により障害者の身体状況に合わせて、個別に対応することが必要と判断される場合）
⇒障害者総合支援法に基づく補装具費として支給を受けることができます。
- <介護保険にはない品目> 視覚障害者安全つえ、矯正眼鏡、遮光眼鏡、補聴器など
⇒障害者総合支援法に基づく補装具費として支給を受けることができます。

(4) 日常生活用具給付・貸与

- <介護保険と共通する品目> 特殊寝台、特殊マット、体位変換器、移動・移乗支援用具、移動用リフト、特殊尿器、入浴補助用具、便器
⇒介護保険の保険給付となります。
- <介護保険にはない品目> 視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置、ネブライザー（吸入器）、携帯用会話補助装置、電気式たん吸引器など
⇒市町の障害福祉サービスとして日常生活用具給付等事業から給付等を受けることができます。

【2 施設サービス】

- 障害者支援施設等に入所している方が 65 歳以上となった場合
⇒引き続き、障害者支援施設を利用することとなります。
- 障害者支援施設等に入所していない方が 65 歳以上となって新たに施設入所される場合
⇒介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスが優先されることとなります。

■ 自己負担

【介護保険サービスを利用する場合】

原則、サービスに要する費用の 1 割から 3 割を自己負担していただきます。

ただし、介護保険に移行する 65 歳になるまでに 5 年以上、特定の障害福祉サービス（ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ）を利用していた方で一定の要件を満たす場合は、その障害福祉サービスに相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担額が償還されます。

【障害福祉サービスを利用する場合】

世帯の所得に応じて自己負担していただきます。（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯は無料）

■ その他

障害者支援施設等を退所又は退院した場合は、要介護認定等を受け、介護保険のサービスを利用できます。

■ 問合せ先

市町の福祉担当課までお問い合わせください。P144

あいサポート運動
障害を知り、共に生きる



生活福祉資金貸付制度（福祉資金／福祉費）

日常生活を送るうえで、又は自立生活に資するために、一時的に必要なであると見込まれる費用として資金の貸付けを行います。

※事前に、他法・他制度の具体的な検討又は申請が必要です。

■ 貸付対象世帯

- ア 低所得世帯
- イ 障害者世帯
- ウ 高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する 65 歳以上の高齢者が属する世帯に限る）

■ 貸付内容

資金の目的	貸付上限額（目安）	償還期間
(1) 生業を営むために必要な経費	460 万円	20 年以内
(2) 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得する期間 6か月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年以内 580万円	8年以内
(3) 就職、技能習得等の支度に必要な経費	50 万円	3年以内
(4) 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250 万円	7年以内
(5) 福祉用具等の購入に必要な経費	170 万円	8年以内
(6) 障害者用自動車の購入に必要な経費	250 万円	8年以内
(7) 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6 万円	10 年以内
(8) 負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間 1年以内 170 万円 1年6か月以内 230 万円	5年以内
(9) 介護サービス、障害福祉サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービス等を受ける期間 1年以内 170 万円 1年6か月以内 230 万円	5年以内
(10) 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150 万円	7年以内
(11) 冠婚葬祭に必要な経費	50 万円	3年以内
(12) 住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50 万円	3年以内
(13) その他日常生活上一時的に必要な経費	50 万円	3年以内

- ◆ 据置期間・・・貸付月から 6 か月以内（分割交付の場合は、最終貸付月から 6 か月以内）
- ◆ 貸付利率・・・連帯保証人がいる場合は無利率、連帯保証人がいない場合は年 1.5%
- ◆ 延滞利率・・・償還期限を過ぎると、元金残高に対して年 3.0%の延滞利率が発生します。

■ 問合せ先

広島県社会福祉協議会	P145
お住まいの市区町社会福祉協議会	P145

生活福祉資金貸付制度（不動産担保型生活資金「低所得者世帯向け」）

居住用不動産を所有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢の低所得者世帯に対して、当該不動産を担保として生活資金の貸付けを行います。

※事前に、他法・他制度の具体的な検討又は申請が必要です。

■ 貸付対象

次のいずれにも該当する世帯

- ア 借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む。）する不動産に居住していること。
- イ 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと。
- ウ 土地の評価額が1,500万円（貸付条件によっては1,000万円）以上であること。
（マンションにお住まいの場合は、貸付対象となりません。）
- エ 配偶者又は親以外の同居人がいないこと。
- オ 世帯の構成員が原則として65歳以上であること。
- カ 借入世帯が市町村民税非課税又は均等割課税程度の低所得者世帯であること。

■ 貸付内容

- ア 貸付限度額
土地の評価額のおおむね7割程度を基準に広島県社会福祉協議会が決定
- イ 貸付額
1か月当たり30万円以内の額で個別に設定
- ウ 貸付期間
貸付元利金（貸付金+利子）が貸付限度額に達するまでの期間又は貸付契約の終了時（借受人の死亡等）までの期間
- エ 償還期間
貸付契約の終了後3か月以内に一括償還
- オ 貸付利率
年3%又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率
（毎年4月1日に広島県社会福祉協議会会長が定めます。）
- カ 償還の担保措置
 - ・推定相続人の中から連帯保証人1名を選任
 - ・居住する不動産に根抵当権等を設定
- キ 費用負担
不動産鑑定費用、登記費用等の諸経費は、借受人の負担

■ 問合せ先

広島県社会福祉協議会	P145
お住まいの市区町社会福祉協議会	P145

（注）不動産担保型生活資金には、上記の「低所得者世帯向け」以外にも、「要保護世帯向け」の貸付制度があります。

福祉サービス利用援助事業（かけはし）

福祉サービスは、介護保険をはじめ、自らがサービスを選んで、サービスを提供する事業者と契約を結んで利用します。

障害や高齢のため、福祉サービス利用の判断がつきにくい場合や利用料金の支払い手続きに不安があるときなど、次のようなお手伝いをします。

■ 対象者

- 認知症や障害等により、判断能力が不十分な人
- 利用意思があり、契約内容を理解できる人

■ 支援内容

- 福祉サービスを利用される時のお手伝い
 - ・福祉サービスに関する情報提供
 - ・福祉サービスの利用手順のお手伝いや代行
 - ・苦情解決制度の利用のお手伝い など
- 日常的な金銭管理のお手伝い
 - ・年金・手当の受領手続き
 - ・日常的な生活費に要する預貯金の出し入れ
 - ・税金、公共料金、福祉サービスの利用料などの支払い
 - ・家賃や地代などの支払い など
- 預金通帳などのお預かり
※お預かりできるもの（書類等）
 - ・預金通帳（普通・定期）
 - ・保険証書
 - ・不動産権利証、契約書
 - ・実印、印鑑登録カード、銀行届出印 など

■ 費用

- 相談や支援計画の作成は、無料です。
- 支援契約を結んだ後の支援は、有料になります。
- 利用料

福祉サービスを利用するときのお手伝い	1回 1,500円
日常的な金銭管理のお手伝い	(生活保護世帯については無料)
預金通帳などのお預かり	1か月 1,500円

※ 契約内容に基づくサービスにより生じた実費については、利用者の負担となります。

■ 利用の手順

相談の受付

○お住まいの社会福祉協議会へ

ご本人以外でも、ご家族など身近な方、行政の窓口、民生委員、介護支援専門員や在宅福祉サービス事業者などを通じての問合せにもお応えします。

相談・打合せ

○専門的な知識を持った担当者が伺います

専門員^{※1}がご本人の暮らす自宅や施設、病院などを訪問し、相談にのります。相談にあたっては、プライバシーに配慮し、秘密は必ず守ります。

契約書・支援計画の作成

○お困りのことを一緒に考え、支援計画を作ります

困りごとや希望を聞き、どのようなお手伝いをどれくらいの頻度で行うかなどをご本人と一緒に考えます。その後、契約内容・支援計画を提案します。

契約

○利用契約を結びます

契約内容を確認したのち、ご本人と社会福祉協議会が利用契約を結びます。

サービスの提供

○サービスが開始されます

支援計画にそって、生活支援員^{※2}がサービスを提供します。

※1 専門員の役割

困りごとや悩みについてご相談を受けます。ご本人の希望をもとに適切な支援計画をつくり、契約までサポートします。サービスの利用を始めてからも、支援計画を変えたい場合やご心配な点があればいつでも相談に伺います。

専門員は、県内すべての市区町社会福祉協議会に配置されています。

※2 生活支援員の役割

契約内容にそって定期的に訪問します。福祉サービスの利用手続きや預金の出し入れをサポートします。

※広島県では、この事業を「かけはし」と愛称で呼んでいます。

■ 問合せ先

広島県社会福祉協議会	P145
お住まいの市区町社会福祉協議会	P145

福祉サービス苦情解決制度

福祉サービスの利用者の利益を保護するため、事業者は苦情解決責任者や第三者委員を設置することとされています。また広島県社会福祉協議会に、中立・公平な機関として「広島県福祉サービス運営適正化委員会」が設置され、福祉サービスの利用にあたってのお困りごとを受け付けています。

■ 福祉サービスとは

高齢者、児童、障害者などを対象にした社会福祉施設や事業者が行う福祉サービスです。

○ 苦情の例

職員の対応や言葉遣いに不満がある。

利用手続きや費用などについて、ていねいな説明がない。

福祉サービスの内容が十分ではない。

■ 苦情解決の流れ

事業者段階での 苦情解決

福祉サービスに関する苦情は、当事者間で自主的に話し合い円満に解決することが望まれます。施設や事業所の苦情受付担当者に相談したり、役職員以外の第三者委員に伝えることで、より円滑で適切な解決を図ることとされています。

福祉サービス運営適正 化委員会での苦情解決

福祉サービスの利用者等が、施設や事業所内の苦情窓口にご相談しても解決できない場合に、福祉サービス運営適正化委員会がその相談を受け、助言や解決のあっせん等を行います。委員会は、弁護士、医師、相談機関等専門の委員で構成されています。

※ 事業者に苦情を直接話しにくい場合、委員会に直接申し出ることもできます。

■ 相談の方法

広島県福祉サービス 運営適正化委員会	電話	(082) 254-3419 (平日 8:30~17:00)
	FAX	(082) 569-6161
	手紙	〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館内
	電子メール	soudan@hiroshima-fukushi.net
	面接	あらかじめ御連絡ください。

税に関する高齢者の優遇制度

次に該当するときには、所得から控除が行われ、課税対象額が少なくなります。

令和6年度の課税は、所得税は令和6年の所得に対して、住民税は令和5年の所得に対するものです。

■ 高齢者本人が受けられる控除

○ 公的年金等控除

公的年金・恩給による収入には雑所得として所得税・住民税が課税されます。公的年金等控除は収入金額等に応じ収入金額から控除額を差し引くことができます。

受給者の区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額	
		所得税*1	住民税*1
65歳以上の方	330万円以下	最高110万円	最高110万円
	330万円超 410万円以下	収入金額×25%+最高27万5千円	収入金額×25%+最高27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+最高68万5千円	収入金額×15%+最高68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+最高145万5千円	収入金額×5%+最高145万5千円
	1,000万円超	最高195万5千円	最高195万5千円
65歳未満の方	130万円以下	最高60万円	最高60万円
	130万円超 410万円以下	収入金額×25%+最高27万5千円	収入金額×25%+最高27万5千円
	410万円超 770万円以下	収入金額×15%+最高68万5千円	収入金額×15%+最高68万5千円
	770万円超 1,000万円以下	収入金額×5%+最高145万5千円	収入金額×5%+最高145万5千円
	1,000万円超	最高195万5千円	最高195万5千円

*1 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超えると控除額が段階的に減少します。

■ 高齢者を扶養している方が受けられる控除

70歳以上の方を扶養している場合は、以下の控除があります。

○ 配偶者控除

対象者	所得税*2	住民税*2
配偶者が70歳以上の場合	最高48万円	最高38万円

*2 納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると控除額が段階的に減少し、1,000万円を超えると控除額がなくなります。

○ 扶養控除

対象者	所得税	住民税
同居老親等*3以外の扶養親族が70歳以上の場合	48万円	38万円
同居老親等の扶養親族が70歳以上の場合	58万円	45万円

*3 同居老親等：70歳以上の扶養親族のうち、納税者又はその配偶者の父母や祖父母など直系尊属で、納税者又はその配偶者と常に一緒に暮らしている人

※配偶者や扶養家族が障害者*4である場合には、以下の障害者控除との合計額になります。

区 分	所得税	住民税
障害者	27万円	26万円
特別障害者	40万円	30万円
同居特別障害者	75万円	53万円

*4 身体障害者手帳等をお持ちの方や、市町長から障害の程度が身体障害者等に準ずると認定を受けた方などが該当します。

■ 医療費控除

所得者本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために一定額以上の医療費を支払った場合には、所得控除を受けることができます。

○ 控除額の計算方法（控除限度額：200万円）

$$\text{1年間に支払った医療費} - \text{総所得金額等} \times 5\%$$

(保険金等の補てん額を除く。) (10万円超の場合は10万円)

○ 対象となる主な医療費

控除対象		控除対象外
病院等	・医師又は歯科医師による診療費・治療費	・健康診断の費用 ・医師等に対する謝礼金
	・治療目的のあん摩、マッサージ、はり、きゅうなどの費用	・体調を整えるなど治療目的以外の費用
	・保健師や看護師等による療養上の世話の費用	・所定の料金以外の心付け ・親族へ支払う療養上の世話の費用
	医師等による診療等を受けるために必要なもの ・入院の部屋代や食事代 ・医療用器具等の購入代や賃借料 ・義手、義足、松葉杖、義歯などの購入費用 ・おおむね6か月以上寝たきりの状態にあり、医師が必要と認められたもののおむつ代*5	
薬	・治療又は療養に必要な医薬品の費用	・病気の予防や健康増進目的の医薬品の費用
交通費	・病院や介護老人保健施設などに運ばれる費用（急患や怪我などで病院等に運ばれる費用）	
	・医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費	・自家用車で通院する場合のカリリン代など
介護サービス	・指定介護老人福祉施設サービスの対価（介護費等）として支払った額の2分の1相当額	・日常生活費 ・特別なサービス費用
	・介護保険制度のもとで提供される一定の居宅サービスの自己負担額	

*5 医師が発行する「おむつ使用証明書」とおむつ代の領収書が必要です。

詳しくは、国税庁のホームページをご覧ください。お近くの税務署にお問合せください。

■ セルフメディケーション税制（医療費控除における特例）

健康の維持推進及び疾病の予防への取組として一定の取組*⁶を行っている方で、本人又は本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために、一定のスイッチOTC医薬品*⁷を購入した場合には、所得控除を受けることができます。

なお、セルフメディケーション税制は医療費控除の特例であり、前記の医療費控除との選択制（いずれか一方を適用）です。

- 控除額の計算方法（控除限度額：8万8千円）

1年間に支払ったスイッチOTC医薬品の購入費 (保険金等の補てん額を除く。)	－	1万2千円
---	---	-------

*6 「一定の取組」とは、特定健康診査、予防接種、定期健康診断、健康診査及びがん検診をいいます。

*7 「一定のスイッチOTC医薬品」とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいいます。

■ 問合せ先

最寄りの税務署	税務相談室等
市町の税務担当課 *4の市町長からの障害者認定事務については、市町の福祉担当課	P144

医療費の支給

■ 一部負担金割合

75歳以上又は65歳以上74歳以下で 一定の障害のある方 (後期高齢者医療制度対象の方)	医療費の1割 (一定以上の所得のある方は3割または2割 ^{注)})
70歳以上74歳以下の方	医療費の2割 (一定以上の所得のある方は3割)
65歳以上69歳以下の方	医療費の3割

注) 2割負担は令和4年10月1日より開始。なお、2割負担となる方について、急激な一部負担金の増加を抑えるための配慮措置あり(次の「高額療養費制度」参照)。

■ 高額療養費制度

1か月の一部負担金が下記の額を超える場合は、市町長へ申請することにより、その超えた金額が支給されます。また、事前に医療機関の窓口で「認定証」などを提示すれば、自己負担限度額を超える分を支払う必要がなくなりますので、加入されている医療保険者(後期高齢者医療広域連合や市町国保等)の窓口にお問合せください。

なお、「認定証」を提示されない場合は、一旦、支払っていただき、後日、高額療養費の支給申請により、超えた額の払い戻しを受けることができます。

【後期高齢者医療制度における一部負担金が2割負担となる方への配慮措置について】

令和4年10月1日より開始の「2割負担」に該当する方については、長期にわたる外来受診の急激な一部負担金の増加を抑えるため、1か月の負担増加額を最大で3,000円までに収める配慮措置が適用され、超えた額については高額療養費の対象となります。

※施行後、3年間の経過措置

※入院医療費は対象外

例) 計算方法「1か月の外来医療費全体額が50,000円の場合」

1割負担の時の一部負担金 : 5,000円…①

2割負担の時の一部負担金 : 10,000円…②

一部負担金増加額(② - ①) : 5,000円…③

配慮措置(窓口負担増の上限) : 3,000円…④

高額療養費の対象額(③ - ④) : 2,000円

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

【後期高齢者医療制度の方】

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
年収約1,160万円~の方 課税所得690万円以上	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※多数該当140,100円)	
年収約770万円~約1,160万円の方 課税所得380万円以上	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※多数該当93,000円)	
年収約370万円~約770万円の方 課税所得145万円以上	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※多数該当44,400円)	
一般Ⅱ ^{注1)}	18,000円または(6,000円+(医療費-30,000円)×10%)の低い方を適用	57,600円 (※多数該当 44,400円)
一般Ⅰ ^{注2)}	18,000円	
低所得者Ⅱ ^{注3)}	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ^{注4)}	8,000円	15,000円

注1) 世帯内に被保険者1人

→ 被保険者の「課税所得28万円以上」かつ「公的年金収入+その他の合計所得200万円以上」

世帯内に被保険者2人以上

→ 世帯内の被保険者のうち「課税所得が世帯内で最大の方の課税所得28万円以上」かつ

「世帯内の被保険者全員の公的年金収入+その他の合計所得320万円以上」

注2) 現役並み・一般Ⅱ・低所得者以外の者

注3) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注4) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で70歳以上の者

【市町国保（70歳以上）の方の場合】

	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
年収約1,160万円~の方 課税所得690万円以上	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※ 多数回該当140,100円)	
年収約770万円~約1,160万円の方 課税所得380万円以上	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※ 多数回該当93,000円)	
年収約370万円~約770万円の方 課税所得145万円以上	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※ 多数回該当44,400円)	
年収156万円~約370万円の方(一般) 課税所得145万円未満等	18,000円 (年間上限 14.4万円)	57,600円 (※ 多数回該当 44,400円)
低所得者Ⅱ ^{注1)}	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ ^{注2)}	8,000円	15,000円

注1) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注2) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で70歳以上の者

【市町国保（70歳未満）の方の場合】

	外来+入院(世帯単位)
年収約1,160万円~の方 旧ただし書所得901万円超	252,600円+医療費が842,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※多数回該当140,100円)
年収約770~約1,160万円の方 旧ただし書所得600万円超901万円以下	167,400円+医療費が558,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※多数回該当93,000円)
年収約370~約770万円の方 旧ただし書所得210万円超600万円以下	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合はその超えた額の1%を加算(※多数回該当44,400円)
~年収約370万円の方 旧ただし書所得210万円以下	57,600円(※多数回該当44,400円)
市町村民税非課税世帯等	35,400円(※多数回該当24,600円)

※ 多数回該当 前12か月以内に3回以上高額療養費が支給されている場合、4回目以降から適用されます。

■ 高額介護合算療養費

同一世帯内に介護保険の受給者がいる世帯で、1年間(毎年8月1日から翌年7月31日)にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が次表の限度額を超える場合、7月31日現在に加入されている医療保険者等(後期高齢者医療広域連合や市町国保等)へ申請することにより、限度額を超える金額が医療保険者及び介護保険者(市町)の自己負担額の比率に応じて支給されます。

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

- ① 1年間に加入医療保険の変更、住所地の移動等があった場合、変更前の医療保険者及び介護保険者から自己負担額証明書の交付を受け、申請書に添付が必要です。
- ② 合算対象は、世帯単位で行います。
- ③ 70歳未満の方の医療費は、1か月の自己負担が21,000円以上のもののみを合算対象とします。

【年間の自己負担限度額】

- ・後期高齢者医療制度の方、市町国保（70歳以上）の方の場合

所得区分	限度額
年収約1,160万円~の方	212万円
年収約770万円~約1,160万円の方	141万円
年収約370万円~約770万円の方	67万円
年収156万円~約370万円の方（一般）	56万円
低所得者Ⅱ ^{注1)}	31万円
低所得者Ⅰ ^{注2)}	19万円

注1) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注2) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で70歳以上の者

- ・市町国保（70歳未満）の方の場合

所得区分	限度額
上位所得者Ⅱ	212万円
上位所得者Ⅰ	141万円
一般Ⅱ	67万円
一般Ⅰ	60万円
市町村民税非課税世帯等	34万円

■ 入院時食事療養費標準負担額

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

対象者	食費（1食当たり）	
市町村民税課税世帯	490円	
市町村民税課税世帯 （指定難病又は小児慢性特定疾患児童等）	280円	
低所得者Ⅱ ^{注1)}	90日まで	230円
	91日以降	180円
低所得者Ⅰ ^{注2)}	110円	

注1) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注2) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で70歳以上の者

■ 入院時生活療養費負担額（療養病床に入院する場合）

後期高齢者医療制度及び市町国保の場合

	食費（1食あたり）	居住費（1日あたり）
市町村民税非課税世帯	※490円	370円
低所得者Ⅱ ^{注1)}	230円	370円
低所得者Ⅰ ^{注2)}	140円	370円
老齢福祉年金受給者	110円	0円

※ 医療機関の管理体制によっては450円

注1) 低所得者Ⅱ：市町村民税非課税世帯等

注2) 低所得者Ⅰ：市町村民税非課税世帯であり、かつ一定所得以下の世帯等で70歳以上の者

■ 問合せ先

後期高齢者医療広域連合及び 市町国保	市町の高齢者医療担当課 P144
その他	加入されている医療保険者（健康保険証に記載されています。）の窓口にお問合せください。

後期高齢者医療制度

この制度は、75歳以上の方（65歳～74歳の一定程度の障害のある方を含む。）を対象とする医療保険制度です。

都道府県ごとに設置される後期高齢者医療広域連合が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付等を行っています。

■ 保険料

令和6年度の保険料率は次のとおりです。

なお、原則として年金から天引き（特別徴収）されます。

年間保険料 限度額 80万円 ^{注1)}	=	均等割額 49,621円 1人当たりいくらと計算	+	所得割額 (総所得金額等－基礎控除 ^{注2)}) × 9.63% 被保険者の所得に応じた計算
-------------------------------------	---	--------------------------------	---	--

注1) 生年月日が1949年（昭和24年）3月31日以前の方、もしくは障害認定により資格取得された方は令和6年度のみ保険料賦課限度額は73万円となります。

注2) 合計所得金額に応じて地方税法により定められた基礎控除額

※ 所得の低い世帯に属する方は、所得に応じて保険料が軽減されます。

※ 被用者保険（健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合等）の扶養家族で、後期高齢者医療制度に加入する前まで保険料負担のなかった方は、後期高齢者医療制度の資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減になります。

5 地域支援事業について

地域支援事業とは

市町では、要支援・要介護状態になる前からの高齢者の介護予防を推進し、地域における関係機関との連携のもとに、継続したケアマネジメントを行うため、地域支援事業において次のような事業を行っています。

〔介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）〕

平成27年度の制度改正により、要支援者に対する予防給付（訪問介護・通所介護）は、全国一律のサービス種類・内容・運営基準・単価等によるのではなく、市町が地域の実情に応じて、住民主体の取組を含めた多様な主体による柔軟な取組により、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対し効果的かつ効率的にサービスが提供できるよう、見直されました。

介護予防事業についても、これまでの一次予防事業と二次予防事業を区別せず、一般介護予防事業に見直されました。

平成29年4月からは、すべての市町が総合事業を実施しています。

〔包括的支援事業〕

地域包括支援センターの運営（総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、在宅医療・介護連携の推進、生活支援サービスの体制整備、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進

〔任意事業（地域の実情に応じた必要な支援）〕

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）のメニュー

総合事業は、要支援認定を受けた方のほか基本チェックリスト該当者が対象となるサービス・活動事業と、全ての高齢者が利用可能な一般介護予防事業があります。

メニュー	事業内容
サービス・活動事業	
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス	要支援者等に対し、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント	総合事業によるサービス等が適切に提供できるようケアマネジメントを提供
一般介護予防事業	
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発
地域介護予防活動支援事業	住民主体の介護予防活動の育成・支援
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施

■ 利用手続き

地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、利用するサービスメニューを決定します。

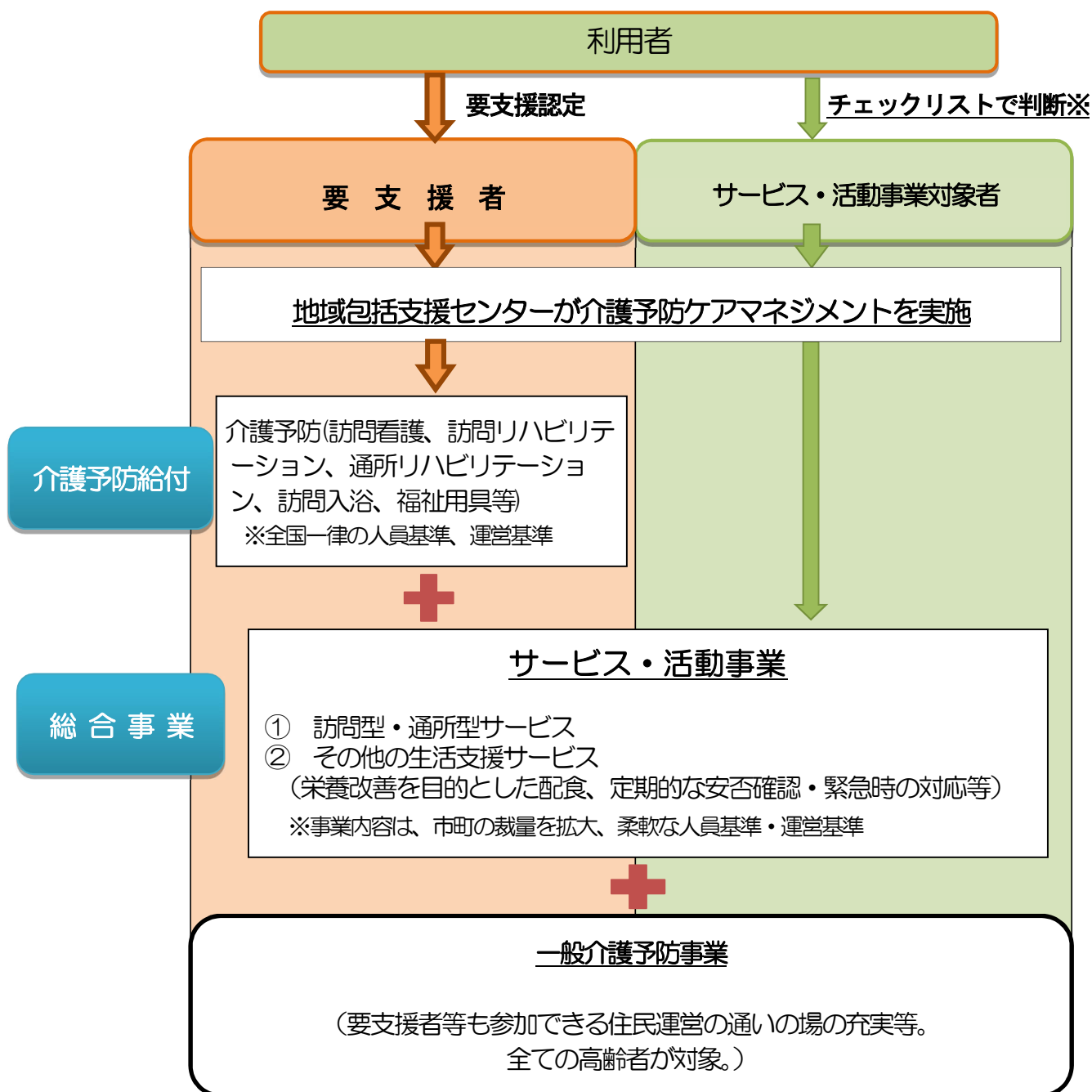
事業ごとのメニューの内容は市町によって異なり、サービスによっては利用料の必要なものもあります。

詳しくは市町にお尋ねください。

■ 介護予防・日常生活支援総合事業のサービス利用手続き

- サービス・活動事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して基本チェックリストによる判断で「サービス・活動事業対象者」とし、サービスを利用することが可能となります。
- 訪問介護・通所介護以外のサービス（訪問看護、福祉用具等）は、引き続き予防給付によるサービス提供が継続されます。
- 介護予防・日常生活支援総合事業（サービス・活動事業と一般介護予防事業）のサービスと予防給付のサービス（要支援者のみ）を要する場合は、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、サービスが提供されます。

※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



※令和3年4月1日からサービス・活動事業の対象者に、当該事業における補助により実施されるサービス（住民主体のサービス）を継続的に利用する要介護者が追加されました。

包括的支援事業とは

■ 地域包括支援センター

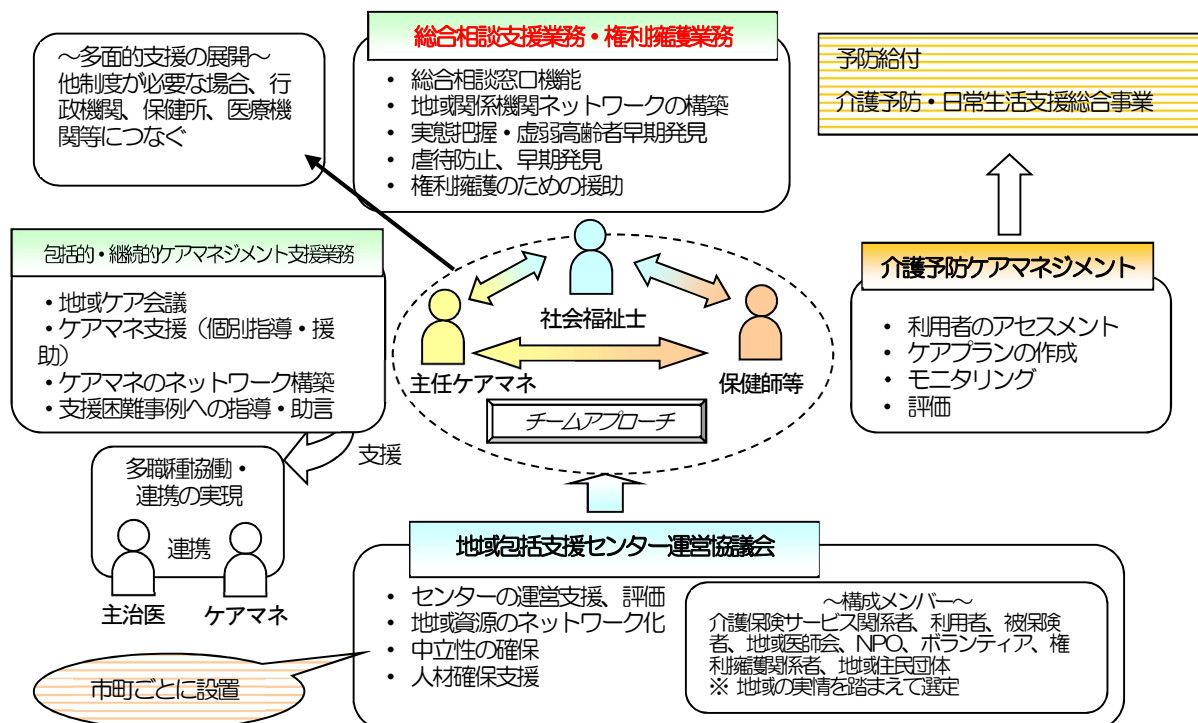
地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置されているものです。

具体的には、次のような仕事をしています。

- ① 総合相談支援業務
- ② 権利擁護業務
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域ケア会議の開催、地域のケアマネジャーの支援及び地域連携体制の構築など）
- ④ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント

地域包括支援センターでは、以上の業務を円滑に、効果的に実施するため、行政機関、介護サービス事業者、医療機関、民生委員等の地域の代表者が一緒に、個別ケースの支援内容や高齢者を地域で支えるネットワークづくりなどを話し合う「地域ケア会議」を開催しています。

地域包括支援センターの概要



専門職員が、介護相談から高齢者虐待などの権利擁護相談まで、高齢者とその家族などからのさまざまな相談に対応し、支援します。電話でも相談できるので、困ったことがあれば最寄りの地域包括支援センター（P137、148）に御相談ください。窓口の開設時間はセンターによって異なります。緊急の場合は、深夜・夜間でも対応しています。

地域包括支援センターによっては、支所の役割を持ったサブセンターや総合相談支援業務についての窓口としてのランチもあります。

■ 総合相談支援業務（権利擁護業務を含む。）

包括的支援事業には、無料で気軽に相談できる総合相談支援業務があります。この相談窓口となっているのも、地域に設置されている地域包括支援センターです。専門職員が、介護相談から高齢者虐待などの権利擁護相談まで、高齢者とその家族などからのさまざまな相談に対応し、支援します。電話でも相談できるので、困ったことがあれば最寄りの地域包括支援センターに御相談ください。

（緊急の場合は、深夜・夜間でも対応しています。）

（地域包括支援センターの概要については、P56、P137、P148 参照）

任意事業のメニュー

市町が任意に実施する事業としては、次のような事業があります。実施事業は市町によって異なります。また、利用料が設定されている場合もあるので、詳しくは市町にお尋ねください。

メニュー	事業内容
介護給付等費用適正化事業	介護（予防）給付について、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業。
家族介護支援事業	家族介護教室、認知症高齢者見守り事業、家族介護継続支援事業など、要介護被保険者を現に介護する家族を支援するための事業
成年後見制度利用支援事業	市町長申し立て等による低所得の高齢者に係る成年後見制度利用に要する経費や成年後見人等の報酬の助成など
福祉用具・住宅改修支援事業	福祉用具、住宅改修に関する相談・情報提供や住宅改修費の支給申請のための理由書作成経費の助成
認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業	認知症対応型共同生活介護事業所において、要介護者及び要支援2の認定を受けた者を受け入れ、家賃等の費用負担が困難な低所得者に対し利用者負担の軽減を行っている事業者を対象に助成
認知症サポーター等養成事業	認知症サポーター養成講座の企画・立案及び実施を行うキャラバン・メイトを養成するとともに、地域や職場において認知症の人と家族を支える認知症サポーターを養成する事業
重度のALS患者の入院におけるコミュニケーション支援事業	重度のALS患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該重度のALS患者とのコミュニケーションについて熟知している支援者が、当該重度のALS患者の負担により、その入院中に付き添いながらコミュニケーション支援を行う事業
地域自立生活支援事業	高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、地域の実情に応じ実施する事業（高齢者の安心な住まいの確保に資する事業、介護サービスの質の向上に資する事業、地域資源を活用したネットワーク形成に資する事業、家庭内の事故等への対応の体制整備に資する事業）

6 介護保険について知ろう

介護保険は、老後の安心を社会全体で支える制度です。

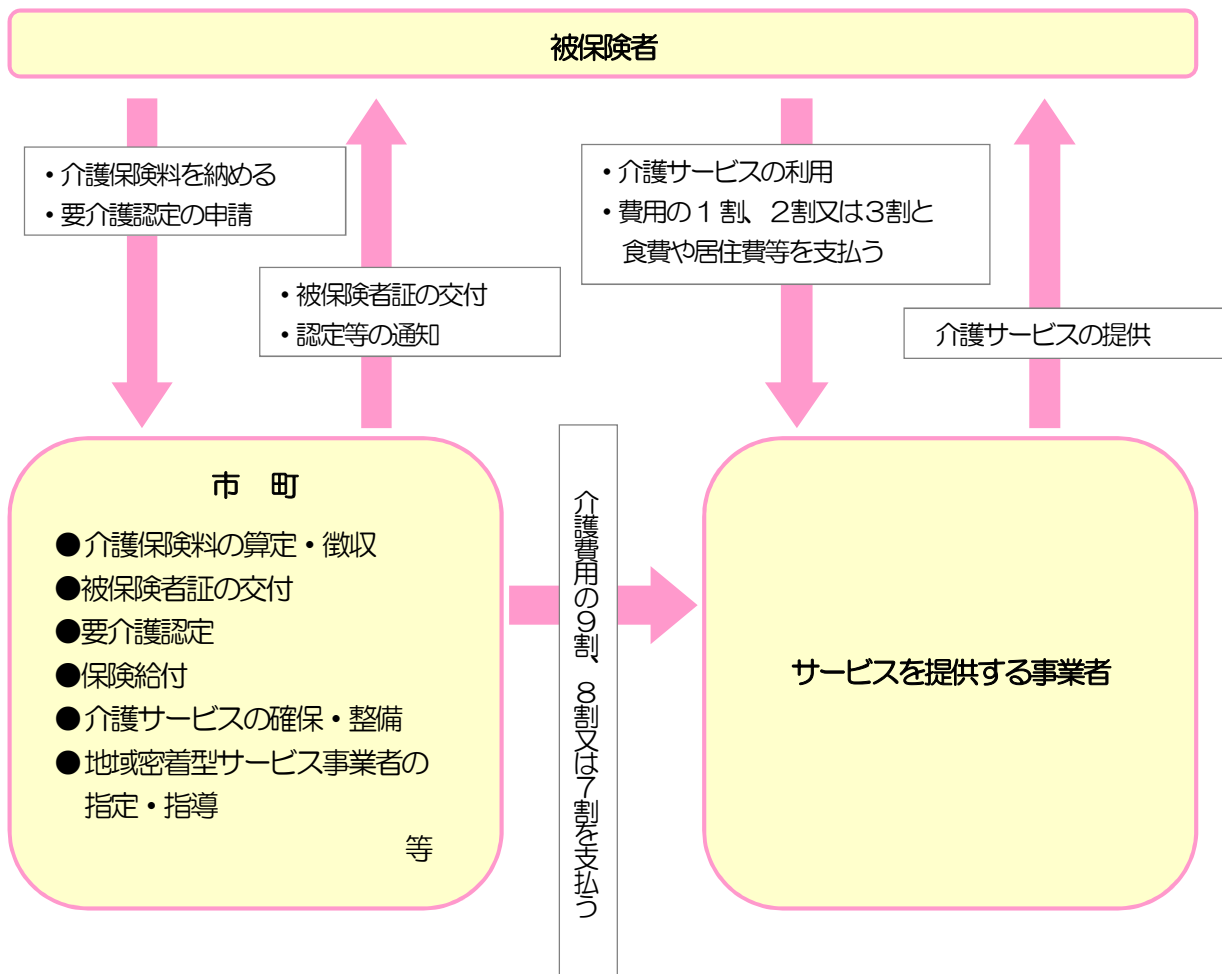
高齢化が急速に進行している中で、介護を必要とする人が増える一方、介護する人の高齢化も進み、家族だけでは介護を行うことは非常に難しくなっています。

介護保険制度は、介護を社会全体で支え、利用者の希望を尊重した福祉サービスと保健医療サービスを総合的に安心して利用できるしくみです。

制度の運営主体（保険者）は、市町です

介護保険に加入するのは、40歳以上の方です

介護保険制度のしくみは？



介護サービスを利用できる人は？

65 歳以上の方

65 歳以上の方は、常に介護を必要とする状態（要介護状態）や、常に介護を要する状態の軽減や悪化の防止に支援を必要とすると見込まれるか、日常生活に支障が見込まれる状態（要支援状態）になった場合にサービスが利用できます。

40～64 歳の方

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病（特定疾病*）によって要介護状態や要支援状態になった場合にサービスを利用することができます。

※ 特定疾病

- | | |
|---|----------------------------------|
| ① がん
（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込めない状態に至ったと判断したものに限る。） | ⑧ 脊髓小脳変性症 |
| ② 関節リウマチ | ⑨ 脊柱管狭窄症 |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ⑩ 早老症 |
| ④ 後縦靭帯骨化症 | ⑪ 多系統萎縮症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑫ 糖尿病性神経障害、
糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑥ 初老期における認知症 | ⑬ 脳血管疾患 |
| ⑦ 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 |
| | ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい
変形を伴う変形性関節症 |

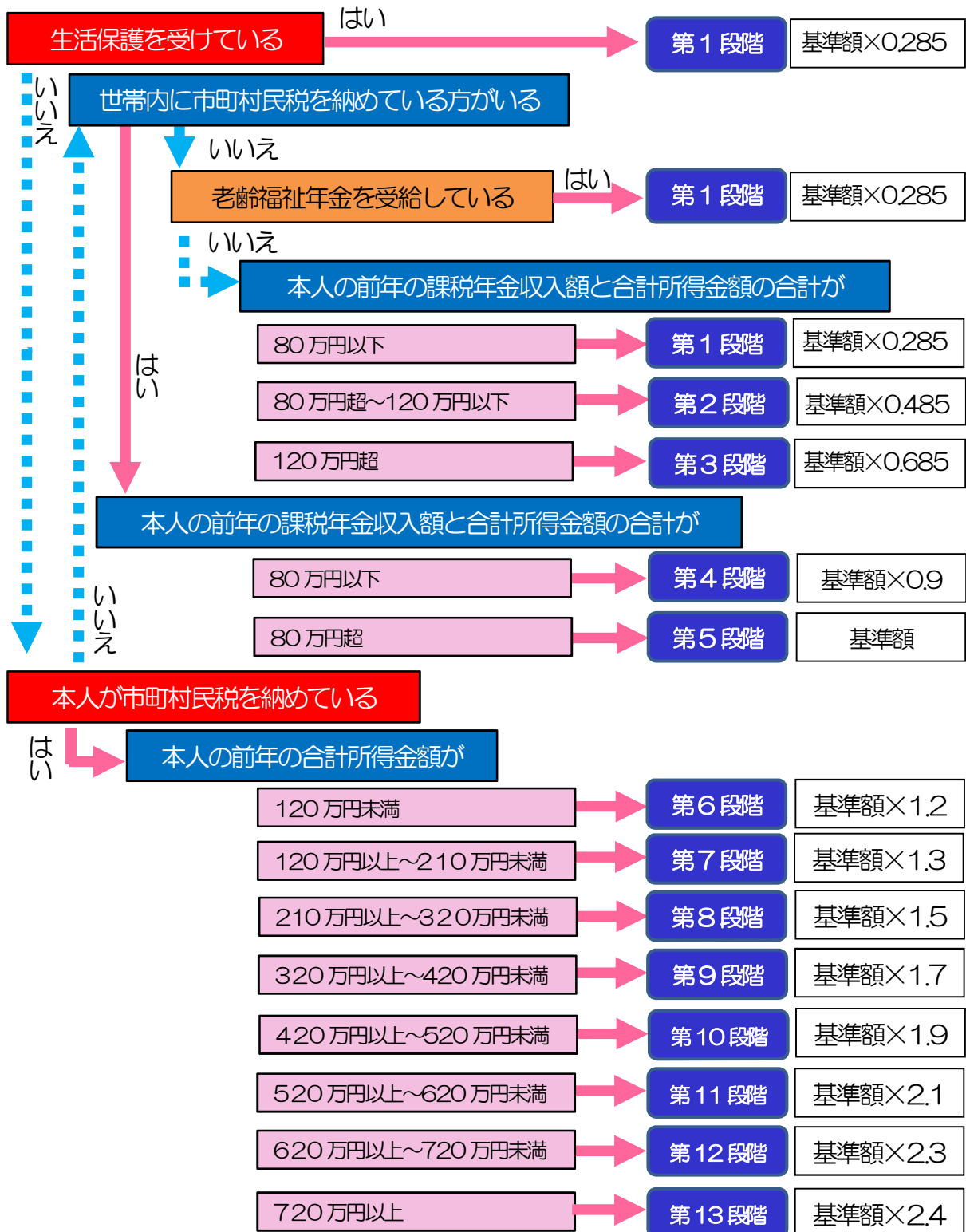
保険料の額・納め方は？

65歳以上の方
(第1号被保険者)

■ 保険料

お住まいの市町の介護サービス提供状況によって算出された「基準額」をもとに、本人や世帯の課税状況及び所得に応じて段階的に決められています。

【標準的な13段階の例】



■ 納め方

年金が年に 18 万円以上	年金が年に 18 万円未満
<u>年金から天引きされます</u> 2か月ごとに支払われる年金から、介護保険料が、差し引かれます。	<u>市町に個別に納めます</u> 市町が定める納期ごとに、口座振替や納入通知書などで納めます。

※ 年金からの天引きの対象となる年金は、老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金です。

40～64 歳の方 (第 2 号被保険者)

■ 国民健康保険に加入の場合

【保険料】

- ・所得や資産等に応じて異なります。
- ・保険料と同額の国庫負担があります。

【納め方】

医療保険分と介護保険分を合わせて、世帯ごとで世帯主が納めます。

■ 健康保険・共済組合に加入の場合

【保険料】

- ・給料と医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与（標準報酬月額）及び賞与（標準賞与額）に応じて異なります。
- ・保険料の半額は事業主が負担します。

【納め方】

医療保険分と介護保険分を合わせて、給料から差し引かれます。

保険料を滞納すると？

1 年以上

サービス費用の全額をいったん自己負担し、申請により市町から 9 割、8 割又は 7 割の払い戻しを受けます。（償還払い）

1 年半以上

償還払いの全部又は一部が一時差し止められ、この差し止められた額が、滞納している保険料に充てられることがあります。

2 年以上

未納期間に応じて一定の期間、自己負担が 1 割から 3 割（平成 30（2018）年 8 月から 3 割負担となった方は 4 割）に引き上げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

サービスの支給限度額

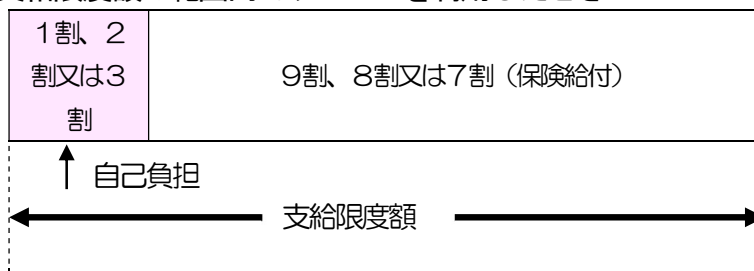
次のサービスには、利用できる額に上限があります。

【支給限度額のあるサービス】

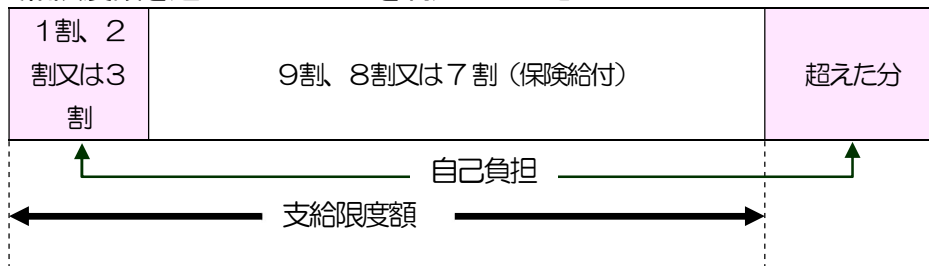
訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリ、通所介護、（介護予防）通所リハビリ、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（地域密着型）特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）、（介護予防）福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）、看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）、地域密着型通所介護

支給限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

○ 支給限度額の範囲内でサービスを利用したとき



○ 支給限度額を超えてサービスを利用したとき



■ 支給限度額

区分	在宅サービスの費用の合計（1か月）	
	令和元（2019）年10月～	
要支援1	50,320円	（5,032単位）
要支援2	105,310円	（10,531単位）
要介護1	167,650円	（16,765単位）
要介護2	197,050円	（19,705単位）
要介護3	270,480円	（27,048単位）
要介護4	309,380円	（30,938単位）
要介護5	362,170円	（36,217単位）

※ 1単位の単価は10円が基本ですが、広島市及び府中町に所在する事業所については、10.45円、10.55円又は10.70円となるサービスがあります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、10.14円、10.17円又は10.21円となるサービスがあります。

※ 短期入所サービスの利用日数は、連続した利用は30日までで、また、特に必要と認められる場合を除き、認定

利用者の負担は？

介護サービスを利用した時には、所得に応じて費用の1割、2割又は3割をサービス事業者に支払います。(市町から、「介護保険負担割合証」が交付されます。)

施設(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院)でのサービスを利用する場合には、このほかに食費・居住費、理美容代などの日常生活費の自己負担があります。

※ ショートステイを利用する場合も食費・滞在費が自己負担になります。

介護保険施設等(ショートステイを含む)の食費・居住費(滞在費)は、保険給付の対象外のため、全額自己負担となりますが、所得の低い方については、利用者負担限度額が定められています。

○ 居住費用と食費の標準的な利用料(目安) 令和6(2024)年8月～

施設の居住環境	標準的な居住費(月額)	標準的な食費(月額)
ユニット型個室	63,000円	44,000円
ユニット型個室的多床室	53,000円	
従来型個室	37,000円 (53,000円)	
多床室	28,000円 (13,000円)	

()内は介護老人保健施設、介護医療院

[参考 基準費用額(1日あたり) ()内は介護老人保健施設、介護医療院]

区分		基準費用額
食費		1,445円
居住費	ユニット型個室	2,066円
	ユニット型個室的多床室	1,728円
	従来型個室	1,231(1,728)円
	多床室	915(437)円

○ 所得の低い方については、利用者負担の上限が定められています。※

令和6(2024)年8月～

保険料段階	施設の居住環境	居住費負担限度額(日額)	食事負担限度額(日額)	
第1段階	ユニット型個室	880円	300円	
	ユニット型個室的多床室	550円		
	従来型個室	380(550)円		
	多床室	0円		
第2段階	ユニット型個室	880円	390円 【600円】	
	ユニット型個室的多床室	550円		
	従来型個室	480(550)円		
	多床室	430円		
第3段階	ユニット型個室	1,370円	本人年金収入等 120万円以下	本人年金収入 等120万円超
	ユニット型個室的多床室	1,370円		
	従来型個室	880(1,370)円	650円 【1,000円】	1,360円 【1,300円】
	多床室	430円		

()内は介護老人保健施設、介護医療院 【 】内はショートステイ

※ 特定入所者介護(予防)サービス費

市町に対して「介護保険負担限度額認定申請」を行い、認定を受けることで、保険料段階に応じた合計額による負担となります。(差額は、直接、市町から施設等へ補足給付されます。)

○ 所得の低い世帯の方については、利用者負担が軽減される制度があります。

【障害者ホームヘルプサービス利用者負担の軽減】

65歳到達前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた方で、境界層該当として定率負担額が0円となっている方については、訪問介護等の利用者負担が全額免除されます。

【社会福祉法人等による利用者負担の軽減】

所得の低い世帯の方については、社会福祉法人等が行う介護サービスのうち次の対象サービスについて、1割負担、食費、居住費（滞在費）及び宿泊費の利用者負担が原則4分の3に軽減されます。

(対象サービス)

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護老人福祉施設サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業、第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業、地域密着型通所介護

【離島等地域での利用者負担の軽減】

離島等地域において、社会福祉法人等が行う訪問系・多機能系の介護サービスを利用する所得の低い世帯の方については、利用者負担が9%に軽減されます。

【中山間地域等での利用者負担の軽減】

中山間地域等の地域において、社会福祉法人等が行う訪問系・多機能系の介護サービスを利用する所得の低い方については、利用者負担が9%に軽減されます。

※ これらの制度の実施については、市町にお問い合わせください。

1割、2割又は3割の自己負担が高額になったときには？

1割、2割又は3割の利用者負担が著しく高額にならないように、負担額が上限額を超えた部分が、「高額介護（予防）サービス費（A）」として申請により利用者には払い戻されます。

また、各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）及び介護保険の両制度の1年間の負担額の合計額[※]に対して、上限額を超えた部分が「高額医療合算介護（予防）サービス費（B）」として申請により利用者には払い戻されます。

【高額介護（予防）サービス費の利用者負担の対象にならないもの】

- ・ 福祉用具購入費・住宅改修費の利用者負担
- ・ 施設サービス等での食費、居住費
- ・ 日常生活費等のその他の利用料

※ 高額医療合算介護（予防）サービス費の利用者負担は、各医療保険及び介護保険について高額療養費又は高額介護（予防）サービス費が支給される場合は、利用者負担から高額療養費及び高額介護（予防）サービス費を除いた額になります。

■ 利用負担上限額

○ 高額介護（予防）サービス費（A）

同じ世帯に属する介護保険サービス利用者の同じ月の利用者負担の合計額について、上限額が設定されます。

所得区分	世帯の上限額
所得約690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円
所得約380万円（年収約770万円）以上同約690万円（同約1,160万円）未満	93,000円
市町村民税課税世帯～所得約380万円（年収約770万円）未満	44,400円
(1)①市町村民税世帯非課税	24,600円
②24,600円の減額により生活保護の被保護者とならない場合	
市町村民税世帯非課税で、（公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額）の合計額が80万円以下である場合	世帯 24,600円 個人 15,000円
市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者	世帯 24,600円 個人 15,000円
(2)①生活保護の被保護者	世帯 15,000円 個人 15,000円
②15,000円への減額により被保護者とならない場合	

○ 高額医療合算介護（予防）サービス費（B）

同じ世帯に属する医療保険（※）及び介護保険の両制度の1年間（毎年8月1日から翌年7月31日）の利用者負担の合計額については、上限額が設定されています。

ア 被用者保険・国民健康保険の70歳未満の被保険者がいる場合

所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満が いる世帯 ※2 + 介護保険
901万円超	212万円
600万円超901万円以下	141万円
210万円超600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

イ 後期高齢者医療の被保険者がいる世帯の場合、又は、被用者保険・国民健康保険の70～74歳の被保険者がいる世帯の場合

所得区分	75歳以上	75歳未満
	後期高齢者医療 + 介護保険	高齢受給者が いる世帯 ※1 + 介護保険
標準報酬月額83万円以上 課税所得690万円以上	212万円	212万円
標準報酬月額53～79万円以上 課税所得380万円以上	141万円	141万円
標準報酬月額28～50万円以上 課税所得145万円以上	67万円	67万円
一般	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ ※3	19万円	19万円

※1・2 対象となる世帯に高齢受給者（70歳以上75歳未満）と70歳未満が混在する場合は、①まずは高齢受給者に係る自己負担合算額に（※1）区分の限度額が適用された後、②なお残る負担額と70歳未満の自己負担額を合算した後に（※2）区分の限度額が適用される。

※3 低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯については、合算限度額19万円が高額介護サービス費等の限度額（月24,600円で年間295,200円）を下回る事態が生じることから、この場合は、両制度の整合性を確保するため、医療保険者が原則どおり低所得Ⅰの合算限度額19万円により医療保険分の支給額を計算した後、介護保険者が低所得Ⅱの合算限度額31万円により介護保険分の支給額を計算する。

■ 支給申請の手続き

○ 高額介護（予防）サービス費（A）

支給を受けようとする被保険者は、支給申請書に必要事項を記入し、市町の介護保険担当窓口へ提出します。一度申請を行えば、それ以後は被保険者の指定した口座に振り込まれます。

(注) なお、その都度、支給申請書に領収書等を添付して介護保険担当窓口へ提出が必要な場合がありますので、詳しくは市町へ確認してください。

○ 高額医療合算介護（予防）サービス費（B）

支給を受けようとする被保険者は、

- ①まず市町の介護保険担当窓口へ支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書を提出します。
- ②次に、医療保険者（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）に対して介護保険の自己負担額証明書を添付して支給申請書を提出します。（①→②の順）

(注) 一年間の利用者負担の合計額（7月末まで）を対象としているため、実際の申請は毎年8月以降になります。詳しくは市町へ確認してください。

サービス利用等に対する苦情

苦情の受付は、次の機関が行っており、苦情の処理に当たっては、関係機関が連携して、迅速かつ適切に対応することにより、早期解決を図ります。

■ サービス利用に関する苦情の処理

- 指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び介護保険施設
相談窓口を設置し、苦情がある場合には必要な措置等を行うことになっています。
- 指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防支援事業者
自ら提供した居宅介護支援等のサービスに対して苦情があるときは苦情に対して適切に対応します。また、指定居宅サービスに対する利用者の苦情の広島県国民健康保険団体連合会への申立てに関しても、利用者に対して必要な援助を行います。
- 市町
サービス利用者に苦情があるときは、最も身近な行政窓口として対応し、サービス事業者に対し、文書等の提出・提示等を求めるなどの調査を行います。
指定基準違反の疑い等が認められた市町指定の事業者については、調査を行い、必要により指導、指定取消し処分を行うこととなります。
- 県
指定基準違反の疑い等が認められた県指定の事業者については、調査を行い、必要により指導、指定取消し処分を行うこととなります。
- 広島県国民健康保険団体連合会
介護保険制度における苦情を処理する機関であり、苦情に関する調査・指導及び助言を行います。

■ 市町が行う要介護等の認定又は介護保険料の賦課等の処分に関する審査請求

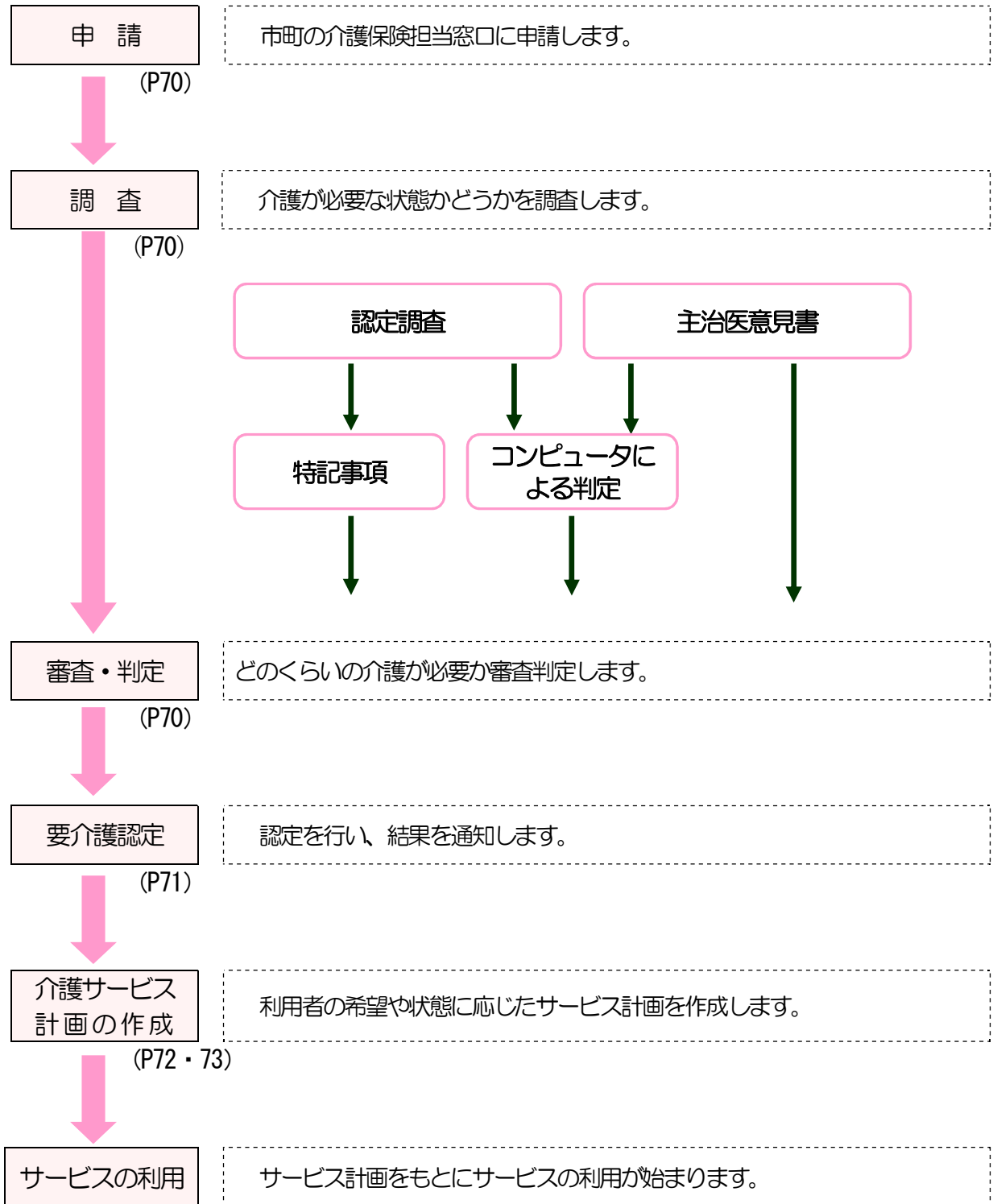
- 市町が行う要介護認定等の保険給付に関する行政処分や保険料その他介護保険法に規定する徴収金に関する処分に関して不服がある場合には、県の介護保険審査会に審査請求することができます。
- 審査請求を行う前に、市町へ処分内容の確認をしていただき、それでも納得できない場合は審査請求を行ってください。（結果が出るまでに1年程度かかります。）

■ 問合せ先

要介護認定・保険料等に関する苦情	市町（保険者）介護保険担当課（P144）
サービスの利用や内容に関する苦情	
サービスの利用や内容に関する苦情	広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課 〒730-8503 広島市中区東白島町 19-49 国保会館 ☎（082）554-0783

申請からサービスの利用までの手順

介護サービスを利用するには、介護や支援が必要であるという市町の認定を受ける必要があります。



■ 申請

要介護認定を受けるためには、住んでいる市町の担当窓口申請します。

申請は、本人や家族などのほかに、介護支援専門員*のいる機関に代行してもらうこともできます。

※ 介護支援専門員のいる機関：居宅介護支援事業所・介護保険施設・地域包括支援センター等

※ 介護支援専門員（ケアマネジャー）とは？

介護の知識を幅広く持った介護保険サービスのコーディネーター役です。

【主な役割】

- ・介護を必要とする方や家族に対する相談やアドバイス
- ・要介護認定等の申請や更新手続きの代行
- ・利用者の希望に沿った介護サービス計画（ケアプラン）の作成
- ・サービス事業者との連絡調整
- ・利用者の心身の状況の変化を把握し、必要に応じた介護サービス計画（ケアプラン）の見直し等

■ 調査

○ 認定調査

認定調査は、市町の担当者、市町から委託を受けた介護支援専門員等で、研修を受けた認定調査員が行います。

認定調査員が家庭等を訪問して、心身の状態や日常生活の自立度などを調査します。全国共通の調査票により、調査が行われます。

○ 主治医意見書

主治医が病気の状態などについて、医学的な見地からの意見書を作成します。

主治医がない場合は、市町にご相談ください。

○ 特記事項

認定調査員が認定調査の際に聞き取った事項で、コンピュータによる判定に盛り込めないものを記入します。

■ 審査・判定

介護認定審査会で、コンピュータによる判定結果や特記事項、主治医意見書をもとに、

- 介護や日常生活に支援が必要な状態かどうか
- どのくらいの介護を必要とするか（要介護度）

が決められます。

介護認定審査会は、保健・医療・福祉の各分野の専門家5人程度で構成されています。

■ 要介護認定

要介護認定の審査判定は、介護（介護予防）サービスがどのくらい必要であるかを介護の手間により客観的に判断しますので、病気の重症度と要介護度は必ずしも一致しない場合があります。

また、「要支援2」と「要介護1」の区分については、介護の手間による審査判定のほか、状態の維持や改善可能性によって審査判定します。

判定結果に基づいて、市町が要介護認定を行い、原則として申請から30日以内に通知されます。

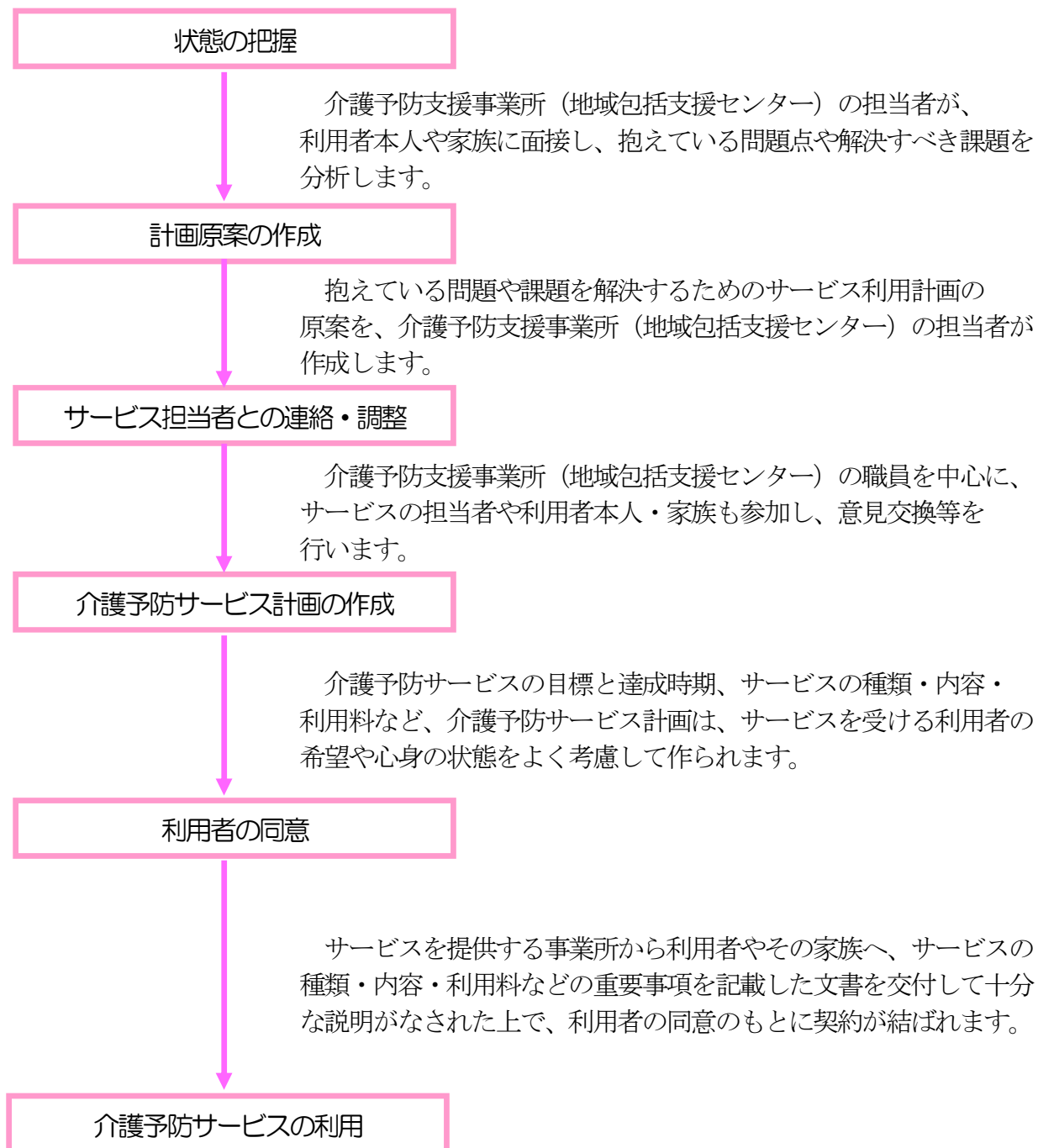
要介護度は、次のような区分に分けられます。

要介護度	心身の状態の概要等	利用できるサービス
要支援1	身体上又は精神上の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作の全部又は一部について、支援が必要と見込まれる状態	介護予防サービス
要支援2	※要支援状態は、支援の必要な程度により、要支援1・要支援2に区分されます。	
要介護1	身体上又は精神上の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本的な動作の全部又は一部について、継続して介護が必要と見込まれる状態 ※要介護状態は、介護の必要な程度により、要介護1～要介護5に区分されます。	介護サービス
要介護2		
要介護3		
要介護4		
要介護5		
非該当 (自立)	入浴・排せつ・食事などの日常生活での基本的な動作について、介護や支援が必要と見込まれない状態 ※非該当（自立）と認定された方は、一般介護予防事業（地域支援事業）が利用できます。（P54 参照）	介護保険のサービスは利用できません。

要支援1・2の方

要支援1・要支援2の方の介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）は、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）が作成します。

作成費用は全額保険給付され、自己負担はありません。

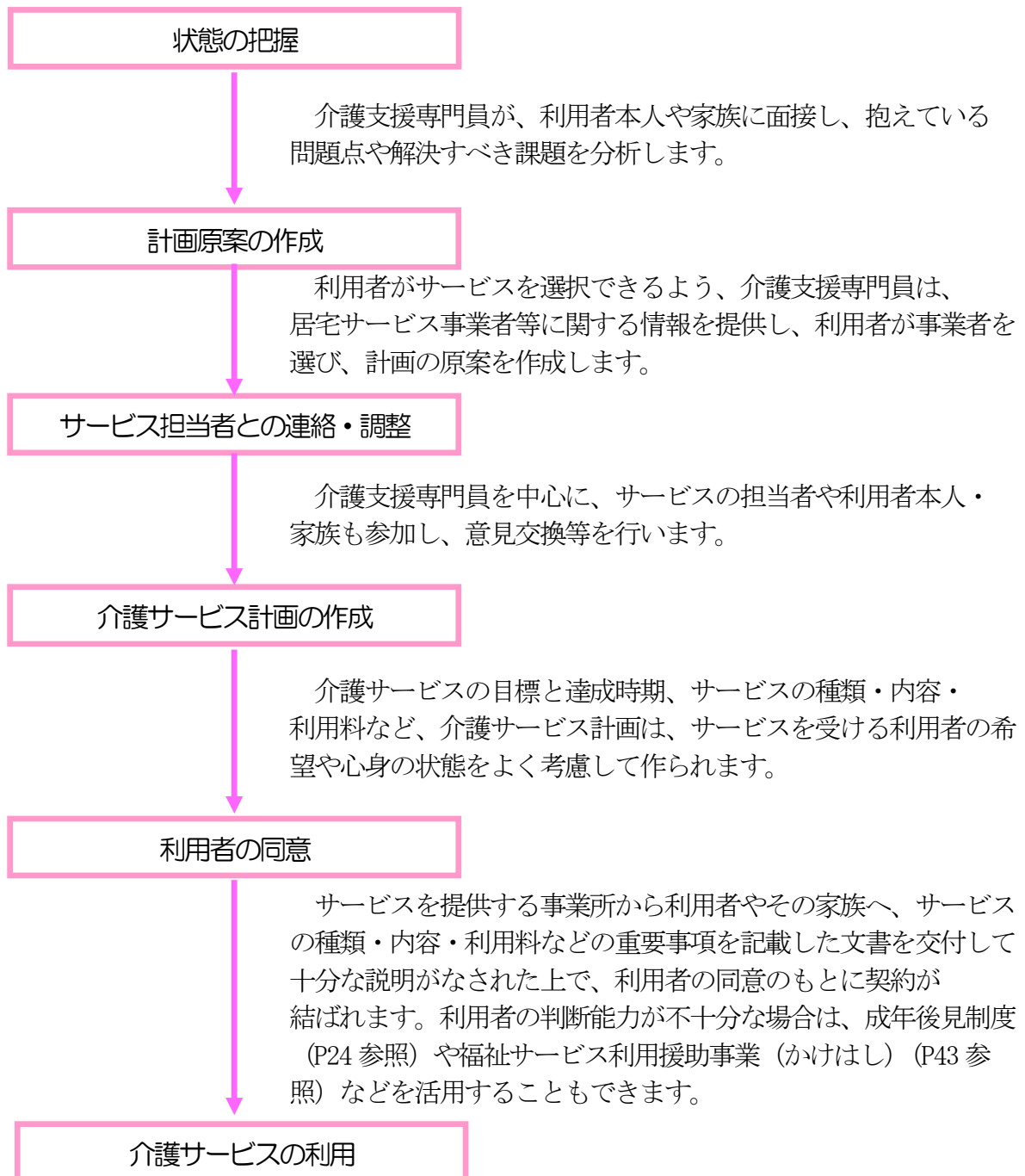


要介護1～5の方

居宅介護支援事業所に、介護サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼します。

なお、介護保険施設の入所者の場合は、施設の介護支援専門員が施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

作成費用は全額保険給付され、自己負担はありません。



要介護・要支援者へのサービスについて

居宅サービス		介護予防サービス	
居宅介護支援 (P75)	介護支援専門員が介護サービス計画作成や連絡調整を行います。	介護予防支援 (P103)	地或包括支援センターの保健師等が要支援者の介護予防サービス計画作成や連絡調整を行います。
訪問介護 (P77)	居宅で訪問介護員による入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	介護予防訪問入浴介護 (P104)	介護予防を目的として、入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。
訪問入浴介護 (P78)	入浴車等による居宅での入浴の介護を行います。	介護予防訪問看護 (P105)	介護予防を目的として、居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。
訪問看護 (P79)	居宅で看護師等が療養上の世話と診療の補助を行います。	介護予防訪問リハビリテーション (P106)	介護予防を目的として、居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
訪問リハビリテーション (P80)	居宅で理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。	介護予防居宅療養管理指導 (P107)	介護予防を目的として、病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。
居宅療養管理指導 (P81)	病院、診療所、薬局の医師、薬剤師等が療養上の管理と指導を行います。	介護予防福祉用具貸与 (P109)	介護予防に資する福祉用具の貸与を行います。
福祉用具貸与 (P83)	日常生活の自立を助ける福祉用具の貸与を行います。	特定介護予防福祉用具販売 (P110)	介護予防に資する入浴・排泄用具の購入費を支給します。
特定福祉用具販売 (P85)	福祉用具のうち、貸与にならない入浴・排泄用具の購入費を支給します。	介護予防住宅改修 (P111)	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。
住宅改修 (P86)	手すりの取り付け等小規模な住宅改修費用を支給します。	介護予防通所リハビリテーション (P112)	介護予防を目的として、介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。
通所介護 (P88)	定員19名以上の通所介護事業所に通う者に、入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	介護予防短期入所生活介護 (P113)	介護予防を目的として、老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話をを行います。
通所リハビリテーション (P90)	介護老人保健施設等で、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。	介護予防短期入所療養介護 (P115)	介護予防を目的として、介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話をを行います。
短期入所生活介護 (P92)	老人短期入所施設や特別養護老人ホーム等へ短期入所させ、介護や日常生活上の世話をを行います。	介護予防特定施設入居者生活介護 (P117)	介護予防を目的として、有料老人ホーム等に入居する要支援者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話をを行います。
短期入所療養介護 (P94)	介護老人保健施設等へ短期入所させ看護、医学的管理下の介護や日常生活上の世話をを行います。		
特定施設入居者生活介護 (P96)	有料老人ホーム等に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて介護や世話をを行います。		
地域密着型サービス		地域密着型介護予防サービス	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (P118)	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の随時により、居宅で訪問介護員による介護等の世話や看護師等による療養上の世話をを行います。	介護予防認知症対応型通所介護 (P124)	デイサービスセンター等に通う認知症の要支援者に、入浴、排泄等の介護や世話をを行います。
夜間対応型訪問介護 (P120)	夜間の定期的な巡回訪問や随時により居宅で訪問介護員による介護等の世話をを行います。	介護予防小規模多機能型居宅介護 (P126)	要支援者が介護予防を目的として、居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話をを行います。
地或密着型通所介護 (P122)	デイサービスセンター等(定員18人以下の事業所が対象)に通う者に入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	介護予防認知症対応型共同生活介護 (P127)	認知症の要支援者が介護予防を目的として、少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話をを行います。
認知症対応型通所介護 (P124)	デイサービスセンター等に通う認知症の要介護者に入浴、排泄等の介護や世話をを行います。		施設サービス
小規模多機能型居宅介護 (P126)	居宅、通い、短期間の宿泊などにより入浴、排泄等の介護や世話をを行います。	介護老人福祉施設 (P97)	常時介護が必要で、居宅での介護が困難な人を入所させ、介護等日常生活上の世話をを行います。
認知症対応型共同生活介護 (P127)	認知症の要介護者が少人数の共同生活を営む住居で入浴、排泄の介護等の世話をを行います。	介護老人保健施設 (P99)	看護、医学的管理下での介護、医療、機能訓練、日常生活上の世話をを行い、在宅復帰を支援します。
地或密着型特定施設入居者生活介護 (P129)	有料老人ホーム等(入居定員29人以下)に入居する要介護者等に、その施設内で計画に基づいて受ける介護等の世話をを行います。	介護医療院 (P101)	医療と介護の必要な方の療養上の管理看護、医学的管理下での介護等の世話をを行います。
地或密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (P130)	特別養護老人ホーム(入所定員29人以下)に入所させ、介護等日常生活上の世話をを行います。		
看護小規模多機能型居宅介護 (P132)	居宅・通い・宿泊や訪問(介護・看護)サービスを組み合わせて提供することにより、介護等の世話や療養上の世話をを行います。		

居宅介護支援（介護サービス計画の作成など）

在宅の要介護者が、介護保険から給付される在宅サービス等を適切に利用できるように、依頼を受けた専門機関により行われる介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との利用調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを、居宅介護支援といいます。

介護サービス計画は、要介護者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を踏まえて作成されます。

■ 標準的なサービス費用

介護支援専門員 1人当たりの取扱件数	45件未満	45～60件未満	60件以上
要介護1・2	10,860円	5,440円	3,260円
要介護3・4・5	14,110円	7,040円	4,220円

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

居宅介護支援に関する費用については、利用者の負担はありません。

■ 手続き

居宅介護支援事業所に直接申し込んでください。

計画作成を依頼する事業所を決定又は変更した場合は、「計画作成依頼（変更）届出書」を市町に提出することが必要です。

■ 問合せ先

居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）

■ 介護サービス計画の作成例

最も介護の必要度の低い「要介護1」と、中間の「要介護3」及び最も高い「要介護5」の代表的なサービス利用のスケジュールは、次のとおりです。これはあくまで利用例であり、実際には、利用者やその家族の希望に応じてサービスを組み合わせることができます。

○ 要介護1：「通所型」通所サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 (〒 ㍻ ㍻) 又は 通所小バ (〒 ㍻)			通所介護 (〒 ㍻ ㍻) 又は 通所小バ (〒 ㍻)			
午後							

● 短期入所が6か月に1週間程度

● 福祉用具貸与：歩行器

○ 要介護3：「通所型」通所サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 (デ イ ビ ス) 又は 通所リハビリ (デ イ ア)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	通所介護 (デ イ ビ ス) 又は 通所リハビリ (デ イ ア)	訪問看護	通所介護 (デ イ ビ ス) 又は 通所リハビリ (デ イ ア)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	
午後	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)

● 短期入所が6か月に3週間程度 ● 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

○ 要介護3：「訪問型」ホームヘルパーなどの訪問サービスを多く利用したい場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護 (デ イ ビ ス) 又は 通所リハビリ (デ イ ア)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	通所介護 (デ イ ビ ス) 又は 通所リハビリ (デ イ ア)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)
午後	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)

● 短期入所が6か月に3週間程度 ● 福祉用具貸与：車いす、特殊寝台、マットレス

○ 要介護5：「訪問型」通所サービスを利用できない場合の例

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)
	訪問看護				訪問看護		
午後	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)
	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問リハビリ	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)	訪問介護 (ホ ム ヘルパ ー)

●短期入所が6か月に6週間程度 ●福祉用具貸与：特殊寝台、マットレス、エアーマット

訪問介護（ホームヘルプサービス）

たとえば

- 入浴やトイレ
- 衣類の交換
- 食事 などを自分ひとりですることが難しいときに

■ 概要

ホームヘルパー等が、要介護者の自宅を訪問し、身体介護や生活援助及び通院等乗降介助を行うサービスです。

	サービスの内容	サービスの例
身体介護	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体に直接接触して行う介助サービス ・日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助サービス ・介助に併せて行う専門的な相談助言等 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、入浴、排せつの介助 ・おむつの交換 <p style="text-align: right;">など</p>
生活援助	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活の援助 	<ul style="list-style-type: none"> ・掃除、洗濯、調理など
通院等乗降介助	<ul style="list-style-type: none"> ・通院等のための乗車又は降車の介助 	<ul style="list-style-type: none"> ・通院等のための介助

※ 次のようなサービスは、給付の対象とはなりませんのでご注意ください。

- ・家族の部屋の掃除など、家族のための家事
- ・庭の草むしりや花木の水やりなど、ホームヘルパーがやらなくても普段の暮らしに支障がないもの
- ・大掃除など、普段はやらないような家事

■ 標準的な費用

身体介護	1,630円（20分未満） 2,440円（20分以上30分未満） 3,870円（30分以上1時間未満） 5,670円（1時間以上1時間30分未満）
生活援助	1,790円（20分以上45分未満） 2,200円（45分以上）
通院等乗降介助	970円（片道につき）

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※ 夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）の利用は25%、深夜（22時～6時）の利用は50%が加算されます。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則4分の3に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

訪問入浴介護

たとえば

- 自分ひとりでお風呂に入れない

ときに

■ 概要

看護職員（1人）と介護職員（2人）が、要介護者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■ 標準的な費用

(1回につき)

看護職員（1人）と介護職員（2人）によるサービスを提供した場合	12,660円
介護職員（3人）だけによるサービスを提供した場合	12,020円
訪問時の心身の状況等から全身入浴が困難な利用者の希望により、清拭又は部分浴のサービスを提供した場合	11,390円

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

訪問看護

たとえば

- 床ずれの手当て
- 医療機器（在宅酸素など）の管理 などが必要なときに

■ 概要

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、要介護者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要介護者です。

■ 標準的な費用

(1回につき)

指定訪問看護ステーションの場合
3,140円 (20分未満)
4,710円 (30分未満)
8,230円 (30分以上1時間未満)
11,280円 (1時間以上1時間30分未満)
※ 准看護師が行う場合、上記の額の90/100
2,940円 (理学療法士等による訪問)
※ 1日2回を超えて指定訪問看護を行った場合、1回につき上記の額の90/100
病院又は診療所の場合
2,660円 (20分未満)
3,990円 (30分未満)
5,740円 (30分以上1時間未満)
8,440円 (1時間以上1時間30分未満)
※ 准看護師が行う場合、上記の額の90/100

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。(広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。)

※ 夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)の利用は25%、深夜(22時～6時)の利用は50%が加算されます。

■ 加算料金

緊急時訪問看護 ^注 に同意を得て、緊急時訪問サービスを提供した場合	指定訪問看護ステーションでは 病院又は診療所では	6,000円 (1月につき) 3,250円 (1月につき)
気管カニューレを使用しているなどの特別な管理を必要とする利用者の場合	気管カニューレ等を使用している 人工肛門等を使用している	5,000円 (1月につき) 2,500円 (1月につき)

注) 緊急時訪問看護：24時間連絡体制のもと必要に応じて訪問看護を行うこと

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所(県ホームページ「施設一覧」参照)に相談してください。

訪問リハビリテーション

たとえば

- 自分や家族ではリハビリができない
- 退院した後も自宅でリハビリを続けたい

ときに

■ 概要

病院・診療所等の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、要介護者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要介護者です。

■ 標準的な費用

3,080 円（1回につき）

※ 広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位 10.55 円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位 10.17 円で算定するため、1.7%割増になります。

■ 加算料金

短期集中的に個別リハビリテーションサービスを提供した場合

2,000 円（1日につき）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

居宅療養管理指導

たとえば

- 栄養について
- 歯や入れ歯の管理
- 薬ののみ方 などを知りたい ときに

■ 概要

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要介護者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、ケアマネジャー等へケアプラン作成等に必要な情報提供を行うサービスです。

■ 標準的な費用

(1回につき)

医師が行う場合（1月に2回を限度）	
在宅時医学総合管理料等を算定しない利用者	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,150円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
上記以外の場合	4,460円
在宅時医学総合管理料等を算定する利用者	
単一建物居住者1人に対して行う場合	2,990円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2,870円
上記以外の場合	2,600円
歯科医師が行う場合（1月に2回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,170円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
上記以外の場合	4,410円
病院又は診療所の薬剤師が行う場合（1月に2回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,660円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,170円
上記以外の場合	3,800円
薬局の薬剤師が行う場合（1月に4回を限度、がん末期の要介護者は8回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,180円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,790円
上記以外の場合	3,420円
※ 1月に8回を限度とする場合は、1週に2回を限度とされます。	
管理栄養士が行う場合（1月に2回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,450円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
上記以外の場合	4,440円
歯科衛生士等が行う場合（1月に4回を限度、がん末期の要介護者は6回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	3,620円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,260円
上記以外の場合	2,950円

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

かかりつけの医師又は歯科医師に相談してください。



福祉用具貸与

たとえば

- 介護用ベッドや車いすを使いたい

ときに

■ 概要

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある要介護者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

■ 福祉用具の種類

用具	種類
車いす*	普通型車いす（自走用）、普通型電動車いす、手押し型車いす（介助型）
車いす付属品*	クッション、電動補助装置等の一定の車いす付属品（車いすと一体的に使用されるものに限る）
特殊寝台*	<ul style="list-style-type: none"> ・背部や脚部の傾斜角度を調整する機能があるもの ・床の高さを無段階に調節する機能があるもの
特殊寝台付属品*	マットレス、サイドレール等の一定の特殊寝台付属品（特殊寝台と一体的に使用されるものに限る）
床ずれ防止用具*	<ul style="list-style-type: none"> ・送風装置又は空気圧調整装置からなるエアーマット ・水などの減圧による体圧分散効果をもつ全身用のウォーターマット等
体位変換器*	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、要介護者等の体位を容易に変換できるもの（体位保持のみを目的とするものを除く）
手すり	取り付けに際し工事を伴わないもの
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	車輪を有するものについては、体の前及び左右を囲む把手等があるもの、四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉杖、多点杖等
認知症老人徘徊感知機器*	要介護者が屋外へ出ようとした時など、センサーにより感知し、家族や隣人等へ通報するもの
移動用リフト* （つり具の部分を除く）	床走行式、固定式又は据置式で、身体をつり上げ又は体重を支える構造のもの。寝たきりの場合、ベッドと車いすとの間等の移動を補助するもので、取り付けに住宅改修を伴わないもの
自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

○固定用スロープ ○歩行器（歩行車を除く）○単点杖（松葉づえを除く）○多点杖

* 要介護1の方は、原則として、車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）について、福祉用具貸与サービスは利用できません。

また、要介護1、要介護2又は要介護3の方は、自動排泄処理装置について、福祉用具貸与サービスは利用できません。

ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。

そのほか、医師の所見により、国が定めた状態に該当すると判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要と判断されていることを市町が確認した場合も、例外として利用できます。

■ 標準的なサービス

用具の種類、貸し出し料は事業所によって異なります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

特定福祉用具販売

たとえば

- 入浴やトイレに便利な用具がほしい

ときに

■ 概要

在宅の要介護者が入浴・排せつ等に用いる特定福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの販売を行うサービスです。

■ 特定福祉用具

用具	種類
腰掛便座	ポータブルトイレ、和式便器の上に置く便座、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がる動作を助ける便座
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、介護者等が容易に交換できるもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの
入浴補助用具	入浴用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこ、浴槽用手すり、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式などで、排水工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分	リフトに連結可能なもの

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

○固定用スロープ ○歩行器（歩行車を除く）○単点杖（松葉づえを除く）○多点杖

■ 標準的なサービス

福祉用具購入費の支給限度基準額は、1年間（各年4月1日から12か月間）で10万円です。支給額は、実際に福祉用具の購入に要した費用の9割、8割又は7割相当額を上限として支給します。

なお、原則として、支給は、同一年度で同一種目につき1回に限られています。

■ 利用者の負担

所得に応じて福祉用具購入費用の1割、2割又は3割の負担となりますが、いったん費用の全額を支払っていただき、後で自己負担分を差し引きした金額が支給されます。

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

指定特定福祉用具販売事業所から購入後、領収証やパンフレットなどを添付し、お住まいの市町（保険者）へ支給申請をしてください。

■ 問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P144
介護支援専門員	P70 参照

居宅介護住宅改修費の支給

たとえば

- 転ばないように手すりを取り付けたい
- お風呂場がすべりそうでこわい

ときに

■ 概要

在宅の要介護者が、市町へ事前申請後に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、いったん全額を自己負担していただき、領収書等を市町へ提出すると、本人の自己負担割合分を除いた居宅介護住宅改修費（実際の改修費の9割、8割又は7割相当額）を償還払いで支給します。

※介護予防住宅改修費はP111 参照

■ 対象となる住宅改修

手すりの取付け
廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路などへ、転倒防止や移動補助のための手すりの取付け。
段差の解消
居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差及び玄関から道路などの段差を解消するために、敷居を低くし、あるいはスロープを設置するなどの改修。
〔対象外となるもの〕 昇降機・リフト・段差解消機等動力により段差を解消する機器の設置工事
床又は通路面の材料の変更
居室を畳敷きから板張りやビニール系床材などに変更。浴室の床を滑りにくいものに変更。通路面においては滑りにくい舗装材への変更など。
扉の取替え
開き戸を引き戸や折戸、アコーディオンカーテンなどに取り替え。扉の撤去、ドアノブの変更や戸車の設置も含まれる。
〔対象外となるもの〕 引き戸への取替えに併せて自動ドアとした場合、自動ドアの動力部分の設置に関する費用。
便器の取替え
和式便器から洋式便器へ取り替える場合。
〔対象外となるもの〕 ○既に洋式便器であった場合の暖房便座・洗浄機能等を付加する改修（和式便器から、暖房便座・洗浄機能等がついている洋式便器への取替えは対象） ○非水洗和式便器から水洗洋式便器又は簡易水洗洋式便器への取替えの場合、水洗化又は簡易水洗化工事の部分
その他これら各住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
手すりの取付け…手すりの取付けのための壁の下地補強 床段差の解消…浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置 床又は通路面の材料の変更…床材の変更のための下地の補修や根太の補強など 扉の取替え…扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 便器の取替え…便器の取替えに伴う床材の変更、便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く。）

■ 標準的なサービス費用

住宅改修費の支給限度基準額は、介護予防住宅改修費及び居宅介護住宅改修費と一元的に管理され、同一住宅で20万円です。

支給額は、本人の負担割合（1割、2割又は3割）に応じて、実際に住宅改修に要した費用の9割、8割又は7割相当額を支給します。

支給額は、1割負担の方は支給限度基準額20万円の9割である18万円が上限となります。

※ 例外として、次に掲げる「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合は、改めて住宅改修費が支給されます。

「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第6段階	要介護5
第5段階	要介護4
第4段階	要介護3
第3段階	要介護2
第2段階	要支援2 又は 要介護1
第1段階	要支援1

■ 利用者の負担

所得に応じて居宅介護住宅改修費用の1割、2割又は3割を負担しますが、いったん費用の全額を支払い、後で実際の改修費の9割、8割又は7割相当額が支給されます。

■ 手続き

直接、お住まいの市町（保険者）へ申請をしてください。

市町に事前申請します

住宅改修を行おうとする前に、市町に、居宅介護支援事業者等による理由書や工事内容がわかる図面及び見積書等を添付して、給付の対象となるか事前申請します。

工事を依頼します

工業者に工事を依頼します。このとき費用はいったん全額自己負担になります。

市町へ事後申請します

住宅改修工事が完了後、領収書（工事費の内訳が必要ですが）、改修前と改修後の写真（撮影日が確認できるもの）などを添付して事後申請します。

工事の内容が給付対象であることが確認されると、上限額内で改修費の9割、8割又は7割相当額が支給されます。

■ 問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P144
介護支援専門員	P70 参照
地域包括支援センター	P137

通所介護（デイサービス）

たとえば

- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

要介護者が老人デイサービスセンター等（定員 19 人以上の事業所が対象）に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度により異なります。

○ 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合（1 日につき）

要介護度	通常規模型事業所 ^{注)}	大規模型Ⅰ ^{注)}	大規模型Ⅱ ^{注)}
要介護1	5,700円	5,440円	5,250円
要介護2	6,730円	6,430円	6,200円
要介護3	7,770円	7,430円	7,150円
要介護4	8,800円	8,400円	8,120円
要介護5	9,840円	9,400円	9,070円

○ 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合（1 日につき）

要介護度	通常規模型事業所 ^{注)}	大規模型Ⅰ ^{注)}	大規模型Ⅱ ^{注)}
要介護1	5,840円	5,640円	5,430円
要介護2	6,890円	6,670円	6,410円
要介護3	7,960円	7,700円	7,400円
要介護4	9,010円	8,710円	8,390円
要介護5	10,080円	9,740円	9,390円

注) 通常規模型事業所：1 月当たり平均利用延人員（要支援者を含む。）が 750 人以下の事業所

大規模型事業所Ⅰ：1 月当たり平均利用延人員（要支援者を含む。）が 750 人を超えて 900 人以下の事業所

大規模型事業所Ⅱ：1 月当たり平均利用延人員（要支援者を含む。）が 900 人を超える事業所

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、1 単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1 単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1 単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

個別に機能訓練実施計画を作成し、理学療法士等によるサービスを利用する場合	560円又は760円（1日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
入浴介助を利用する場合	400円又は550円（1日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600円（1日につき）
低栄養状態の改善のために、計画を作成し、管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000円（1回につき） ※ 月2回を限度
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,500円又は1,600円（1回につき） ※ 月2回を限度 ※利用する施設により、金額が異なります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費やおむつ代等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則4分の3に軽減されることがあります。

（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。



通所リハビリテーション（デイケア）

たとえば

- 施設に通って、リハビリを受けたい

ときに

■ 概要

要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、主治医が、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

所要時間と要介護度により異なります。

○ 所要時間5時間以上6時間未満の場合（1日につき）

要介護度	通常規模の事業所	大規模の事業所
要介護1	6,220円	5,840円
要介護2	7,380円	6,920円
要介護3	8,520円	8,000円
要介護4	9,870円	9,290円
要介護5	11,200円	10,530円

○ 所要時間6時間以上7時間未満の場合（1日につき）

要介護度	通常規模の事業所	大規模事業所
要介護1	7,150円	6,750円
要介護2	8,500円	8,020円
要介護3	9,810円	9,260円
要介護4	11,370円	10,770円
要介護5	12,900円	12,240円

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

入浴介助を利用する場合	400円又は600円（1日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が協働して継続的にリハビリテーションの質の管理を実施する場合	2,400円～7,930円（1月につき）*1 ※利用する施設により、金額が異なります。
早期に在宅における日常生活活動の自立性を向上させるため、短期集中的にリハビリテーションを実施する場合	1,100円（1日につき）
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600円（1日につき）
低栄養状態の改善のために、計画を作成し、栄養管理士等によるサービスを利用する場合	2,000円（1回につき） ※ 月2回を限度
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,550円又は1,600円（1回につき） ※ 月2回を限度 ※利用する施設により、金額が異なります。

* リハビリテーションの質の管理を実施した期間等により、金額が異なります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費やおむつ代等です。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。
サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）

たとえば

- しばらく介護の手を休めたい
- 急用や旅行などにより自宅で介護ができない

ときに

■ 概要

要介護者が老人短期入所施設や指定介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類の種類と要介護度等により異なります。

○ 短期入所生活介護（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}		多床室 ^{注1)}	
	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}
要介護1	6,450円	6,030円	6,450円	6,030円
要介護2	7,150円	6,720円	7,150円	6,720円
要介護3	7,870円	7,450円	7,870円	7,450円
要介護4	8,560円	8,150円	8,560円	8,150円
要介護5	9,260円	8,840円	9,260円	8,840円

○ ユニット型短期入所生活介護（1日につき）

要介護度	ユニット型個室 ^{注1)}		ユニット型個室的多床室 ^{注1)}	
	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}
要介護1	7,460円	7,040円	7,460円	7,040円
要介護2	8,150円	7,720円	8,150円	7,720円
要介護3	8,910円	8,470円	8,910円	8,470円
要介護4	9,590円	9,180円	9,590円	9,180円
要介護5	10,280円	9,870円	10,280円	9,870円

- 注1) 多床室：定員が2名以上の部屋
 従来型個室：定員が1名となっている部屋
 ユニット型個室：定員1名のユニットケア^{※3)}が提供される部屋
 ユニット型個室的多床室：定員1名のユニットケア^{※3)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの
- ※ 各室とも、その他面積基準等があります。
- 注2) 併設型：社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所
 単独型：併設型以外の事業所
- 注3) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 前頁の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。(広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。)

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円(1日につき)
送迎を利用する場合	1,840円(片道につき)

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、滞在費・食費が原則4分の3に軽減されることがあります。
 (詳しくは市町にお問い合わせください。)

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。(特定入所者介護サービス費)

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所(県ホームページ「施設一覧」参照)に相談してください。

短期入所療養介護（医療系のショートステイ）

たとえば

- しばらく介護の手を休めたい
- 急用や旅行などにより自宅で介護ができない

ときに

■ 概要

要介護者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話を利用するサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所の必要がある要介護者です。

■ 標準的な費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護老人保健施設の場合（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}	多床室 ^{注1)}	ユニット型個室 ^{注1)}	ユニット型個室的多床室 ^{注1)}
要介護1	7,530円	8,300円	8,360円	8,360円
要介護2	8,010円	8,800円	8,830円	8,830円
要介護3	8,640円	9,440円	9,480円	9,480円
要介護4	9,180円	9,970円	10,030円	10,030円
要介護5	9,710円	10,520円	10,560円	10,560円

○ I型介護医療院の場合（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}	多床室 ^{注1)}	ユニット型個室 ^{注1)}	ユニット型個室的多床室 ^{注1)}
要介護1	7,780円	8,940円	9,110円	9,110円
要介護2	8,930円	10,060円	10,230円	10,230円
要介護3	11,360円	12,500円	12,680円	12,680円
要介護4	12,400円	13,530円	13,710円	13,710円
要介護5	13,330円	14,460円	14,640円	14,640円

注1) 多床室：定員が2名以上の部屋

従来型個室：定員が1名となっている部屋

ユニット型個室：定員1名のユニットケア^{注2)}が提供される部屋

ユニット型個室的多床室：定員1名のユニットケア^{注2)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注2) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 前頁の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。(広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。)

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

送迎を利用する場合

1,840円(片道につき)

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準等により、割増料金がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。(特定入所者介護サービス費)

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所(県ホームページ「施設一覧」参照)に相談してください。

特定施設入居者生活介護

たとえば

- 有料老人ホームで生活している
- 有料老人ホームで介護などの世話を受けたい

ときに

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居者である要介護者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスです。施設が委託契約した訪問介護事業所等を利用する外部サービス利用型もあります。

■ 標準的な費用

○ 特定施設入居者生活介護（1日につき）

要介護度	通常の場合	短期利用の場合
要介護1	5,420円	5,420円
要介護2	6,090円	6,090円
要介護3	6,790円	6,790円
要介護4	7,440円	7,440円
要介護5	8,130円	8,130円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練を行う場合

120円（1日につき）

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用

特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

特定施設入居者生活介護事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）にお問合せください。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

生活介護が中心の施設です

■ 概要

入所定員が30人以上の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話をを行う施設です。

■ 対象者

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ 通常規模^{注1)}の介護老人福祉施設の場合（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注2)}	多床室 ^{注2)}	ユニット型個室 ^{注2)}	ユニット型個室的多床室 ^{注2)}
要介護1	5,890円	5,890円	6,700円	6,700円
要介護2	6,590円	6,590円	7,400円	7,400円
要介護3	7,320円	7,320円	8,150円	8,150円
要介護4	8,020円	8,020円	8,860円	8,860円
要介護5	8,710円	8,710円	9,550円	9,550円

○ 経過的小規模^{注1)}の介護老人福祉施設の場合（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注2)}	多床室 ^{注2)}	ユニット型個室 ^{注2)}	ユニット型個室的多床室 ^{注2)}
要介護1	6,940円	6,940円	7,680円	7,680円
要介護2	7,620円	7,620円	8,360円	8,360円
要介護3	8,350円	8,350円	9,100円	9,100円
要介護4	9,030円	9,030円	9,770円	9,770円
要介護5	9,680円	9,680円	10,430円	10,430円

注1) 通常規模：入所定員が30人以上の施設

小規模：入所定員が30人の施設

注2) 多床室：定員が2名以上の部屋

従来型個室：定員が1名となっている部屋

ユニット型個室：定員1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋

ユニット型個室的多床室：定員1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注3) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※ 前頁の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。(広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。)

■ 加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、上記以外についても費用がかかる場合があります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円(1日につき)
専ら当該指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師が一定数以上配置されている場合	250円(1日につき)
入所した日から起算して30日以内の期間	300円(1日につき)

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、居住費・食費が原則4分の3に軽減されることがあります。

(詳しくは市町にお問い合わせください。)

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。(特定入所者介護サービス費)

■ 人員配置

医師、生活相談員、介護職員及び看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員

■ 設備

居室、食堂及び機能訓練室、静養室、浴室、洗面所、便所、医務室

■ 手続き

入所を希望する指定介護老人福祉施設にお問合せください。

介護老人保健施設

介護やリハビリが中心の施設です

■ 概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、必要な医療、日常生活上の世話をを行い、在宅への復帰とともに、在宅生活の継続を支援する施設です。

■ 対象者

病状が安定期にあり、入院治療をする必要はないが、看護、医学的管理下における介護、機能訓練その他必要な医療を要する要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ 介護老人保健施設（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}		多床室 ^{注1)}		ユニット型個室 ^{注1)}		ユニット型個室的多床室 ^{注1)}	
	基本型	在宅強化型 ^{注2)}	基本型	在宅強化型 ^{注2)}	基本型	在宅強化型 ^{注2)}	基本型	在宅強化型 ^{注2)}
要介護1	7,170円	7,880円	7,930円	8,710円	8,020円	8,760円	8,020円	8,760円
要介護2	7,630円	8,630円	8,430円	9,470円	8,480円	9,520円	8,480円	9,520円
要介護3	8,280円	9,280円	9,080円	10,140円	9,130円	10,180円	9,130円	10,180円
要介護4	8,830円	9,850円	9,610円	10,720円	9,680円	10,770円	9,680円	10,770円
要介護5	9,320円	10,400円	10,120円	11,250円	10,180円	11,300円	10,180円	11,300円

注1) 多床室：定員が2名以上の部屋

従来型個室：定員が1名となっている部屋

ユニット型個室：定員が1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋

ユニット型個室的多床室：定員が1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

注2) 在宅強化型：在宅復帰の状況及びベッドの回転率等の指標について、算定要件を満たしている事業所

注3) ユニットケア：入所者の自立的生活を保障する個室と、小人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 上記の各金額及び次頁の加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、加算料金がかかる場合があります。

入所した日から起算して30日以内の期間について

1日につき300円

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準により、加算料金がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。(特定入所者介護サービス費)

■ 人員配置

医師、薬剤師、介護職員及び看護職員、支援相談員、理学療法士又は作業療法士、栄養士、介護支援専門員、調理員、事務員その他の従業者

■ 設備

療養室（居室あたりの定員は4人以下）、機能訓練室、食堂、屋内の直通階段及びエレベーター、診察室、談話室、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、避難階段、消火設備

■ 手続き

入所を希望する介護老人保健施設にお問合せください。

介護医療院

医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設です。

■ 概要

要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設です。

■ 対象者

長期療養を要する要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

○ I型介護医療院（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}	多床室 ^{注1)}	ユニット型個室 ^{注1)}	ユニット型個室的多床室 ^{注1)}
要介護1	7,210円	8,330円	8,500円	8,500円
要介護2	8,320円	9,430円	9,600円	9,600円
要介護3	10,700円	11,820円	11,990円	11,990円
要介護4	11,720円	12,830円	13,000円	13,000円
要介護5	12,630円	13,750円	13,920円	13,920円

注1) 多床室：定員が2名以上の部屋

従来型個室：定員が1名となっている部屋

ユニット型個室：定員1名のユニットケア^{注2)}が提供される部屋

ユニット型個室的多床室：定員1名のユニットケア^{注2)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注2) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※ 上記の各金額及び次頁の加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

施設によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、加算料金がかかる場合があります。

入所した日から起算して30日以内の期間について

1日につき300円

※この他にも、サービス内容や人員配置・施設基準により、加算料金がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。(特定入所者介護サービス費)

■ 人員配置

医師、薬剤師、介護職員、看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士、栄養士、介護支援専門員、診療放射線技師、調理員、事務員その他の従業者

■ 設備

療養室（定員は4人以下、1人当たりの床面積は8㎡以上）、診察室、処置室、機能訓練室、談話室、食堂、浴室、レクリエーション・ルーム、洗面所、便所、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室、放射線に関する構造設備、避難階段、消火設備

■ 手続き

入所を希望する介護医療院にお問合せください。

介護予防支援（介護予防サービス計画の作成など）

在宅の要支援者が、介護保険から給付される介護予防サービス等を適切に利用できるように、依頼を受けた専門機関により行われる介護予防サービス計画の作成、予防サービス事業者との利用調整や紹介等のケアマネジメントを、介護予防支援といいます。

介護予防サービス計画は、要支援者の心身の状況や置かれている環境、本人や家族の希望等を踏まえて作成されます。

■ 標準的なサービス費用

（要支援1・2） 4,420円/月

※ 上記の金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

介護予防支援に要する費用については、利用者の負担はありません。

■ 手続き

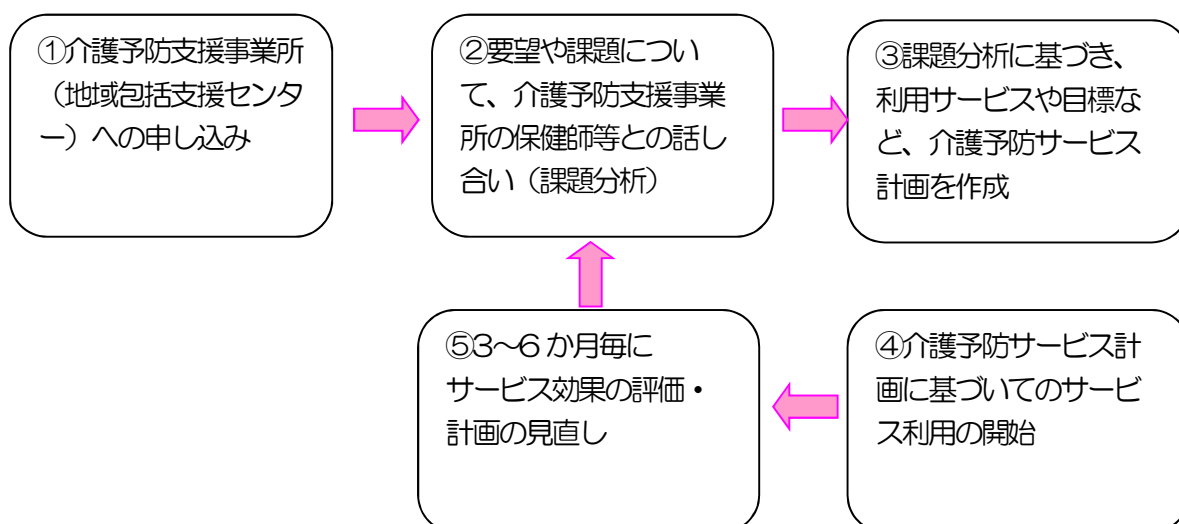
介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に直接申し込んでください。

■ 問合せ先

介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

P148

■ 介護予防サービス計画の作成の流れ



介護予防訪問入浴介護

■ 概要

看護職員（1人）と介護職員（1人）が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問し、浴槽を自宅に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。

■ 標準的な費用

(1回につき)

看護職員（1人）と介護職員（1人）によるサービスを提供した場合	8,560円
介護職員（2人）だけによるサービスを提供した場合	8,130円
訪問時の心身の状況等から全身入浴が困難な利用者の希望により、清拭又は部分浴のサービスを提供した場合	7,700円
事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上に対してサービスを提供した場合	7,700円
事業所と同一建物の利用者50人以上に対してサービスを提供した場合	7,270円

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、地域包括支援センター（P148）に相談してください。

介護予防訪問看護

■ 概要

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり訪問看護が必要と、主治医が認めた要支援者です。

■ 標準的な費用

(1回につき)

指定介護予防訪問看護ステーションの場合
3,030円 (20分未満)
4,510円 (30分未満)
7,940円 (30分以上1時間未満)
10,900円 (1時間以上1時間30分未満)
※ 准看護師が行う場合、上記の額の90/100
2,840円 (理学療法士等による訪問)
※ 1日2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合、1回につき上記の額の50/100

病院又は診療所の場合
2,560円 (20分未満)
3,820円 (30分未満)
5,530円 (30分以上1時間未満)
8,140円 (1時間以上1時間30分未満)
※ 准看護師が行う場合、上記の額の90/100

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。(広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。)

※ 夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)等の利用は25%、深夜(22時～6時)は50%が加算されます。

■ 加算料金

緊急時介護予防訪問看護 ^{注)} に同意する場合	指定介護予防訪問看護ステーションでは 5,740円 (1月につき) 病院又は診療所では 3,150円 (1月につき)
気管カニューレを使用しているなどの特別な管理を必要とする利用者の場合	気管カニューレ等を使用している 5,000円 (1月につき) 人工肛門等を使用している 2,500円 (1月につき)

注) 緊急時介護予防訪問看護：24時間連絡体制のもと必要に応じて介護予防訪問看護を行うこと

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、地域包括支援センター(P148)に相談してください。

介護予防訪問リハビリテーション

■ 概要

病院・診療所の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が、介護予防を目的として要支援者の自宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、在宅で診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と、主治医が認めた要支援者です。

■ 標準的な費用

2,980 円（1回につき）

※ 上記金額及び下記加算料金は1単位10円で算定します。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

短期集中的に個別リハビリテーションサービスを提供した場合

退院（所）日等から3月以内
2,000 円（1日につき）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、地域包括支援センター（P148）に相談してください。

介護予防居宅療養管理指導

■ 概要

介護予防を目的として、病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な要支援者の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえた療養上の管理及び指導を行い、指定介護予防支援事業者等へ介護予防サービス計画作成等に必要な情報提供を行うサービスです。

■ 標準的な費用

(1回につき)

医師が行う場合（1月に2回を限度）	
在宅時医学総合管理料等を算定しない利用者	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,150円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
上記以外の場合	4,460円
在宅時医学総合管理料等を算定する利用者	
単一建物居住者1人に対して行う場合	2,990円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	2,870円
上記以外の場合	2,600円

歯科医師が行う場合（1月に2回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,170円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
上記以外の場合	4,410円

病院又は診療所の薬剤師が行う場合（1月に2回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,660円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,170円
上記以外の場合	3,800円

薬局の薬剤師が行う場合（1月に4回を限度、がん末期の要介護者は8回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,180円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,790円
上記以外の場合	3,420円

※ 1月に8回を限度とする場合は、1週に2回を限度とされます。

管理栄養士が行う場合（1月に2回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	5,450円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	4,870円
上記以外の場合	4,440円

歯科衛生士等が行う場合（1月に4回を限度）	
単一建物居住者1人に対して行う場合	3,620円
単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	3,260円
上記以外の場合	2,950円

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

かかりつけの医師又は歯科医師に相談してください。

介護予防福祉用具貸与

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者の、日常生活上の便宜を図り機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

■ 福祉用具の種類

用具	種類
手すり	取り付けに際し工事を伴わないもの
スロープ	段差解消のためであって、取り付けに際し工事を伴わないもの
歩行器	車輪を有するものについては、体の前及び左右を囲む把手等があるもの 四脚を有するものは、上肢で保持して移動させることが可能なもの
歩行補助つえ	松葉杖、多点杖等

※ 次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

○固定用スロープ ○歩行器（歩行車を除く）○単点杖（松葉づえを除く）○多点杖

※ この表以外の福祉用具（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト（つり具の部分を除く）及び自動排泄処理装置）については、原則として介護予防福祉用具貸与サービスは利用できません。

ただし、要介護認定データ等に照らして客観的な必要性が認められる場合には、例外として利用できます。

そのほか、医師の所見により、国が定めた状態に該当すると判断され、かつ、適切なケアマネジメントにより貸与が特に必要と判断されていることを市町が確認した場合も、例外として利用できます。

■ 標準的なサービス費用

用具の種類、貸し出し料は事業所によって異なります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担となります。

■ 手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、地域包括支援センター（P148）に相談してください。

特定介護予防福祉用具販売

■ 概要

介護予防を目的として、在宅の要支援者が入浴・排せつ等に用いる特定介護予防福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの販売を行うサービスです。

■ 特定介護予防福祉用具

用具	種類
腰掛便座	ポータブルトイレ、和式便器の上に置く便座、洋式便器の上に置いて高さを補うもの、立ち上がる動作を助ける便座
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、介護者等が容易に交換できるもの
排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの
入浴補助用具	入浴用いす、浴槽内いす、入浴台、浴室内・浴槽内すのこ、浴槽用手すり、入浴用介助ベルト
簡易浴槽	空気式、折りたたみ式などで、排水工事が不要なもの
移動用リフトのつり具の部分	リフトに連結可能なもの*

次の福祉用具については貸与と販売の選択制の対象となります。

○固定用スロープ ○歩行器（歩行車を除く）○単点杖（松葉づえを除く）○多点杖

* 例外的に、移動用リフト（つり具の部分を除く）の貸与サービスを利用している方は、購入できます。

■ 標準的なサービス費用

福祉用具購入費の支給限度基準額は、1年間（各年4月1日から12か月間）で10万円です。支給額は、実際に特定介護予防福祉用具の購入に要した費用の9割、8割又は7割相当額を上限として支給します。なお、原則として、支給は同一年度で同一種目につき1回に限られています。

■ 利用者の負担

所得に応じて特定介護予防福祉用具購入費用の1割、2割又は3割の負担となりますが、いったん費用の全額を支払い、後で自己負担分を差し引きした金額が支給されます。

■ 手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、地域包括支援センターに相談してください。

指定特定介護予防福祉用具販売事業所から購入後、領収証やパンフレットなどを添付し、お住まいの市町（保険者）へ支給申請をしてください。

■ 問合せ先

市町（保険者）介護保険担当課	P144
地域包括支援センター	P148

介護予防住宅改修費の支給

在宅の要支援者が、市町へ事前申請後に手すりの取付け等の住宅改修を行った場合、いったん全額を自己負担していただき、領収書等を市町へ提出すると、自己負担割合分を除いた介護予防住宅改修費（実際の改修費の9割、8割又は7割相当額）を償還払いで支給されます。

対象となる改修の種類、標準的なサービス費用、利用者の負担、手続き等は、P86の居宅介護住宅改修費の支給と同じです。

住宅改修費（介護予防住宅改修費及び居宅介護住宅改修費）は一元的に管理され、支給限度基準額は、同一住宅について20万円で、1割負担の方は、9割相当額18万円が上限となります。

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

■ 概要

要支援者が介護老人保健施設や病院・診療所に通い、介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練など、必要なリハビリテーションを受けるサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、主治医が、診療に基づき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と認めた要支援者です。

■ 標準的なサービス費用

要支援者がデイケアを利用する場合は、原則として、月単位・定額制になります。

要支援1	22,680円（月額・定額制）
要支援2	42,280円（月額・定額制）

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

低栄養状態の改善のために、計画を作成し、管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000円（月額）
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,500円又は1,600円（月額）

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費やおむつ代等です。

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、地域包括支援センター（P148）に相談してください。

介護予防短期入所生活介護（福祉系のショートステイ）

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者が老人短期入所施設や指定介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の支援や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に在宅での日常生活に支障がある要支援者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護予防短期入所生活介護（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}		多床室 ^{注1)}	
	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}
要支援1	4,790円	4,510円	4,790円	4,510円
要支援2	5,960円	5,610円	5,960円	5,610円

○ ユニット型介護予防短期入所生活介護（1日につき）

要介護度	ユニット型個室 ^{注1)}		ユニット型個室的多床室 ^{注1)}	
	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}	単独型 ^{注2)}	併設型 ^{注2)}
要支援1	5,610円	5,290円	5,610円	5,290円
要支援2	6,810円	6,560円	6,810円	6,560円

注1) 多床室：定員が2名以上の部屋

従来型個室：定員が1名となっている部屋

ユニット型個室：定員1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋

ユニット型個室的多床室：定員1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注2) 併設型：社会福祉施設、介護保険施設、特定施設又は医療機関に併設されている事業所

単独型：併設型以外の事業所

注3) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 上記の各金額及び加算料金（次頁）は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用がかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置されている場合	120円（1日につき）
送迎を利用する場合	1,840円（片道につき）

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の1割負担と、滞在費・食費が原則4分の3に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。（特定入所者介護予防サービス費）

■ 手続き

原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護予防サービス計画を作成するために、地域包括支援センター（P148）に相談してください。

介護予防短期入所療養介護（医療系のショートステイ）

■ 概要

介護予防を目的として、要支援者が介護老人保健施設や介護医療院等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の支援を利用するサービスです。

■ 対象者

病状が安定期にあり、利用者の心身の状況や、家族の病気・冠婚葬祭・出張等のため、又は家族の身体的・精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に入所の必要がある要支援者です。

■ 標準的な費用

利用する施設の種類と要介護度等により異なります。

○ 介護老人保健施設の場合（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}	多床室 ^{注1)}	ユニット型個室 ^{注1)}	ユニット型個室的多床室 ^{注1)}
要支援1	5,790円	6,130円	6,240円	6,240円
要支援2	7,260円	7,740円	7,890円	7,890円

○ I型介護医療院の場合（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}	多床室 ^{注1)}	ユニット型個室 ^{注1)}	ユニット型個室的多床室 ^{注1)}
要支援1	6,030円	6,660円	6,870円	6,870円
要支援2	7,410円	8,270円	8,520円	8,520円

注1) 多床室：定員が2名以上の部屋

従来型個室：定員が1名となっている部屋

ユニット型個室：定員1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋

ユニット型個室的多床室：定員1名のユニットケア^{注3)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注2) 配置介護職員「4:1以上」の場合：利用者4人に対し、介護職員の数が常勤換算方法で1人以上配置していることをいいます。このほか看護職員等も配置されます。

注3) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた事業所

※ 上記の各金額及び加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

(介護老人保健施設の場合)

送迎を利用する場合	1,840円(片道につき)
-----------	---------------

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、滞在費・食費・理美容代等です。

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、滞在費・食費の負担が軽減される場合があります。(特定入所者介護予防サービス費)

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護予防サービス計画に基づいてサービスを利用します。サービスを利用する場合には、介護予防介護サービス計画を作成するために、地域包括支援センター(P148)に相談してください。

介護予防特定施設入居者生活介護

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居者である要支援者が、介護予防を目的として、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の支援や、機能訓練・療養上の世話を利用するサービスです。

施設が委託契約した介護予防訪問介護事業所等を利用する外部サービス利用型もあります。

■ 標準的な費用

○ 介護予防特定施設入居者生活介護（1日につき）

要支援1	1,830円
要支援2	3,130円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練を行う場合

120円（1日につき）

※ この他にも、サービス内容等により、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用

特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用（利用者が負担します）

■ 手続き

介護予防特定施設入居者生活介護事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）にお問合せください。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

たとえば

- ホームヘルパー等による定期巡回や随時対応などのサービスを受けながら自宅での生活を継続したい

ときに

■ 概要

要介護者が自宅で生活できるよう、日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービスです。

提供するサービスは、次のとおりです。

①定期巡回サービス	訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して行う日常生活上の世話
②随時対応サービス	随時、利用者等からの通報を受け、訪問介護員等による対応の可否等を判断するサービス
③随時訪問サービス	随時対応サービスにおける訪問の可否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して行う日常生活上の世話
④訪問看護サービス	看護師等が医師の指示に基づき、利用者の居宅を訪問して行う療養上の世話又は必要な診療の補助

■ 標準的な費用

(1月につき)

要介護度	一体型事業所 ^{注)}		連携型事業所 ^{注)}
	介護・看護利用者	介護利用者	
要介護1	79,460円	54,460円	54,460円
要介護2	124,130円	97,200円	97,200円
要介護3	189,480円	161,400円	161,400円
要介護4	233,580円	204,170円	204,170円
要介護5	282,980円	246,920円	246,920円

注) 一体型事業所：上記①から④までのサービスを提供する事業所

連携型事業所：上記①から③までのサービスを提供する事業所

○ 夜間にのみサービスを行う場合

基本夜間訪問サービス	9,890円(1月につき)
定期巡回サービス	3,720円(1回につき)
随時訪問サービス	5,670円(1回につき)
随時訪問サービス (2人によるサービス)	7,640円(1回につき)

※ 前頁の各金額及び加算料金（下記）は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。）

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できるようになっています。

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

サービスを利用した日から起算して30日以内の期間	300円（1日につき）
--------------------------	-------------

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則4分の3に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。



夜間対応型訪問介護

たとえば夜間に

- 入浴やトイレ
- 衣類の交換
- 食事

を自分ひとりですることが難しいときに

■ 概要

ホームヘルパー等が、夜間に要介護者の自宅を定期的に巡回したり、連絡に応じて訪問したりして、排せつの介護等の日常生活上の世話、緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための援助を行うサービスです。

サービスの種類	サービスの内容
オペレーションセンターサービス	あらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容等を基に訪問介護員等の訪問の要否等を判断する。
定期巡回サービス	定期的に利用者の居宅を巡回訪問し、入浴・食事・排せつの介護、緊急時の対応等を行う。
随時訪問サービス	オペレーションセンター等からの随時の連絡に対応して、利用者の居宅を訪問し、入浴・食事・排せつの介護、緊急時の対応等を行う。

■ 標準的な費用

○ オペレーションセンターがある事業所の場合

基本夜間対応型訪問介護 (オペレーションセンターサービス)	9,890 円 (1月につき)
定期巡回サービス	3,720 円 (1回につき)
随時訪問サービス	5,670 円 (1回につき)
随時訪問サービス (2人によるサービス)	7,640 円 (1回につき)

○ オペレーションセンターがない事業所の場合

夜間対応型訪問介護	27,020 円 (1月につき)
-----------	------------------

※ 上記の各金額は、1単位10円で算定しています。(広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.7円で算定するため、7%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.21円で算定するため、2.1%割増になります。)

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとなっています。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担が原則4分の3に軽減されることがあります。(詳しくは市町にお問い合わせください。)

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所(県ホームページ「施設一覧」参照)に相談してください。

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型通所介護

たとえば

- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

要介護者が老人デイサービスセンター等（定員 18 人以下の小規模な事業所が対象）に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類の種類や所要時間、要介護度により異なります。

○ 地域密着型通所介護費（1日につき）

要介護度	5 時間以上 6 時間未満	6 時間以上 7 時間未満
要介護1	6,570 円	6,780 円
要介護2	7,760 円	8,010 円
要介護3	8,960 円	9,250 円
要介護4	10,130 円	10,490 円
要介護5	11,340 円	11,720 円

- 難病やがん末期の要介護者が指定療養通所介護事業所でサービスを利用する場合（1月につき）
127,850 円

- 難病やがん末期の要介護者が指定療養通所介護事業所で、短期サービスを利用する場合（1日につき）
13,350 円

※ 上記の各金額及び加算料金は、1 単位 10 円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1 単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1 単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

利用者の選択によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

個別に機能訓練実施計画を作成し、理学療法士等によるサービスを利用する場合	560 円又は 760 円（1日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
入浴介助を利用する場合	400 円又は 550 円（1日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。
若年性認知症の特性やニーズに応じたサービスを利用する場合	600 円（1日につき）

低栄養状態の改善のために、計画を作成し、管理栄養士等によるサービスを利用する場合	2,000円（1回につき） ※ 月2回を限度
口腔機能改善のために、計画を作成し、歯科衛生士等によるサービスを利用する場合	1,500円又は1,600円（1回につき） ※ 月2回を限度 ※利用する施設により、金額が異なります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費やおむつ代等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則4分の3に軽減されることがあります。

（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

たとえば

- 外に出て、人と交流を持ちたい
- 家族の介護の手を休ませたい

ときに

■ 概要

認知症の要介護者又は要支援者がデイサービスセンター等に通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類や所要時間、要介護度・要支援度により異なります。

認知症対応型通所介護の場合

○ 所要時間5時間以上6時間未満の場合（1日につき）

要介護度	単独型 ^{注)}	併設型 ^{注)}	共用型 ^{注)}
要介護1	8,580円	7,710円	4,450円
要介護2	9,500円	8,540円	4,600円
要介護3	10,400円	9,360円	4,770円
要介護4	11,320円	10,160円	4,930円
要介護5	12,250円	10,990円	5,100円

○ 所要時間6時間以上7時間未満の場合（1日につき）

要介護度	単独型 ^{注)}	併設型 ^{注)}	共用型 ^{注)}
要介護1	8,800円	7,900円	4,570円
要介護2	9,740円	8,760円	4,720円
要介護3	10,660円	9,600円	4,890円
要介護4	11,610円	10,420円	5,060円
要介護5	12,560円	11,270円	5,220円

注) 単独型：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に併設されていないもの
併設型：特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等に併設されているもの
共用型：認知症対応型共同生活介護事業所等の居間や食堂等で行われるもの

介護予防認知症対応型通所介護の場合

○ 所要時間5時間以上6時間未満の場合（1日につき）

要介護度	単独型 ^注	併設型 ^注	共用型 ^注
要支援1	7,410円	6,670円	4,130円
要支援2	8,280円	7,430円	4,360円

○ 所要時間6時間以上7時間未満の場合（1日につき）

要介護度	単独型 ^注	併設型 ^注	共用型 ^注
要支援1	7,600円	6,840円	4,240円
要支援2	8,510円	7,620円	4,470円

※ 標準的なサービス費用の各金額及び加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

■ 加算料金

事業所の体制によっては、標準的なサービス費用以外に次の費用などががかかります。

1日120分以上専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等が配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	270円（1日につき）
入浴介助を利用する場合	400円又は550円（1日につき） ※利用する施設により、金額が異なります。

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費やおむつ代等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と食費が原則4分の3に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

たとえば

- 住みなれた自宅で日常生活を続けたい

ときに

■ 概要

「通い」を中心として、要介護者又は要支援者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービスです。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類の種類と要介護度・要支援度により異なります。

○ 小規模多機能型居宅介護の場合（1月につき）

	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者
要介護1	104,580円	94,230円
要介護2	153,700円	138,490円
要介護3	223,590円	201,440円
要介護4	246,770円	222,330円
要介護5	272,090円	245,160円

○ 介護予防小規模多機能型居宅介護の場合（1月につき）

	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者
要支援1	34,500円	31,090円
要支援2	69,720円	62,810円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できることとなっています。

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

登録した日から起算して30日以内の期間

300円（1日につき）

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食費・おむつ代・宿泊費等です。

※ 市町村住民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、食費・宿泊費が原則4分の3に軽減されることがあります。（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）にお問合せください。なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

※ 小規模多機能型居宅介護を利用している場合は、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与を除く居宅サービスや地域密着型サービスは利用できません。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)

たとえば

- 認知症があるが、家庭的な環境で生活を送りたいときに

■ 概要

比較的安定状態にある認知症の要介護者又は要支援者が、少人数（5人～9人）の家庭的な環境のもと、共同生活をおくる認知症高齢者のためのグループホームで、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

■ 対象者

入居にあたっては、入居申込者が認知症の状態にあることを主治医の診断書等で確認します。ただし、少人数による共同生活に支障のない人が対象ですので、認知症の原因である疾患が急性の状態にある人については、入居対象者とはなりません。また、要支援1の方は入居対象者とはなりません。

■ 標準的な費用

利用する施設の種類と要介護度・要支援度により異なります。

○ 認知症対応型共同生活介護の場合（1日につき）

要介護度	通常の場合		短期利用の場合	
	1ユニット ^注	2ユニット ^注 以上	1ユニット ^注	2ユニット ^注 以上
要介護1	7,650円	7,530円	7,930円	7,810円
要介護2	8,010円	7,880円	8,290円	8,170円
要介護3	8,240円	8,120円	8,540円	8,410円
要介護4	8,410円	8,280円	8,700円	8,580円
要介護5	8,590円	8,450円	8,870円	8,740円

注) ユニット：共同生活住居（入所者の自立的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた住居）

○ 介護予防認知症対応型共同生活介護の場合（1日につき）

	通常の場合	短期利用の場合
要支援2	7,610円	7,890円

※ 上記の各金額及び加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

入居した日から起算して30日以内の期間について
(短期利用共同生活介護費及び
介護予防短期利用共同生活介護費を除く。)

初期助算として300円(1日につき)

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、食材料費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用
共同生活をするための「家賃」に相当する費用(利用者が負担します)

■ 手続き

認知症対応型共同生活介護事業所又は介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(県ホームページ「施設一覧」参照)にお問合せください。

なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

たとえば

- 定員 29 人以下の有料老人ホームで介護などの世話を受けたい

ときに

■ 概要

介護サービス事業所の指定を受けた入居定員 29 人以下の有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入居している要介護者が、その施設の特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話を受けるサービスです。

■ 標準的な費用

(1日につき)

要介護度	通常の場合	短期利用の場合
要介護 1	5,460 円	5,460 円
要介護 2	6,140 円	6,140 円
要介護 3	6,850 円	6,850 円
要介護 4	7,500 円	7,500 円
要介護 5	8,200 円	8,200 円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1 単位 10 円で算定しています。(広島市又は府中町に所在する事業所については、1 単位 10.45 円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1 単位 10.14 円で算定するため、1.4%割増になります。)

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などががかかります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合

120 円 (1日につき)

※ この他、サービス内容等によって別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の 1 割、2 割又は 3 割の負担と、食費・理美容代・おむつ代等です。

その他 保険給付の対象外となる費用

特定施設を利用するための一時金・家賃に相当する費用 (利用者が負担します)

■ 手続き

地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

生活介護が中心の施設です

■ 概要

入所定員が29人以下の老人福祉法に規定する特別養護老人ホームで、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。

■ 対象者

身体上・精神上著しい障害があるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

■ 標準的なサービス費用

利用する施設の種類と要介護度により異なります。

（1日につき）

要介護度	従来型個室 ^{注1)}	多床室 ^{注1)}	ユニット型個室 ^{注2)}	ユニット型個室的多床室 ^{注2)}
要介護1	6,000円	6,000円	6,820円	6,820円
要介護2	6,720円	6,720円	7,530円	7,530円
要介護3	7,450円	7,450円	8,280円	8,280円
要介護4	8,170円	8,170円	9,010円	9,010円
要介護5	8,870円	8,870円	9,710円	9,710円

注1) 多床室：定員が2名以上の部屋

従来型個室：定員が1名となっている部屋

ユニット型個室：定員1名のユニットケア^{注2)}が提供される部屋

ユニット型個室的多床室：定員1名のユニットケア^{注2)}が提供される部屋で、プライバシーが確保される等、個室的なしつらえになっているもの

※ 各室とも、その他面積基準等があります。

注2) ユニットケア：入所者の自律的生活を保障する個室と、少人数の家庭的な雰囲気の中で生活できるスペースを備えた施設

※ 上記の各金額及び加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.45円で算定するため、4.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.14円で算定するため、1.4%割増になります。）

■ 加算料金

事業所によっては、サービス内容や人員配置・施設基準等により、上記以外にも費用がかかる場合があります。

専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等が一定数以上配置され、個別機能訓練計画を作成し、計画に基づいて機能訓練が行われている場合	120円（1日につき）
専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の医師が一定数以上配置されている場合	250円（1日につき）

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかる場合があります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※ 市町村民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、居住費・食費が原則4分の3に軽減されることがあります。

(詳しくは市町にお問い合わせください。)

※ 所得の低い方は、市町に申請し「負担限度額認定」を受けると、居住費・食費の負担が軽減される場合があります。(特定入所者介護サービス費)

■ 人員配置

医師、生活相談員、介護職員及び看護職員、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員

■ 設備

居室、食堂及び機能訓練室、静養室、浴室、洗面所、便所、医務室

■ 手続き

入所を希望する指定地域密着型介護老人福祉施設(県ホームページ「施設一覧」参照)にお問合せください。なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。



看護小規模多機能型居宅介護

たとえば

- 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、
通い・訪問・宿泊を組み合わせたサービスを受けたい
ときに

■ 概要

小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有した複合型サービスであり、要介護者の様態や希望に応じ、通い・泊まり・訪問（介護・看護）を柔軟に組み合わせることで、住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援するサービスです。

■ 標準的な費用

	通常の場合（1月につき）		短期利用の場合 （1日につき）
	同一建物に居住する者以外	同一建物に居住する者	
要介護1	124,470円	112,140円	5,710円
要介護2	174,150円	156,910円	6,380円
要介護3	244,810円	220,570円	7,060円
要介護4	277,660円	250,170円	7,730円
要介護5	314,080円	282,950円	8,390円

※ 上記の各金額及び下記加算料金は、1単位10円で算定しています。（広島市又は府中町に所在する事業所については、1単位10.55円で算定するため、5.5%割増になります。また、東広島市、廿日市市、海田町、熊野町又は坂町に所在する事業所については、1単位10.17円で算定するため、1.7%割増になります。）

※ サービスの質を確保するため、市町が通常の報酬よりも高い報酬を算定できるようになっています。

■ 加算料金

事業所の体制によっては、上記以外に次の費用などがかかります。

登録した日から起算して30日以内の期間 （短期利用の場合を除く。）	300円（1日につき）
--------------------------------------	-------------

※ この他、サービス内容等によって、別途費用がかかることがあります。

■ 利用者の負担

所得に応じてサービス費用の1割、2割又は3割の負担と、居住費・食費・理美容代等です。

※ 市町村住民税世帯非課税であって生計が困難である方が、社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合は、サービス費用の負担と、食費・宿泊費が原則4分の3に軽減されることがあります。

（詳しくは市町にお問い合わせください。）

■ 手続き

主治医に相談の上、原則として、介護サービス計画に基づいてサービスを利用します。

※ サービスを利用する場合には、介護サービス計画を作成するために、居宅介護支援事業所（県ホームページ「施設一覧」参照）に相談してください。

※ なお、地域密着型サービスについては、原則、事業所の所在する市町の住民のみがサービスを受けることができます。

介護サービス情報の公表制度

介護サービスを選ぼうと思っても、事業所がたくさんありすぎて、どの事業所が自分にあっているか分からない時や、事業所の違いや特徴を知りたいといった場合に、インターネットを通じて介護サービス事業者の情報を入手できます。

■ 公表されている情報

公表されている介護サービス情報には、「基本情報」と「運営情報」があります。

基本情報	職員体制や利用料金などの基本的な事実情報
運営情報	介護サービスに関するマニュアルの有無や介護サービスの質の確保のために講じている措置など、事業所における介護サービスの内容・運営状況に関する情報

事業所から報告された情報についてインターネットを通じて公表します。

この情報をご覧になるには・・・

検索エンジンにより、「介護事業所検索」で検索し、「介護サービス情報公表システム」から広島県をお選びいただくか、下記のホームページをご覧ください。
⇒厚生労働省ホームページ：<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

■ 対象事業者

次のサービスを提供している事業者が対象です。

1. 訪問介護	14. 地域密着型通所介護	25. 介護予防訪問入浴介護
2. 訪問入浴介護	15. 認知症対応型通所介護	26. 介護予防訪問看護
3. 訪問看護	16. 小規模多機能型居宅介護	27. 介護予防訪問リハビリテーション
4. 訪問リハビリテーション	17. 認知症対応型共同生活介護	28. 介護予防通所リハビリテーション
5. 通所介護	18. 地域密着型特定施設入居者生活介護	29. 介護予防短期入所生活介護
6. 通所リハビリテーション	19. 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	30. 介護予防短期入所療養介護
7. 短期入所生活介護	20. 看護小規模多機能型居宅介護	31. 介護予防特定施設入居者生活介護
8. 短期入所療養介護	21. 居宅介護支援	32. 介護予防福祉用具貸与
9. 特定施設入居者生活介護	22. 介護老人福祉施設	33. 特定介護予防福祉用具販売
10. 福祉用具貸与	23. 介護老人保健施設	34. 介護予防認知症対応型通所介護
11. 特定福祉用具販売	24. 介護医療院	35. 介護予防小規模多機能型居宅介護
12. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護		36. 介護予防認知症対応型共同生活介護
13. 夜間対応型訪問介護		

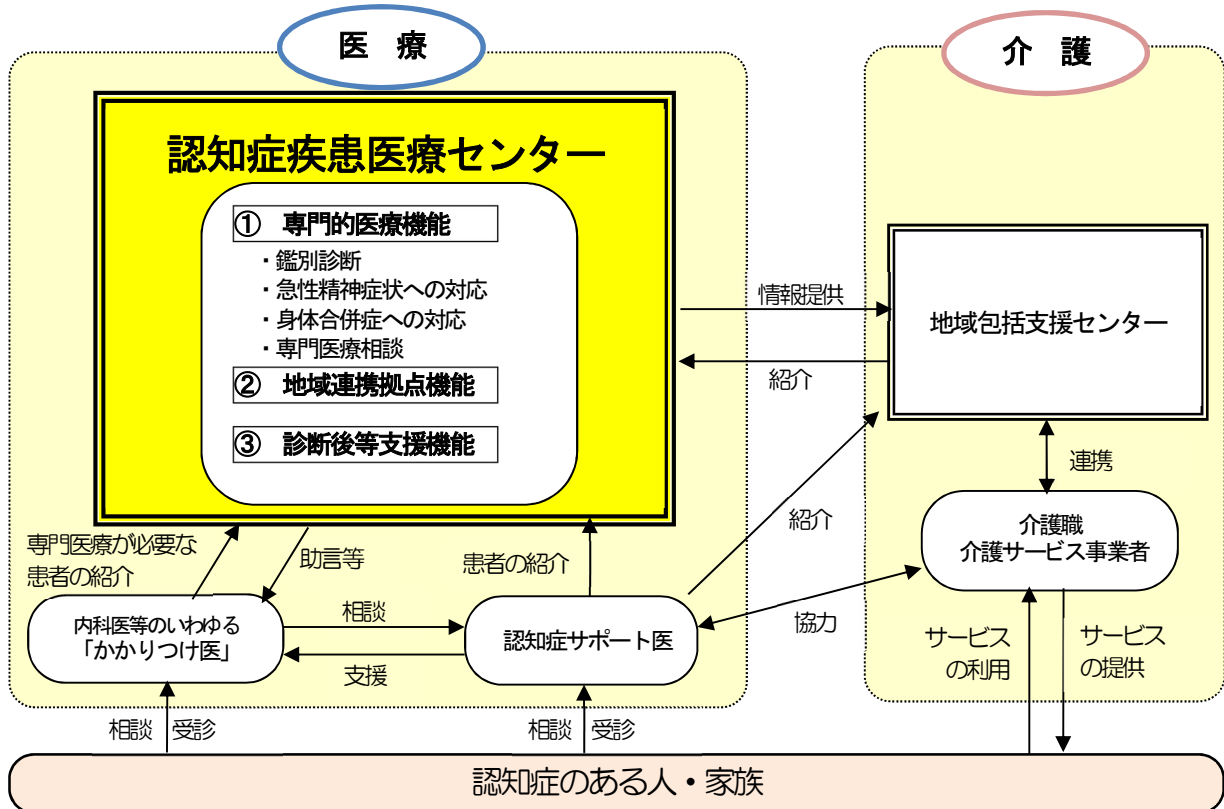
※ 詳しい内容は、県のホームページに記載していますので、ご参照ください。

8 相談窓口

認知症疾患医療センター

認知症疾患医療センターでは、認知症疾患医療センター運営事業支援医療機関等と連携し、認知症疾患の鑑別診断、周辺症状や身体合併症に対する急性期医療等の専門医療を提供するほか、認知症医療についての専門相談や必要に応じて診断後支援に係る相談も行っています。

また、かかりつけ医や認知症サポート医、地域包括支援センター等の介護関係機関とも連携し、認知症疾患の早期診断から治療・介護方針の策定、適切な医療や介護サービスの提供につなげていきます。県内には、11か所の認知症疾患医療センターがあります(うち広島市設置分3か所)。



■ 問合せ先

医療機関名	所在地	専用電話番号
《認知症疾患医療センター（地域型）》		
医療法人社団更生会 ころもホスピタル草津 《広島市設置》	広島市西区草津梅が台 10-1	082-270-0311
医療法人せのかわ 瀬野川病院 《広島市設置》	広島市安芸区中野東 4 丁目 11-13	082-893-6266
地方独立行政法人広島市立病院機構 広島市北部医療センター安佐市民病院《広島市設置》	広島市安佐北区亀山南一丁目 2 番 1 号	082-815-5299
医療法人社団せがわ会 千代田病院	山県郡北広島町今田 3860	0826-72-8262
医療法人社団知仁会 メーブルヒル病院	大竹市玖波 5 丁目 2-1	0827-57-7461
医療法人社団和恒会 いだは病院	呉市白白石 4 丁目 7-22	0823-70-0571
医療法人社団二山会 宗近病院	東広島市西条町御薊宇 703	082-493-8651
医療法人大慈会 三原病院	三原市中之町 6 丁目 31-1	0848-61-5515
医療法人社団緑誠会 光の丘病院	福山市駅家町向永谷 302	084-976-1412
医療法人永和会 下永病院	福山市金江町藁江 590-1	084-939-6211
《認知症疾患医療センター（連携型）》		
医療法人微風会 三次神経内科クリニック花の里	三次市十日市東 4 丁目 3-10	0120-870-318

認知症高齢者の精神保健相談等

■ 市町・保健所

○ 普及・啓発

精神科医、精神保健福祉相談員等が、健康教育等により、高齢者の認知症の予防等について、普及・啓発を行っています。

○ 精神保健福祉相談

相談窓口を設置し、精神科医、精神保健福祉相談員等が、高齢者の認知症等に関する不安や悩み、介護方法等について相談をお受けします。

○ 訪問指導

精神科医、精神保健福祉相談員、保健師が認知症高齢者の家庭を訪問し、本人又は家族の相談・支援をします。

○ 問合せ

市町の担当課又は最寄りの保健所（P144、P152）

■ 精神保健福祉センター

心の悩みや精神疾患等、心の健康について相談を行っています。

広島県立総合精神保健福祉センター	〒731-4311 安芸郡坂町北新地2丁目3-77 ☎ (082) 884-1051
広島市精神保健福祉センター	〒730-0043 広島市中区富士見町11-27 ☎ (082) 245-7731

■ こころの電話相談

- こころの健康づくり、こころの悩み、うつ病、精神疾患などについての相談をお受けしています。

電話	080-8230-6037
開設日時	毎週水曜日・土曜日（祝日・年末年始除く） 9:00～16:30（12:00～13:00を除く）

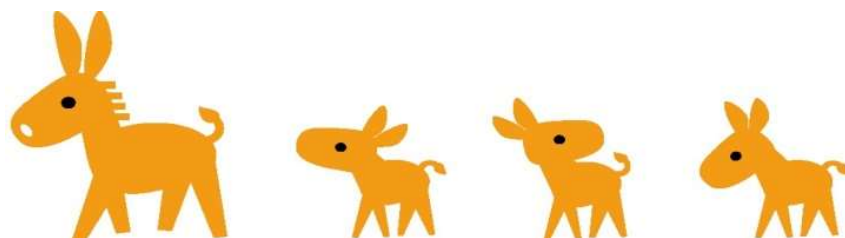
認知症相談

認知症に関する疑問、介護の方法、ご本人・介護者・家族の悩みなどについての相談を受け付けています。相談は無料ですので、お気軽にご相談ください。(ただし、通話料は御負担いただきます。)

■ 認知症電話相談

機関・相談員	受付時間	電話番号
広島県地域包括ケア推進センター		
認知症の人と家族の会広島県支部	火曜日 13時～16時30分	(082) 553-5353
広島県社会福祉士会	木曜日 13時～16時30分	(082) 569-6501
広島市認知症コールセンター		
認知症の人と家族の会広島県支部	月曜日・水曜日 12時～16時	(082) 254-3821
広島県若年性認知症サポートルーム	月～金曜日 9時～17時	(082) 298-1034

※ 祝日、年末年始を除きます。



認知症サポーターキャラバン

キャラクター ロバ隊長

地域包括支援センター

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、介護だけでなく生活や権利擁護など、幅広く様々な相談に応じ、関係機関との調整を行いながら、適切なサービスの利用につなげていきます。

■ 相談体制

相談内容	介護予防サービスの利用、生活相談、介護に関する相談、高齢者虐待や成年後見制度の利用などの権利擁護相談など
相談日・時間	月曜日～金曜日の8:30～17:15が一般的ですが、センターによっては、土曜日も対応しています。 また、緊急の場合は、夜間・深夜でも対応します。
職員	主に社会福祉士が対応しますが、この他にも保健師、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）などが配置されています。
相談方法	電話、来所、手紙、FAXなど。 必要に応じ、相談者の自宅にも出向いて、相談等にお応えします。

■ 実施体制

市町が直接設置しているセンターと、社会福祉法人などが市町から受託して運営しているセンターがあります。

地域によっては、支所の役割を持ったサブセンターや総合相談支援業務についての窓口としてのブランチが設置されています。

■ 費用負担

無

■ 問合せ先

P148

老人介護支援センター

地域包括支援センターのほかにも、地域の相談機関として「老人介護支援センター」が設置されています。

センターによって対応する職員の体制や時間は異なりますが、無料で、電話や来所による高齢者やその家族などからの相談に対応し、助言や支援を行います。

医療安全支援センター

医療に関する心配事や相談に対して、専門の相談員が、相談者のプライバシーに配慮して、中立的な立場から助言や情報提供を行っています。

なお、広島市や呉市、福山市にもそれぞれ、相談窓口が設置されており、専門の相談員等が相談を受け付けています。

名称	電話番号	受付時間等
広島県医療安全支援センター (広島県庁本館6階)	(082) 513-3058	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 13時～16時 ※相談方法：電話・面談(要予約) ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。
広島市医療安全相談窓口 (広島市医療安全支援センター) (広島市役所本庁舎13階)	(082) 504-2051	月曜～金曜日 (祝日、年末年始及び8月6日は除く) 9時～15時 ※相談方法：電話・面談(電話予約が必要) ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。
呉市医療安全相談窓口 (すこやかセンターくれ5階)	(0823) 25-3534	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 8時30分～17時15分 ※相談方法：電話・面談(電話予約が必要) ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。
福山市医療安全相談窓口 (福山すこやかセンター5階)	(084) 928-1164	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 9時～12時、13時～16時 ※相談方法：電話・面談(電話予約が必要) ※診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。

お薬に関する相談窓口

お薬については様々な不安があることと思います。(例 飲み合わせ、飲み忘れ、副作用、など)
お薬の相談に関しては、処方箋を発行した医師や、調剤を行った薬剤師にご相談ください。
また、次の相談窓口でも相談を受け付けています。

名称	電話番号	受付時間等
(公社) 広島県薬剤師会 お薬相談電話	(082) 567-6093	月曜～金曜日 (祝日、お盆休み、年末年始は除く) 10時～12時、 13時～15時 ※電話相談のみ ※診断・治療に関するご相談は対象外です。 ※ご相談は、原則としてご本人からの電話に限ります。

薬局による在宅訪問に関する相談窓口

在宅医療や介護サービスを受けている方のお薬の管理については、様々な不安があることと思います。(例 飲み忘れが目立つ、残薬が多い、など)

次の相談窓口では、在宅訪問サービスを行う薬局に関する相談を受け付けています。

なお、お薬全般の相談に関しては、処方箋を発行した医師、調剤を行った薬剤師、又は広島県薬剤師会お薬相談電話 (082-567-6093) にご相談ください。

名称	郵便番号及び住所	電話番号	受付時間等
広島県薬剤師会在宅訪問相談窓口 (県内全域) ※各担当窓口の紹介を行っています。	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 (窓口での対応は行っていません。電話のみ)	0120-093-936 (広島県薬剤師会内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 9時～17時
広島市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1	(082) 506-1255 (広島市薬剤師会内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 10時～17時 ※不定休あり
安佐薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒731-0223 広島市安佐北区可部南 2-2-2 岡田ビル 301号	(082) 562-2973 (安佐薬剤師会内)	月曜～金曜日 (祝日、お盆、年末年始は除く)
安芸薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒735-0017 安芸郡府中町青崎南 2-1	(082) 282-4440 (安芸薬剤師会内)	10時～17時

名称	郵便番号及び住所	電話番号	受付時間等
広島佐伯薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒731-5124 広島市佐伯区皆賀 2-2-23	(082) 924-5957 (広島佐伯薬剤師会内)	月曜～水曜日、金曜日 9時～18時 木曜日、土曜日 9時～12時 (祝日、年末年始は除く) ※不定休あり
大竹市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒739-0651 大竹市玖波 1-13-5	090-3373-6097 (玖波駅前薬局内)	月曜～日曜日 24時間対応可能
廿日市市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒738-0033 廿日市市串戸 2-17-5	(0829) 32-0300 (廿日市市薬剤師会内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 10時～17時 ※不定休あり
東広島薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒739-0041 東広島市西条町寺家 7430-1	(082) 426-3588 (ひまわり薬局内)	月～土曜日 8時45分～18時 (日曜・祝日・年末年始は除く) ※薬局開局時間内
呉市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒737-0046 呉市中通 1-4-2	(0823) 21-4695 (呉市薬剤師会内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 10時～17時 ※不定休あり
福山市薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒720-0815 福山市野上町 3-12-1	(084) 924-6625 (福山市薬剤師会野上薬局内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 9時～17時
三原薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒723-0051 三原市宮浦 1-20-36	(0848) 64-8079 (三原薬剤師会センター薬局内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 11時30分～15時30分
尾道薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒722-038 尾道市天満町 13-14	(0848) 20-0353 (尾道薬剤師会内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 10時～17時 ※不定休あり
因島薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒722-2211 尾道市因島中庄町 4895-26	(0845) 24-3661 (寺西薬局内)	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く)
三次薬剤師会在宅訪問相談窓口	〒728-0023 三次市東酒屋町 587-1	080-2930-7444 (ファーマシィ薬局健美内)	10時～17時 ※不定休あり

消費生活相談

「商品やサービスの料金に納得できない」「言葉巧みに高額な商品売りつけられた」ことはありませんか？

訪問販売や電話勧誘販売などで高齢者が被害に遭いやすい傾向にあります。

困ったら一人で悩まず、お住まいの地域の相談窓口へ。

県・市町の相談窓口

名称	郵便番号	住所	電話番号	受付時間等
広島市消費生活センター	730-0011	広島市中区基町6-27 アクア広島センター街8階	(082) 225-3300	火曜日を除く毎日（年末年始は除く） 10時～19時
呉市消費生活センター	737-8501	呉市中央4-1-6 呉市役所1階市民窓口課 市民相談室内	(0823) 25-3218	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 8時30分～16時30分（12時～13時休み）
竹原市消費生活相談室	725-8666	竹原市中央5-1-35 竹原市役所1階産業振興課内	(0846) 22-6965	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～16時（12時～13時休み）
三原市消費生活センター	723-8601	三原市港町3-5-1 三原市役所本庁舎3階 商工振興課内	(0848) 67-6410	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～16時（12時～13時休み）
尾道市消費生活センター	722-8501	尾道市久保1-15-1 尾道市役所1階商工課内	(0848) 37-4848	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～17時（12時～13時休み）
福山市消費生活センター	720-8501	福山市東桜町3-5 福山市役所1階	(084) 928-1188	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 8時30分～16時30分
府中市消費生活センター	726-8601	府中市府川町315 府中市役所南棟1階	(0847) 44-9188	月曜 火曜 木曜 金曜日（祝日、年末年始は除く） 10時～16時（12時～13時休み）
三次市消費生活センター	728-8501	三次市十日市中2-8-1 三次市役所東館1階市民課内	(0824) 62-6222	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） ※ただし、水曜日は職員不在 9時～16時（12時～13時休み）
庄原市消費生活センター	727-8501	庄原市中本町1-10-1 庄原市役所1階市民生活課内	(0824) 73-1228	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～16時（12時～13時休み）
大竹市消費生活センター	739-0692	大竹市小方1-11-1 大竹市役所3階産業振興課内	(0827) 57-3236	火曜、金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～16時（12時～13時休み）
東広島市消費生活センター	739-8601	東広島市西条栄町8-29 東広島市役所北館1階 市民生活課内	(082) 421-7189	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時00分～17時00分（12時～13時休み）
廿日市市消費生活センター	738-8501	廿日市市下平良1-11-1 廿日市市役所1階人権・市民 生活課内	(0829) 31-1841	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～16時（12時～13時休み）
安芸高田市消費生活相談窓口	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市役所第2庁舎2階	(0826) 42-1143	火曜日（祝日、年末年始は除く） 9時30分～16時30分（12時～13時休み）
江田島市消費生活相談窓口	737-2297	江田島市大柿町大原505番地 江田島市役所4階危機管理課 内	(0823) 43-1843	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～16時（12時～13時休み） ※金曜日は15時まで
府中町消費生活相談コーナー	735-8686	安芸郡府中町大通3-5-1 府中町役場1階自治振興課内	(082) 286-3128	月曜～金曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～16時（12時～13時休み）
海田町消費生活相談窓口	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17 海田町役場3階地域みらい課内	(082) 823-9219	木曜日（祝日、年末年始は除く） 9時～17時

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	受付時間等
熊野町消費生活相談窓口	731-4292	安芸郡熊野町中溝 1-1-1 熊野町役場2階生活環境課内	(082) 820-5636	月曜～金曜日(祝日、年末年始は除く) ※ただし、相談員の勤務は月・水曜日のみ 10時～16時(12時～13時は休み)
坂町消費生活相談窓口	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1 坂町役場2階企画財政課内	(082) 820-1535	木曜日(祝日、年末年始は除く) 9時～16時(12時～13時は休み)
安芸太田町消費生活相談所	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内 784-1 安芸太田町役場東館1階 産業観光課内	(0826) 28-1961	月曜～金曜日(祝日、年末年始は除く) 9時～16時(12時～13時は休み)
北広島町消費生活相談室	731-1533	山県郡北広島町有田 495-1 北広島町人権・生活総合相談センタ -	(0826) 72-5571	木曜日(祝日、年末年始は除く) 10時～16時(12時～13時は休み)
大崎上島町消費生活相談窓口	725-0231	豊田郡大崎上島町東野 6625-1 大崎上島町役場地域経営課内	(0846) 65-3123	奇数月の第1金曜日(祝日、年末年始は除く) 10時～15時(12時～13時は休み)
世羅町生活安全相談窓口	722-1192	世羅郡世羅町西上原 123-1 世羅町役場総務課内	(0847) 22-1111 (代表)	月曜～金曜日(祝日、年末年始は除く) 10時～16時(12時～13時は休み)
神石高原町消費生活相談窓口	720-1522	神石郡神石高原町小島 1701 神石高原町役場 未来創造課内	(0847) 89-3088	月曜～金曜日(祝日、年末年始は除く) 9時～16時(12時～13時は休み)
広島県生活センター ※お住まいの市町で相談窓口を 開いていない日やお住まいの市 町での相談を希望しない場合な どの相談に応じています。	730-8511	広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎1階	(082) 223-6111	月曜～金曜日(祝日、年末年始は除く) 9時～17時

広島県ではメールによる消費者トラブルの相談を受け付けています。
相談のための専用フォームは広島県消費者啓発情報サイトまたは、こちらのQRコードから。



相談してムーチョ

検索



県民相談

県民からの、行政に関する相談、民事(近隣トラブル、個人間金銭貸借等)相談、家事(相続、離婚、家庭内問題等)相談、交通事故相談に応じています。

また、オンラインでの相談も受け付けています。申込はこちらのQRコードから。



県民相談窓口

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	受付時間等
広島県生活センター (環境県民局 消費生活課)	730-8511	広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎1階	(082) 223-8811	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 9時～17時
東部地域県民相談室	720-8511	福山市三吉町 1-1-1 東部総務事務所内	(084) 931-5522	月曜～金曜日 (祝日、年末年始は除く) 9時15分～16時 (12時～13時は休み)
北部地域県民相談室	728-0013	三次市十日市東 4-6-1 北部総務事務所内	(0824) 62-5522	

警察の相談電話

広島県警察では、高齢者にふりかかる各種犯罪や事故等の防止、防犯問題などの困りごとに関して相談に応じています。

名称【担当課】	相談内容	電話番号
警察安全相談電話 【警察安全相談課】	犯罪・防犯など、警察で対応できる問題についての相談	【24時間対応】 (082) 228-9110 携帯電話、プッシュ回線は局番なしの#9110
ヤングテレホン広島 【少年対策課】	少年の非行や被害についての相談	【24時間対応】 (082) 228-3993
悪質商法相談電話 【生活環境課】	悪質商法やヤミ金融に関する相談	(082) 221-4194
性犯罪相談電話 【捜査第一課】	性犯罪被害に関する相談	【24時間対応】 0120-630-110 携帯電話、プッシュ回線は局番なしの#8103
サイバー110番 【サイバー犯罪対策課】	インターネットを利用した犯罪に関する相談	(082) 212-3110
拳銃110番 【組織犯罪対策第三課】	拳銃等銃器に関する情報提供および相談	【24時間対応】 (0120) 10-3774
覚醒剤・麻薬相談電話 【組織犯罪対策第三課】	違法な薬物に関する情報提供および相談	【24時間対応】 (082) 227-4989

※【24時間対応】について、月～金 8：30～17：15以外の時間及び休日、年末年始は、担当者以外が対応する場合があります。

運転免許などのお問い合わせ先電話番号

安全運転相談・ 運転免許証の自主返納	広島県警察本部 広島県運転免許センター 東部運転免許センター	(082) 228-0110 (代表電話) (電話交換に、安全運転相談又は自主返納の係に繋ぐようお願いしてください。)
	安全運転相談ダイヤル	携帯電話、プッシュ回線は局番なしの#8080
	最寄りの警察署交通課	P154

9 連絡先一覧

市 町

各市町によって組織名称が異なりますが、高齢者の福祉については、広島市では区の福祉事務所（P153）、その他の市及び町では市町福祉事務所（P153）又は、高齢者支援課、福祉保健課、住民課、福祉課などで取り扱っています。

市 町	郵便番号	所在地	電話番号
広島市	730-8586	広島市中区国泰寺町1丁目6-34	(082) 245-2111
呉市	737-8501	呉市中央4丁目1-6	(0823) 25-3100
竹原市	725-8666	竹原市中央5丁目1-35	(0846) 22-7719
三原市	723-8601	三原市港町3丁目5-1	(0848) 64-2111
尾道市	722-8501	尾道市久保1丁目15-1	(0848) 38-9111
福山市	720-8501	福山市東桜町3-5	(084) 921-2111
府中市	726-8601	府中市府川町315	(0847) 44-9099
三次市	728-8501	三次市十日市中2丁目8-1	(0824) 62-6111
庄原市	727-8501	庄原市中本町1丁目10-1	(0824) 73-1111
大竹市	739-0692	大竹市小方1丁目11-1	(0827) 59-2111
東広島市	739-8601	東広島市西条栄町8-29	(082) 422-2111
廿日市市	738-8501	廿日市市下平良1丁目11-1	(0829) 20-0001
安芸高田市	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791	(0826) 42-2111
江田島市	737-2297	江田島市大柿町大原505	(0823) 43-1111
府中町	735-8686	安芸郡府中町大通3丁目5-1	(082) 286-3111
海田町	736-8601	安芸郡海田町南昭和町14-17	(082) 822-2121
熊野町	731-4292	安芸郡熊野町中溝1丁目1-1	(082) 820-5600
坂町	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜1丁目1-1	(082) 820-1500
安芸太田町	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内236	(0826) 25-0250
北広島町	731-1595	山県郡北広島町有田1234	(0826) 72-2111
大崎上島町	725-0231	豊田郡大崎上島町東野6625-1	(0846) 65-3111
世羅町	722-1192	世羅郡世羅町西上原123-1	(0847) 22-1111
神石高原町	720-1522	神石郡神石高原町小畠1701	(0847) 89-3330

社会福祉協議会

住民の社会福祉に関する理解と関心を深め、社会福祉団体などの行う活動の連絡・調整を図ることにより、その地域における福祉活動を推進することを目的とする団体で、県・市町・政令市の区ごとに設立されています。

名称	郵便番号	所在地	電話番号
広島県社会福祉協議会	732-0816	南区比治山本町 12-2 県社会福祉会館内	(082) 254-3411
広島市社会福祉協議会	732-0822	南区松原町 5-1 広島市総合福祉センター内	(082) 264-6400
中区事務所	730-0051	中区大手町 4-1-1 大手町平和ビル5階中区地域福祉センター内	(082) 249-3114
東区事務所	732-8510	東区東蟹屋町 9-34 東区総合福祉センター内	(082) 263-8443
南区事務所	734-8523	南区皆実町 1-4-46 南区役所別館内	(082) 251-0525
西区事務所	733-8535	西区福島町 2-24-1 西区地域福祉センター内	(082) 294-0104
安佐南区事務所	731-0194	安佐南区中須 1-38-13 安佐南区総合福祉センター内	(082) 831-5011
安佐北区事務所	731-0221	安佐北区可部 3-19-22 安佐北区総合福祉センター内	(082) 814-0811
安芸区事務所	736-8555	安芸区船越南 3-2-16 安芸区総合福祉センター内	(082) 821-2501
佐伯区事務所	731-5135	佐伯区海老園 1-4-5 佐伯区役所別館内	(082) 921-3113
呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市中央 5-12-21 呉市福祉会館内	(0823) 25-3509
川尻安浦支所	737-2603	呉市川尻町西 2-3-33 川尻福祉センターふれあい内	(0823) 87-6555
呉市総合ケアセンター さざなみ・音戸倉橋支所	737-1206	呉市音戸町高須 3-7-15 呉市総合ケアセンターさざなみ内	(0823) 50-0611
安芸灘支所	737-0403	呉市蒲刈町田戸 2308-1 蒲刈高齢者生活福祉センター内	(0823) 66-1165
豊浜分所	734-0101	呉市豊浜町豊島 3526-15 豊浜まちづくりセンター内	(0823) 67-1310
竹原市社会福祉協議会	725-0026	竹原市中央 3-13-5 ふくしの駅内	(0846) 22-5131
三原市社会福祉協議会	723-0014	三原市城町 1-2-1 三原市総合保健福祉センター4階	(0848) 63-0570
三原地域センター			
本郷地域センター	729-0417	三原市本郷南 5-23-1 本郷保健福祉センター内	(0848) 86-3607
久井地域センター	722-1412	三原市久井町和草 1906-1 久井保健福祉センター内	(0847) 32-7101
大和地域センター	729-1321	三原市大和町和木 1538-1 大和保健福祉センター内	(0847) 34-1214
梅林の里	723-0065	三原市西野 3-7-1	(0848) 61-0819
尾道市社会福祉協議会	722-0017	尾道市門田町 22-5 尾道市総合福祉センター内	(0848) 22-8385
御調支所	722-0311	尾道市御調町 107-1 御調保健福祉センター内	(0848) 76-1231
向島支所	722-0073	尾道市向島町 5888-1 愛あいセンター内	(0848) 45-2113
因島支所	722-2324	尾道市因島田熊町 1315-1 因島総合福祉保健センター内	(0845) 22-6562
瀬戸田支所	722-2416	尾道市瀬戸田町林 1288-7 瀬戸田福祉保健センター内	(0845) 27-3846
福山市社会福祉協議会	720-8512	福山市三吉町南 2-11-22 福山すこやかセンター内	(084) 928-1330
新市事務所	729-3103	福山市新市町新市 1061-1 新市支所内	(0847) 52-5115
新市事務所北部分所	720-1132	福山市駅家町倉光 37-1 北部支所内	(084) 976-7050
神辺事務所	720-2123	福山市神辺町川北 1151-1 かなべ市民交流センター内	(084) 963-3366
松永事務所	729-0104	福山市松永町 3-1-29 西部市民センター内	(084) 930-4110
松永事務所沼隈内海分所	720-0311	福山市沼隈町草深 1889-6 沼隈支所内	(084) 980-7722
東部事務所	721-0915	福山市伊勢丘 6-6-1 東部市民センター内	(084) 948-0766

名称	郵便番号	所在地	電話番号
府中市社会福祉協議会	726-0011	府中市広谷町919-3 保健福祉総合センターリ・フレ内	(0847) 47-1294
上下支所	729-3431	府中市上下町上下869-5	(0847) 62-2566
三次市社会福祉協議会	728-0013	三次市十日市東3-14-1 三次市福祉保健センター内	(0824) 63-8975
君田支所	728-0401	三次市君田町東入君644-1 三次市君田支所内	(0824) 53-2964
布野支所	728-0201	三次市布野町上布野11093-1 布野保健福祉センター内	(0824) 54-2042
作木支所	728-0124	三次市作木町下作木1503 作木老人福祉センター内	(0824) 55-2119
吉舎支所	729-4211	三次市吉舎町吉舎723-1 吉舎保健センター内	(0824) 43-3301
三良坂支所	729-4304	三次市三良坂町三良坂5042-1 三次市三良坂支所内	(0824) 44-2182
三和支所	729-6702	三次市三和町敷名11460-2 みわ総合福祉センター内	(0824) 52-3143
甲奴支所	729-4102	三次市甲奴町西野592 甲奴健康づくりセンターゆげんき内	(0847) 67-2075
江水園	728-0131	三次市作木町香淀655	(0824) 55-3388
三次西健康づくりセンター	728-0026	三次市日下町143-1	(0824) 65-0321
庄原市社会福祉協議会	727-0013	庄原市西本町4-5-26 ふれあいセンター内	(0824) 72-7120
庄原地域センター			(0824) 72-5151
西城地域センター	729-5742	庄原市西城町中野1339 西城保健福祉総合センターしあわせ館内	(0824) 82-2953
東城地域センター	729-5121	庄原市東城町川東1175 庄原市役所東城支所内	(08477) 2-0488
口和地域センター	727-0114	庄原市口和町永田415-4 口和老人福祉センター内	(0824) 89-2320
高野地域センター	727-0402	庄原市高野町新市1150-1 高野福祉保健センター内	(0824) 86-3044
比和地域センター	727-0301	庄原市比和町比和792 比和ふれあいセンター内	(0824) 85-2300
総領地域センター	729-3703	庄原市総領町下領家71 総領健康福祉センター内	(0824) 88-2796
大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄2-4-1 大竹市総合福祉センター内	(0827) 52-2211
東広島市社会福祉協議会	739-0003	東広島市西条町土与丸1108 東広島市総合福祉センター内	(082) 423-2800
黒瀬支所	739-2612	東広島市黒瀬町丸山1286-1	(0823) 82-2026
福富支所	739-2303	東広島市福富町久芳1545-1	(082) 435-2247
豊栄支所	739-2311	東広島市豊栄町乃美2841-1	(082) 432-2083
河内支所	739-2201	東広島市河内町中河内1206-1	(082) 420-7011
安芸津支所	739-2402	東広島市安芸津町三津4398	(0846) 45-0201
廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮1-13-1 山崎本社みんなのあいプラザ内	(0829) 20-0294
佐伯事務所	738-0222	廿日市市津田4109 佐伯社会福祉センター内	(0829) 72-0868
吉和事務所	738-0301	廿日市市吉和1771-1 吉和福祉センター内	(0829) 77-2883
大野事務所	739-0492	廿日市市大野1-1-1 大野支所内	(0829) 55-3294
宮島事務所	739-0506	廿日市市宮島町960-2 宮島福祉センター内	(0829) 44-2785
安芸高田市社会福祉協議会	731-0521	安芸高田市吉田町常友1564-2 安芸高田市保健センター内	(0826) 42-2941
八千代支所	731-0303	安芸高田市八千代町佐々井1391-1 八千代文化施設フォルテ内	(0826) 52-2941
美土里支所	731-0612	安芸高田市美土里町本郷1775 安芸高田市役所美土里支所内	(0826) 59-2941
高宮支所	739-1802	安芸高田市高宮町佐々部983-2 安芸高田市役所高宮支所内	(0826) 57-2941
甲田支所	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1490-1 ふれあいセンターこうだ内	(0826) 45-2941
向原支所	739-1201	安芸高田市向原町坂185-1 安芸高田市役所向原支所内	(0826) 46-2941
江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	(0823) 40-2501
府中町社会福祉協議会	735-0023	府中町浜田本町5-25 マエダハウジング府中町ふれあい福祉センター内	(082) 285-7278

名称	郵便番号	所在地	電話番号			
海田町社会福祉協議会	736-0066	海田町中店8-33	(082) 820-0294			
熊野町社会福祉協議会	731-4214	熊野町中溝 1-11-1 熊野町地域福祉会館内	(082) 855-2855			
坂町社会福祉協議会	731-4312	坂町平成ヶ浜 1-3-19 平成ヶ浜福祉センター内	(082) 885-2611			
安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	安芸太田町中筒賀 2802-5 筒賀福祉センター内	(0826) 32-2226			
筒賀本所						
戸河内支所	731-3810	安芸太田町戸河内 800-1 安芸太田町地域支援センター内	(0826) 28-1505			
北広島町社会福祉協議会	731-2104	北広島町大朝 2513-1 大朝福祉センター内	(0826) 82-2680			
	芸北支所	731-2323	北広島町川小田 10075-5 北広島町役場芸北支所内			
	千代田支所	731-1533	北広島町有田 1234 北広島町まちづくりセンター内			
	豊平支所	731-1711	北広島町戸谷 1088-1 北広島町役場豊平支所内			
大崎上島町社会福祉協議会	725-0401	大崎上島町木江 5-9 木江保健福祉センター内	(0846) 62-1718			
	大崎支所	725-0301	大崎上島町中野 4098-7 大崎老人福祉センター内			
	東野支所	725-0231	大崎上島町東野 6625-1 東野保健福祉センター内			
世羅町社会福祉協議会	722-1121	世羅町西上原 426-3	(0847) 22-3162			
世羅西支所	722-1701	世羅町小国 3393 世羅町役場せらにし支所内	(0847) 37-1335			
神石高原町社会福祉協議会	720-1522	神石高原町小畠 1748 小畠交流会館内	(0847) 85-2330			
三和事務所						
油木事務所				720-1812	神石高原町油木乙 1858 油木支所内	(0847) 82-0707
神石事務所				729-3511	神石高原町高光 2559 神石支所内	(0847) 87-0125
豊松事務所	720-1704	神石高原町下豊松 741 とよまつ総合センター内	(0847) 84-2259			



地域包括支援センター

※ 令和6年4月1日現在の施設です。

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予防支援
広島市	広島市基町地域包括支援センター	730-0011	中区基町 19-2-425	(082) 502-7955	○
	広島市幟町地域包括支援センター	730-0004	中区東白島町 13-26	(082) 222-6608	○
	広島市国泰寺地域包括支援センター	730-0046	中区昭和町 12-2	(082) 249-0600	○
	広島市吉島地域包括支援センター	730-0825	中区光南一丁目 4-6	(082) 545-1123	○
	広島市江波地域包括支援センター	730-0834	中区江波二本松二丁目 6-27	(082) 296-4833	○
	広島市福木・温品 地域包括支援センター	732-0032	東区上温品一丁目 11-27-101	(082) 280-2330	○
	広島市戸坂地域包括支援センター	732-0003	東区戸坂中町 2-29	(082) 516-0051	○
	広島市牛田・早稲田 地域包括支援センター	732-0066	東区牛田本町五丁目 1-2 7階	(082) 228-2033	○
	広島市二葉地域包括支援センター	732-0053	東区若草町 10-14 はらだビル 2階	(082) 263-3864	○
	広島市大州地域包括支援センター	732-0802	南区大州一丁目 1-26	(082) 581-6025	○
	広島市段原地域包括支援センター	732-0814	南区段原南一丁目 3-52 広島段原ショッピングセンター内2階	(082) 261-8588	○
	広島市翠町地域包括支援センター	734-0001	南区出汐二丁目 3-46	(082) 252-5500	○
	広島市仁保・楠那 地域包括支援センター	734-0025	南区東本浦町 26-8 たおビル 2階	(082) 286-6112	○
	広島市宇品・似島 地域包括支援センター	734-0004	南区宇品神田三丁目 7-15 坂本ビル 2階	(082) 252-6456	○
	広島市中広地域包括支援センター	733-0003	西区三篠町一丁目 8-21 2階	(082) 509-0288	○
	広島市観音地域包括支援センター	733-0031	西区観音町 16-19 3階	(082) 292-3582	○
	広島市己斐・己斐上 地域包括支援センター	733-0812	西区己斐本町二丁目 7-13	(082) 275-0087	○
	広島市古田地域包括支援センター	733-0872	西区古江東町 5-3-104	(082) 272-5173	○
	広島市庚午地域包括支援センター	733-0861	西区草津東二丁目 8-5	(082) 507-1210	○
	広島市井口台・井口 地域包括支援センター	733-0842	西区井口二丁目 5-19	(082) 501-6681	○
	広島市城山北・城南 地域包括支援センター	731-0103	安佐南区緑井六丁目 37-5- 102	(082) 831-1157	○
	広島市安佐・安佐南 地域包括支援センター	731-0121	安佐南区中須二丁目 19-6 3階	(082) 879-1876	○
	広島市高取北・安西 地域包括支援センター	731-0144	安佐南区高取北一丁目 17-41	(082) 878-9401	○
	広島市東原・祇園東 地域包括支援センター	731-0112	安佐南区東原三丁目 14-4	(082) 850-2220	○
	広島市祇園・長束 地域包括支援センター	731-0137	安佐南区山本一丁目 4-25	(082) 875-0511	○
	広島市戸山・伴・大塚 地域包括支援センター	731-3165	安佐南区伴中央二丁目 5-12	(082) 849-5860	○
	広島市白木地域包括支援センター	739-1301	安佐北区白木町小越 218-2	(082) 828-3361	○
	広島市高陽・亀崎・落合 地域包括支援センター	739-1742	広島市安佐北区亀崎一丁目 1-6 フジグラン高陽 2階	(082) 841-5533	○
	広島市口田地域包括支援センター	739-1733	安佐北区口田南七丁目 11-22	(082) 842-8818	○
	広島市三入・可部 地域包括支援センター	731-0211	安佐北区三入五丁目 16-31	(082) 516-6611	○
広島市龜山地域包括支援センター	731-0231	安佐北区龜山四丁目 2-36	(082) 819-0771	○	

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予 防支援
広島市	広島市清和・日浦 地域包括支援センター	731-3361	安佐北区あさひが丘 三丁目 18-13-7-101	(082) 810-4688	○
	広島市瀬野川東地域包括支援センター	739-0311	安芸区瀬野二丁目 17-33	(082) 820-3711	○
	広島市瀬野川・船越 地域包括支援センター	739-0321	安芸区中野三丁目 9-5	(082) 893-1839	○
	広島市阿戸・矢野 地域包括支援センター	736-0083	安芸区矢野東六丁目 23-15	(082) 889-6605	○
	広島市湯来・砂谷 地域包括支援センター	738-0512	佐伯区湯来町白砂 82-4	(0829) 86-1241	○
	広島市五月が丘・美鈴が丘 地域包括支援センター	731-5114	佐伯区美鈴が丘西一丁目 3-9	(082) 208-5017	○
	広島市三和地域包括支援センター	731-5102	佐伯区五日市町石内 6405-1	(082) 926-0025	○
	広島市城山・五日市観音 地域包括支援センター	731-5141	佐伯区千同一丁目 30-6	(082) 924-7755	○
	広島市五日市地域包括支援センター	731-5128	佐伯区五日市中央二丁目 4-40	(082) 924-0053	○
	広島市五日市南地域包括支援センター	731-5136	佐伯区楽々園四丁目 2-19- 101	(082) 924-8051	○
呉市	呉市中央地域包括支援センター	737-0032	本町 9-13	(0823) 20-6307	○
	呉市天応・吉浦地域包括支援センター	737-0862	狩留賀町 3-16	(0823) 31-8390	○
	呉市昭和地域包括支援センター	737-0903	焼山西三丁目 4-17	(0823) 30-5666	○
	呉市宮原・警固屋 地域包括支援センター	737-0012	警固屋三丁目 6-29	(0823) 27-5444	○
	呉市東部地域包括支援センター	737-0112	広古新開二丁目 1-3	(0823) 76-3333	○
	呉市川尻・安浦地域包括支援センター	737-2516	安浦町中央一丁目 3-17	(0823) 70-6662	○
	呉市安芸灘地域包括支援センター	737-0401	蒲刈町宮盛 1-2	(0823) 66-1115	○
呉市音戸・倉橋地域包括支援センター	737-1206	音戸町高須 3-7-15	(0823) 27-8980	○	
竹原市	竹原市地域包括支援センター	725-0026	中央三丁目 13-5	(0846) 22-5494	○
三原市	三原市東部地域包括支援センター どりいむ	723-0003	中之町六丁目 31-1	(0848) 61-4410	○
	三原市南部地域包括支援センター 三恵苑	723-0014	城町三丁目 7-1	(0848) 63-6775	○
	三原市中央地域包括支援センター 三原市医師会	723-0051	宮浦一丁目 15-16	(0848) 63-7100	○
	三原市西部地域包括支援センター大空	729-0414	下北方一丁目 6-5	(0848) 86-2450	○
	三原市北部地域包括支援センター はーもにー	722-1412	久井町和草 1906-1	(0847) 32-5007	○
尾道市	尾道市北部地域包括支援センター	722-0311	御調町市 107-1	(0848) 76-2495	○
	尾道市西部地域包括支援センター	722-0017	門田町 22-5	(0848) 21-1262	○
	尾道市東部地域包括支援センター	722-0051	東尾道 4-4	(0848) 56-0345	○
	尾道市地域包括支援センター	722-8503	新高山三丁目 1170-177 尾道市立市民病院内	(0848) 56-1212	○
	尾道市南部地域包括支援センター	722-2211	因島中庄町 1955	(0845) 24-1248	○
	尾道市南部地域包括支援センター 瀬戸田支所	722-2416	瀬戸田町林 1288-7	(0845) 27-3847	—
	尾道市向島地域包括支援センター	722-0073	向島町 5888-1	(0848) 41-9240	○
福山市	福山市地域包括支援センター三吉	721-0975	西深津町六丁目 6-10	(084) 973-0155	○
	福山市地域包括支援センター三吉町南	720-0032	三吉町南二丁目 11-22	(084) 927-9039	○

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予 防支援
福山市	福山市地域包括支援センター南本庄	720-0077	南本庄三丁目 1-52	(084) 920-8161	○
	福山市地域包括支援センター野上	720-0815	野上町二丁目5-9	(084) 921-0210	○
	福山市地域包括支援センター箕島	721-0957	箕島町 5816-144	(084) 981-1856	○
	福山市地域包括支援センター赤坂	720-0843	赤坂町大字赤坂 1282-4	(084) 949-2170	○
	福山市地域包括支援センター南蔵王	721-0973	南蔵王町六丁目 16-54	(084) 940-1130	○
	福山市地域包括支援センター引野	721-0942	引野町五丁目 9-21	(084) 940-5090	○
	福山市地域包括支援センター坪生	721-0903	坪生町黒坂 7606	(084) 947-9090	○
	福山市地域包括支援センター水呑	720-0832	水呑町 3344-1	(084) 956-2310	○
	福山市地域包括支援センター水呑 サブセンター鞆	720-0202	鞆町後地 1296-2	(084) 982-3323	—
	福山市西南部地域包括支援センター	729-0105	南松永町二丁目 8-12	(084) 933-6272	○
	福山市西南部 地域包括支援サブセンター柳津	729-0114	柳津町 98-1	(084) 933-9898	—
	福山市西南部地域包括支援サブセンター 内海・沼隈	720-0392	沼隈町草深 1889-6	(084) 965-6702	—
	福山市北部地域包括支援センター	720-1132	駅家町倉光 435-2	(084) 976-0071	○
	福山市北部 地域包括支援サブセンター芦田	720-1264	芦田町福田 189-1	(084) 950-0071	—
	福山市北部 地域包括支援サブセンター駅家	720-1131	駅家町万能倉 96-1	(084) 977-0071	—
	福山市地域包括支援センター新市	729-3105	新市町下安井 3500	(0847) 51-3222	○
	福山市北部東地域包括支援センター	720-2125	神辺町新徳田二丁目 259	(084) 962-2495	○
	福山市北部東 地域包括支援サブセンター加茂	720-2419	加茂町上加茂 224-1	(084) 972-3124	—
福山市地域包括支援センターかなべ	720-2124	神辺町川南 1406-1	(084) 960-3890	○	
府中市	府中市地域包括支援センター	726-8601	府川町 315	(0847) 40-0223	○
	府中市地域包括支援センター サブセンター府中	726-8501	鶴飼町 555-3 府中市市民病院内	(0847) 46-4117	—
	府中市地域包括支援センター サブセンター上下	729-3431	上下町上下 2100	(0847) 62-2231	—
三次市	三次市地域包括支援センター	728-0013	十日市東三丁目 14-1 三次市福祉保健センター内	(0824) 65-1146	○
庄原市	庄原市地域包括支援センター	727-8501	中本町一丁目 10-1	(0824) 73-1165	○
	庄原市地域包括支援センター 西城サブセンター	729-5742	西城町中野 1339	(0824) 82-2202	—
	庄原市地域包括支援センター 東城サブセンター	729-5121	東城町川東 1175	(08477) 2-5131	—
	庄原市地域包括支援センター 口和サブセンター	728-0502	口和町向泉 942	(0824) 87-2112	—
	庄原市地域包括支援センター 高野サブセンター	727-0402	高野町新市 1171-1	(0824) 86-2115	—
	庄原市地域包括支援センター 比和サブセンター	727-0301	比和町比和 1119-1	(0824) 85-3001	—
	庄原市地域包括支援センター 総領サブセンター	729-3703	総領町下領家 280-1	(0824) 88-3063	—
大竹市	大竹市地域包括支援センター	739-0603	西栄二丁目 4-1	(0827) 53-1165	○
	大竹市認知症対応・玖波地区 地域包括支援センター	739-0651	玖波五丁目 2-1	(0827) 57-7461	○

市町	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	介護予 防支援
東広島市	東広島市基幹型地域包括支援センター	739-8601	西条栄町 8-29	(082) 430-5330	○
	東広島市西条北地域包括支援センター	739-0007	東広島市西条土与丸6丁目1-91	(082) 431-6745	○
	東広島市西条南地域包括支援センター	739-0025	東広島市西条中央6丁目31-38	(082) 422-1020	○
	東広島市八本松地域包括支援センター	739-0151	八本松町原5693-3	(082) 420-9717	○
	東広島市志和地域包括支援センター	739-0262	東広島市志和町志和東810-1	(082) 401-4110	○
	東広島市高屋地域包括支援センター	739-2111	東広島市高屋町高屋堀3486	(082) 426-5211	○
	東広島市黒瀬地域包括支援センター	739-2692	黒瀬町丸山 1333	(0823) 27-4355	○
	東広島市北部（福富・豊栄・河内）地 域包括支援センター	739-2303	福富町久芳 1545-1	(082) 435-2240	○
	東広島市安芸津地域包括支援センター	739-2402	安芸津町三津4398	(0846) 46-1305	○
廿日市市	廿日市市地域包括支援センターはつかいち 東部	738-8512	廿日市市新宮 1-13-1 山崎本社 みんなのあいプラザ3階	(0829) 30-9158	○
	廿日市市地域包括支援センターはつかいち 中部	738-0034	廿日市市宮内4286-1	(0829) 20-4580	○
	廿日市市地域包括支援センターはつかいち 西部	738-0042	廿日市市地御前 1-3-28 学研廿日 市市多世代サポートセンター2階	(0829) 30-9066	○
	廿日市市地域包括支援センターおおの	739-0492	大野一丁目 1-1 大野支所 1階	(0829) 50-0251	○
	廿日市市地域包括支援センターさいき	738-0292	津田 1989 佐伯支所 1階	(0829) 72-2828	○
安芸 高田市	安芸高田市地域包括支援センター	731-0521	吉田町常友 1564-2	(0826) 47-1132	○
江田島市	江田島市地域包括支援センター	737-2297	大柿町大原 505	(0823) 43-1640	○
府中町	府中町地域包括支援センター	735-0023	浜田本町 5-25 マエダハウジン グ府中町ふれあい福祉センター 内	(082) 285-7290	○
海田町	海田町地域包括支援センター	736-8601	南昭和町 14-17	(082) 821-3210	○
熊野町	熊野町地域包括支援センター	731-4292	中溝一丁目 1-1	(082) 820-5615	○
坂町	坂町地域包括支援センター	731-4311	北新地二丁目 3-10	(082) 885-3701	○
安芸 太田町	安芸太田町地域包括支援センター	731-3622	下殿河内 236	(0826) 22-2031	○
北広島町	北広島町地域包括支援センター	731-1595	有田 1234	(0826) 72-7352	○
大崎 上島町	大崎上島町地域包括支援センター	725-0401	木江 5-9 木江保健福祉センター	(0846) 67-0022	○
世羅町	世羅町地域包括支援センター	722-1192	本郷 947	(0847) 25-0072	○
神石 高原町	神石高原町地域包括支援センター	720-1522	小島 1701	(0847) 89-3377	○

県厚生環境事務所・保健所

所管区域	厚生環境事務所 保健所	郵便番号	所在地	電話番号
大竹市 廿日市市	西部厚生環境事務所 西部保健所	738-0004	廿日市市桜尾 2 丁目 2-68	(0829) 32-1181
安芸高田市 安芸郡 山県郡	広島支所	730-0011	広島市中区基町 10- 52	(082) 513-5521
呉市（一部の事 務） 江田島市	呉支所	737-0811	呉市西中央 1 丁目 3-25	(0823) 22-5400
竹原市 東広島市 豊田郡	西部東厚生環境事務所 西部東保健所	739-0014	東広島市西条昭和町 13-10	(082) 422-6911
三原市 尾道市 世羅郡	東部厚生環境事務所 東部保健所	722-0002	尾道市古浜町 26-12	(0848) 25-2011
福山市（一部の事 務） 府中市 神石郡	福山支所	720-8511	福山市三吉町 1 丁目 1-1	(084) 921-1311
三次市 庄原市	北部厚生環境事務所 北部保健所	728-0013	三次市十日市東 4 丁目 6-1	(0824) 63-5181

※広島市・呉市・福山市については、保健所の事務は、それぞれの市の保健所で行います。

市保健所・保健センター

広島市・呉市・福山市では、各市が保健所（保健センター）を設置しています。

	名称	郵便番号	所在地	電話番号
広島市	中保健センター	730-8565	中区大手町 4-1-1	(082) 504-2528
	東保健センター	732-8510	東区東蟹屋町 9-34	(082) 568-7729
	南保健センター	734-8523	南区皆実町 1-4-46	(082) 250-4108
	西保健センター	733-8535	西区福島町 2-24-1	(082) 294-6235
	安佐南保健センター	731-0194	安佐南区中須 1-38-13	(082) 831-4942
	安佐北保健センター	731-0221	安佐北区可部 3-19-22	(082) 819-0586
	安芸保健センター	736-8555	安芸区船越南 3-2-16	(082) 821-2809
	佐伯保健センター	731-5195	佐伯区海老園 1-4-5	(082) 943-9731
呉市	呉市保健所	737-0041	呉市和庄 1-2-13	(0823) 25-3532
	西保健センター	737-0041	呉市和庄 1-2-13	(0823) 25-3542
	東保健センター	737-0112	呉市広古新開 2-1-3	(0823) 71-9176
福山市	福山市保健所	720-0032	福山市三吉町南 2-11-22	(084) 928-3421

市町福祉事務所

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
広島市中福祉事務所	730-8565	広島市中区大手町 4-1-1	(082) 504-2568
広島市東福祉事務所	732-8510	広島市東区東蟹屋町 9-34	(082) 568-7725
広島市南福祉事務所	734-8523	広島市南区皆実町 1-4-46	(082) 250-4103
広島市西福祉事務所	733-8535	広島市西区福島町 2-24-1	(082) 294-6109
広島市安佐南福祉事務所	731-0194	広島市安佐南区中須 1-38-13	(082) 831-4939
広島市安佐北福祉事務所	731-0221	広島市安佐北区可部 3-19-22	(082) 819-0575
広島市安芸福祉事務所	736-8555	広島市安芸区船越南 3-2-16	(082) 821-2804
広島市佐伯福祉事務所	731-5195	広島市佐伯区海老園 1-4-5	(082) 943-9725
呉市福祉事務所	737-8501	呉市中央 4-1-6	(0823) 25-3570
竹原市福祉事務所	725-8666	竹原市中央 5-1-35	(0846) 22-2946
三原市福祉事務所	723-8601	三原市港町 3-5-1	(0848) 64-2111
尾道市福祉事務所	722-8501	尾道市久保 1-15-1	(0848) 38-9122
福山市福祉事務所	720-8501	福山市東桜町 3-5	(084) 928-1061
府中市福祉事務所	726-8601	府中市府川町 315	(0847) 44-9149
三次市福祉事務所	728-8501	三次市十日市中 2-8-1	(0824) 62-6146
庄原市福祉事務所	727-8501	庄原市中本町 1-10-1	(0824) 73-1153
大竹市福祉事務所	739-0692	大竹市小方 1-11-1	(0827) 28-6226
東広島市福祉事務所	739-8601	東広島市西条栄町 8-29	(0824) 22-2111
廿日市市福祉事務所	738-8512	廿日市市新宮 1-13-1	(0829) 30-9150
安芸高田市福祉事務所	731-0592	安芸高田市吉田町吉田 791	(0826) 42-5615
江田島市福祉事務所	737-2297	江田島市大柿町大原 505	(0823) 43-1638
府中町福祉事務所	735-8686	安芸郡府中町大通 3-5-1	(082) 286-3159
海田町福祉事務所	736-8601	安芸郡海田町南昭和町 14-17	(082) 823-9220
熊野町福祉事務所	731-4292	安芸郡熊野町中溝 1-1-1	(082) 820-5614
坂町福祉事務所	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜 1-1-1	(082) 820-1505
安芸太田町福祉事務所	731-3622	山県郡安芸太田町大字下殿河内 236	(0826) 25-0250
北広島町福祉事務所	731-1595	山県郡北広島町有田 1234	(0826) 72-7352
大崎上島町福祉事務所	725-0401	豊田郡大崎上島町木江 4968	(0846) 62-0302
世羅町福祉事務所	722-1192	世羅郡世羅町本郷 947	(0847) 25-0072
神石高原町福祉事務所	720-1522	神石郡神石高原町小島 1701	(0847) 89-3335

広島県警

名称	電話番号	所在地
広島県警察本部	(082) 228-0110	広島市中区基町9-42 (ホムマシ) https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/police/)
広島中央警察署	(082) 224-0110	広島市中区基町9-48
広島東警察署	(082) 506-0110	広島市東区二葉の里3丁目4-22
広島西警察署	(082) 279-0110	広島市西区商工センター4丁目1-3
広島南警察署	(082) 255-0110	広島市南区出汐2丁目4-65
安佐南警察署	(082) 874-0110	広島市安佐南区西原9丁目3-20
安佐北警察署	(082) 812-0110	広島市安佐北区可部4丁目14-13
佐伯警察署	(082) 922-0110	広島市佐伯区倉重1丁目26-1
海田警察署	(082) 820-0110	安芸郡海田町つくも町1-45
廿日市警察署	(0829) 31-0110	廿日市市本町1-10
大竹警察署	(0827) 53-0110	大竹市本町1丁目8-10
山県警察署	(0826) 22-0110	山県郡安芸太田町大字加計3760-1
呉警察署	(0823) 29-0110	呉市西中央2丁目2-4
広島警察署	(0823) 75-0110	呉市広大新開1丁目5-6
江田島警察署	(0823) 42-0110	江田島市江田島町中央4丁目13-1
東広島警察署	(082) 422-0110	東広島市西条昭和町4-11
竹原警察署	(0846) 22-0110	竹原市中央1丁目1-13
福山東警察署	(084) 927-0110	福山市三吉町南2丁目5-31
福山西警察署	(084) 933-0110	福山市神村町3106-1
福山北警察署	(084) 962-0110	福山市神辺町大字新道上字3丁目14
尾道警察署	(0848) 22-0110	尾道市新浜1丁目7-34
三原警察署	(0848) 67-0110	三原市皆実3丁目2-6
府中警察署	(0847) 46-0110	府中市鶴飼町542-3
三次警察署	(0824) 64-0110	三次市十日市中2丁目6-6
庄原警察署	(0824) 72-0110	庄原市中本町1丁目3-8
安芸高田警察署	(0826) 47-0110	安芸高田市吉田町吉田1204-2
世羅警察署	(0847) 22-0110	世羅郡世羅町大字西上原427-1

シルバー人材センター

名 称	郵便番号	所在地	電話番号
公益社団法人広島市シルバー人材センター	730-0005	広島市中区西白島町23-9	(082) 223-1156
公益社団法人呉市シルバー人材センター	737-0077	呉市伏原1丁目4-25	(0823) 21-6611
公益社団法人竹原市シルバー人材センター	725-0026	竹原市中央4丁目7-71	(0846) 22-3331
公益社団法人三原市シルバー人材センター	723-0016	三原市宮沖5丁目9-32	(0848) 63-2266
公益社団法人尾道市シルバー人材センター	722-0042	尾道市久保町1701-1	(0848) 20-7700
公益社団法人福山市シルバー人材センター	721-0955	福山市新涯町2丁目21-30	(084) 953-5222
公益社団法人府中市シルバー人材センター	726-0033	府中市目崎町352	(0847) 47-6120
公益社団法人三次市シルバー人材センター	728-0016	三次市四拾貫町154-1	(0824) 62-7800
公益社団法人庄原市シルバー人材センター	727-0021	庄原市三日市町20-13	(0824) 72-1135
公益社団法人大竹市シルバー人材センター	739-0623	大竹市小方1丁目20-1	(0827) 57-6100
公益社団法人東広島市シルバー人材センター	739-0015	東広島市西条栄町9-18	(082) 426-4683
公益社団法人廿日市市シルバー人材センター	738-0023	廿日市市下平良1丁目1-5	(0829) 20-1468
公益社団法人安芸高田市シルバー人材センター	731-0544	安芸高田市吉田町多治比6111-1	(0826) 42-4411
公益社団法人江田島市シルバー人材センター	737-2122	江田島市江田島町中央1丁目15-15	(0823) 42-5211
公益社団法人府中町シルバー人材センター	735-0013	安芸郡府中町浜田3丁目9-2	(082) 285-0161
公益社団法人海田町シルバー人材センター	736-0051	安芸郡海田町つくも町6-3	(082) 823-2733
一般社団法人熊野町シルバー人材センター	731-4212	安芸郡熊野町初神3丁目24-27	(082) 855-0881
公益社団法人安芸太田町シルバー人材センター	731-3501	山県郡安芸太田町大字加計3838-1	(0826) 22-2410
公益社団法人北広島町シルバー人材センター	731-1533	山県郡北広島町有田1495-1	(0826) 72-8421
公益社団法人世羅町シルバー人材センター	722-1121	世羅郡世羅町大字西上原123-3	(0847) 22-5160
公益社団法人神石高原町シルバー人材センター	720-1812	神石郡神石高原町油木乙2016-2	(0847) 89-0121
大崎上島町シルバー人材センター	725-0231	豊田郡大崎上島町東野2426-1	(0846) 62-3100

このガイドブックについてのお問い合わせは

広島県 健康福祉局

地域共生社会推進課

〒730-8511	広島市中区基町 10-52
電 話	(082) 513-3198
F A X	(082) 502-8744
電子メール	fkyousei@pref.hiroshima.lg.jp

※県のホームページ(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/>)に掲載しています。